

令和8年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会 次第

日 時:令和8年(2026年)10月2日(金)

午前10時～午前11時 30 分

場 所:つくば市役所2階 会議室201

1 開会

2 挨拶

3 議題

第2期つくば市障害者プランの素案について

4 その他

5 閉会

【懇談会資料】

資料1 第2期つくば市障害者プラン 素案
施策の変更点

資料2 第2期つくば市障害者プラン 概要版 素案

資料3 わかりやすい第2期つくば市障害者プラン 素案

第2期 つくば市障害者プラン (案)

令和9年(2027年)3月

第4次つくば市障害者計画

〔対象期間〕 令和9年度(2027年度)から
令和14年度(2032年度)まで

第8期つくば市障害福祉計画

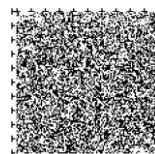
第4期つくば市障害児福祉計画

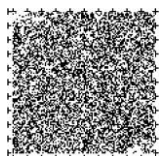
〔対象期間〕 令和9年度(2027年度)から
令和11年度(2029年度)まで

ページの下に音声コード(Uni-Voice:ユニボイス)があります。スマートフォンのアプリなどを使って音声で内容を聞くことができます。

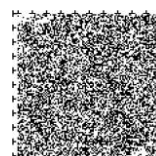
※Uni-VoiceはUni-Voice事業企画株式会社の登録商標です。

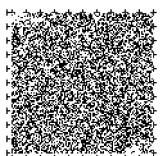
これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs





はじめに





目次

総 論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置付け.....	1
（1） 根拠法令	1
（2） 関連計画との関係.....	2
（3） SDG sとの関係.....	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象者.....	4
第5節 計画の策定体制.....	4
第6節 計画の推進体制.....	6
第2章 障害者をめぐる状況	11
第1節 つくば市の状況.....	11
第2節 障害者数等の推移.....	12
第3節 障害のある児童生徒の状況.....	15
第4節 障害者（児）施設の状況.....	21

各 論 1 第4次つくば市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方	23
第1節 計画の基本理念.....	23
第2節 基本目標.....	23
第3節 計画の体系.....	24
第2章 施策の展開	25
基本目標1 権利擁護の推進・障害理解の促進.....	25
基本目標2 安心・安全な暮らしの確保.....	28
基本目標3 保健・医療体制の充実.....	33
基本目標4 教育・療育の充実.....	37
基本目標5 自立した地域生活のための支援の充実.....	41
基本目標6 雇用・就業、経済的自立に向けた支援の充実.....	47
基本目標7 社会参加の促進.....	50

骨子案

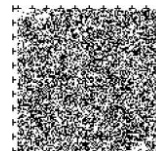
各 論 2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第1章	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	55
第2章	福祉サービスの見込み量	56
第1節	基本的な考え方	56
第2節	自立支援給付	57
第3節	障害児への福祉サービス	70
第4節	地域生活支援事業	74
第3章	令和11年度（2029年度）における目標値	89
目標1	施設入所者の地域生活への移行	89
目標2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	90
目標3	地域生活支援の充実	92
目標4	障害児支援の提供体制の整備等	94
目標5	相談支援体制の充実・強化等	96
目標6	障害福祉サービス等の質を向上させる取組みに係る体制の整備	98

資料編

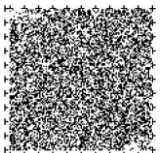
1	計画策定の経過	100
2	つくば市障害者計画策定懇談会開催要項	101
3	つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿	102

総論



総論

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

つくば市では、令和6年（2024年）3月に「つくば市障害者プラン改定版（第3次つくば市障害者計画・第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画）」を策定し、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざして障害者施策を推進してきました。

国の障害者施策においては、令和3年（2021年）6月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が令和6年（2024年）4月に施行され、事業者における合理的配慮の提供が義務付けられました。また、令和7年（2025年）12月には、高次脳機能障害への理解促進、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための切れ目ない支援を目的とした「高次脳機能障害者支援法」が成立し、令和8年（2026年）4月に施行されました。さらに、法定雇用率が段階的に引き上げられているなか、障害者の就労ニーズが多様化していることを踏まえて、令和6年（2024年）4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が改正され、障害者本人の就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設されるなど、障害福祉の現状に合わせた法整備が進んでいます。

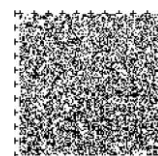
この度、各計画の最終年度にあたり、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果等に基づく障害者や障害児のニーズや実態などを踏まえ、第2期つくば市障害者プラン（第4次つくば市障害者計画・第8期つくば市障害福祉計画・第4期つくば市障害児福祉計画）を策定します。

第2節 計画の位置付け

（1）根拠法令

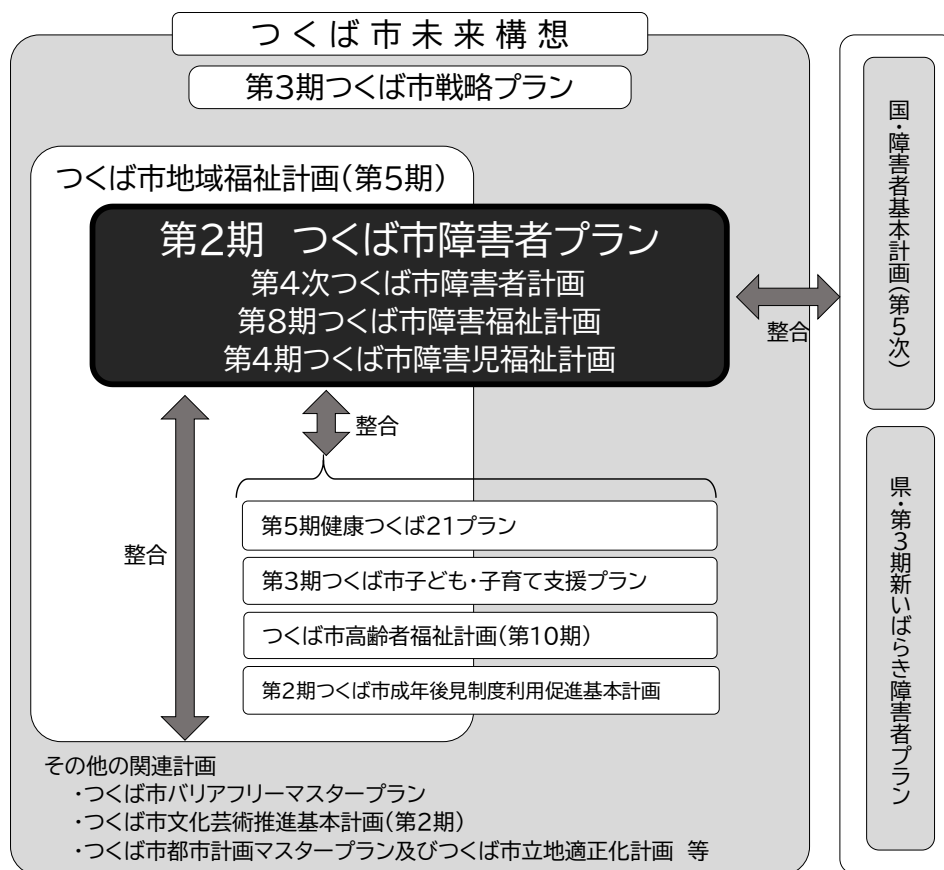
本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、それぞれ策定するものです。本市では、これらの計画の調和を保つため、「第2期つくば市障害者プラン」として一体的に策定します。

計画名	根拠法令	概要
第4次 つくば市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画
第8期 つくば市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画
第4期 つくば市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画



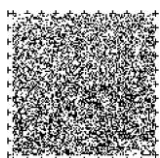
(2) 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、国及び茨城県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プラン」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。



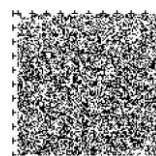
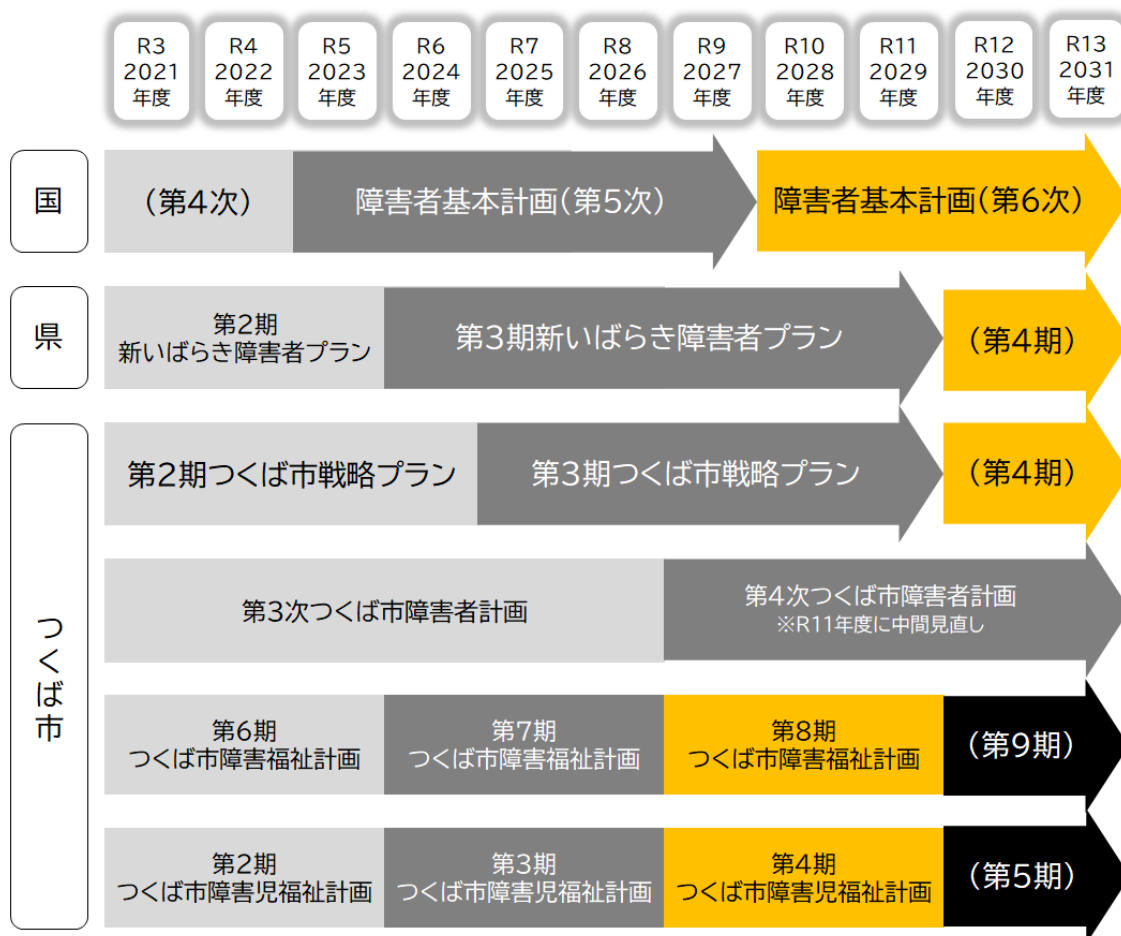
(3) SDGsとの関係

「誰一人取り残さない」という包摂的な世界の実現を目指す、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の理念を踏まえて計画を策定していきます。



第3節 計画の期間

本計画を構成する「第4次つくば市障害者計画」は令和9年度（2027年度）から令和14年度（2032年度）までの6年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第8期つくば市障害福祉計画」及び「第4期つくば市障害児福祉計画」については、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、障害の有無にかかわらず、全ての市民を計画の対象者としています。

「障害者」は、障害者基本法第2条で以下のとおり定義されています。なお、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等により規定されている場合があります。

障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

第5節 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

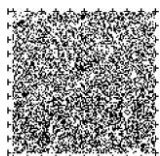
これらの規定に従い、本計画の策定にあたっては、懇談会での内容の審議、協議会等からの意見聴取、アンケート及びヒアリング調査の実施、パブリックコメントの実施等を通して、障害者やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映することに努めました。

■ つくば市障害者計画策定懇談会

障害者計画の策定及びその推進にあたり、必要な検討や意見の聴取を行うため、障害当事者を含む地域住民、福祉関係者及び学識経験者により構成された会議体です。

■ つくば市自立支援協議会

行政、障害当事者、保健・医療関係者、企業・就労支援関係者、民生委員等の地域の関係者等が集まり、地域の課題の共有とサービス基盤の整備を進める役割の協議体です。



■ 障害福祉に関するアンケート調査の実施

障害者の心身の状況・置かれている環境、今後の意向等を把握し、本計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

○調査概要

対 象 者 市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの人、難病患者福祉金を受給している人の中から、無作為に抽出された2,300人

調査方法 郵送により調査票を配布
調査票の返送か、いばらき電子申請サービスでの回答により回収

調査期間 令和7年(2025年)12月8日(月)～令和8年(2026年)1月13日(火)

回収状況	調査対象者数 (A)	有効回答者数 (B)	有効回答率 (B ÷ A)
	2,300人	820人	35.7%

調査結果 アンケート調査結果とともに、つくば市ホームページに掲載しています。
以下の URL 又は QR コードから、内容を確認することができます。

URL : https://www.city.tsukuba.lg.jp/kenko_iryō_fukushi/shogaisha/1004800.html

QR :



■ ヒアリング調査の実施

障害者関係団体の皆様から、活動の状況や今後の意向等のご意見をお聞きし、本計画の基礎資料とするため、ヒアリング調査を実施しました。

○調査概要

対 象 者 市内の障害者相談支援事業所、障害関係団体等

調査方法 調査票をメール送付し、対象者から回答を回収するとともに、希望者には対面又は web 会議で聞き取り

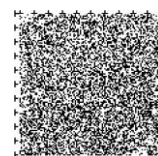
調査期間 令和7年(2025年)11月～12月

回収状況	障害者相談支援事業所	障害者関連団体等
対象者数	34	16
回答者数	12	11
ヒアリング実施数	1	5

■ 計画素案に対するパブリックコメント

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。

実施期間：令和8年(2026年)12月8日(火)～令和9年(2027年)1月7日(木)



第6節 計画の推進体制

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認める時は、計画の変更も含め、必要な措置を講じる PDCA サイクルマネジメントによる進捗管理を実施します。

■ つくば市障害者プラン改定版の進捗評価

令和6年(2024年)3月に策定した「つくば市障害者プラン改定版」の進捗状況を把握するため、評価基準を設定し、これまでに推進してきた各事業について把握及び評価を行い点数化しました。

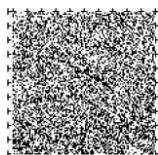
1 評価基準

評価基準及び点数は下表の通りです。

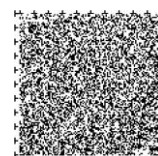
評価	進捗の度合	点数
A	施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している（進捗度 101%以上）	4点
B	施策の取組みを予定通りに実施している（進捗度 80～100%）	3点
C	施策の取組みを概ね予定通りに実施している（進捗度 50～79%）	2点
D	施策の取組みを予定通りに実施できていない（進捗度 ～49%）	1点
E	各種要因より施策の取組みの実施が困難になった/できなくなった	0点

2 評価結果

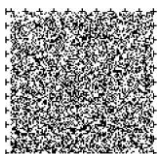
事業		評価
基本目標1 共生のまちづくりの推進		
1-1 啓発・広報活動の充実		
	1 市民への啓発活動	B
	2 市広報紙の活用	B
	3 ホームページの活用	A
	4 障害者週間を通じた啓発・広報活動	B
1-2 地域づくり		
	5 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画	B
	6 障害者自立支援協議会	B
	7 つくば子育てサポートサービス事業	A
	8 生活支援体制整備事業	C
	9 地域見守りネットワーク事業	B
	10 さわやかサービス事業	B
1-3 インクルーシブ教育の普及		
	11 市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進	B
	12 福祉体験教室	B
	13 福祉教育や特別支援学校との交流学习の実施	B
	14 障害のある児童生徒の教育の充実	B



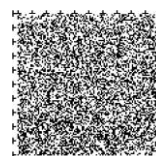
事業		評価
1-4 ボランティア活動の促進		
15	ボランティア活動基盤整備事業	B
16	ボランティア育成・支援・研修事業	B
17	ボランティアネットワーク支援事業	B
18	ボランティアセンター広報事業	B
19	ボランティアセンター運営事業	B
20	各種奉仕員養成講座の開催	B
21	介護支援ボランティア事業	C
22	傾聴ボランティア事業『おうち de 交流』	C
基本目標2 生活環境の整備推進		
2-1 住宅政策の推進		
23	つくば市市営住宅長寿命化計画	B
24	重度障害者住宅リフォーム補助事業	B
25	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	B
26	住居確保給付	B
27	グループホームの利用促進	B
2-2 都市施設・道路の整備		
28	施設環境の整備	B
29	道路の修繕・改修	B
30	バリアフリーマスタープランに基づいた取組みの推進	B
31	市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進	B
2-3 交通手段の確保		
32	福祉有償運送事業	A
33	コミュニティバス・デマンド型交通運行業務	A
34	ノンステップバス導入促進事業	A
35	障害者運賃割引制度	A
36	福祉タクシー制度の充実	B
37	交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成	B
38	障害者の運転免許取得・自動車改造の助成	B
基本目標3 安全・安心な暮らしの確保		
3-1 防犯・防災体制の充実		
39	防犯・防災に関する啓発・広報	B
40	地域見守りネットワーク事業	A
41	避難行動要支援者への支援	B
42	福祉避難所の受入れ体制の構築	B
43	障害特性に応じた災害時支援	B
44	医療的ケアが必要な人への災害対応の支援	B
45	防災訓練プログラムの導入	C
46	福祉体験教室	B
3-2 消費者被害等の未然防止		
47	消費者被害等の未然防止	B
48	消費者トラブルの相談	B
基本目標4 権利擁護の推進		
4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実		
49	成年後見制度利用支援事業	B
50	成年後見制度推進事業	B
51	日常生活自立支援事業	C
4-2 障害者虐待防止のための体制の充実・強化		
52	障害者虐待防止事業	B
4-3 差別の禁止		
53	障害者差別解消法の主旨の普及啓発	B
54	合理的配慮支援事業	B
55	選挙等における配慮の充実	B



事業		評価
基本目標5 地域生活の充実		
5-1 日常生活支援の充実		
56	障害福祉サービス提供体制の充実	B
57	地域生活支援事業の充実	B
58	福祉支援センターの充実	B
59	短期入所事業等への参入の促進	B
60	グループホーム事業の充実と利用促進	B
61	施設情報の提供	B
62	日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進	B
63	車いす貸し出し事業	B
64	宅配食事サービス事業	B
65	難病患者への支援	B
66	障害基礎年金・各種手当等	B
67	水道料金の減免	B
5-2 保健・医療・福祉・教育の連携		
68	全庁的な連携体制の強化	B
69	福祉に関する職員研修の計画的実施	B
70	発達相談	B
71	のびのび子育て教室	B
72	高次脳機能障害への支援の充実	B
73	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業	B
74	医療的ケア児の相談支援	B
5-3 相談支援体制の充実・強化		
75	障害福祉制度についての相談対応の充実	B
76	女性のための相談室運営事業	B
77	家庭児童相談業務の充実	B
78	発達相談	B
79	こころの健康相談事業	B
80	在住外国人への相談窓口の周知強化	B
5-4 総合拠点・地域拠点の整備		
81	地域生活支援拠点等の整備	B
82	相談対応部署間の連携強化	B
83	児童発達支援センターの整備	B
5-5 福祉人材の確保と育成		
84	つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金	B
85	つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	B
86	事例検討や研修を通じた人材育成	B
5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化		
87	コミュニケーション支援サービスの充実	B
88	障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供	B
89	視覚障害者等の読書環境整備	B
90	聴覚障害者等の緊急通報	B
91	市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実	B
基本目標6 保健・医療体制の充実		
6-1 健康づくりの支援		
92	健康管理システムの活用	B
93	健康体操教室	C
94	成人健診事業	C
		B
		B
		B
6-2 早期発見体制の充実		
95	あかちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	B
96	1歳6か月児健康診査	B
97	3歳児健康診査	B
98	すこやか健康相談	B
99	子育て出前講座	B
6-3 精神医療体制の充実		
100	市長同意による医療保護入院事務	B
101	連携による在宅支援体制の充実	B



事業		評価
6-4 保健・医療体制の整備		
102	健康増進計画推進事業	B
103	医療福祉費支給制度	B
104	障害児受入れ医療機関等への支援	B
105	感染症対策事業	B
基本目標7 教育・療育の充実		
7-1 障害児への支援		
106	障害児の総合的な支援体制の整備	B
107	おもちゃライブラリー事業	B
108	障害のある保護者への配慮	B
109	ペアレントトレーニング・ペアレントメンター	B
110	障害児及び医療的ケア児の保育所での受入れ体制の整備	B
111	療育の質の向上のための関係福祉施設の連携の強化	B
112	障害児に配慮した施設の整備	B
113	障害幼児教育の充実	B
114	障害児支援体制の整備	A
115	障害児相談支援事業	B
116	医療的ケア児の支援体制の整備	B
117	巡回発達相談	B
7-2 学校教育の充実		
118	放課後児童健全育成事業の整備	C
119	全職員で取り組む特別支援教育の充実	B
120	特別支援学級の指導の充実	B
121	障害のある児童生徒の教育の充実（14の再掲）	B
122	教職員の資質の向上	B
基本目標8 就労に向けた支援		
8-1 就労機会の充実		
123	就労系福祉サービスの充実	B
124	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化	B
125	就労面接会の実施	B
126	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	B
127	つくば市雇用促進交付金	D
8-2 就労の場の確保		
128	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進	B
129	福祉施設等の物品販売の充実	B
基本目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実		
9-1 社会活動への参加と交流の促進		
130	社会参加への支援	B
131	チャレンジアートフェスティバルの実施	B
132	おひさまサンサン生き生きまつりの実施	C
133	障害者のスポーツ活動の推進	B
134	みんなでDOスポーツ	B
135	障害児運動教室	B
9-2 生涯学習の推進		
136	障害者の生涯学習関連事業	B
137	高齢者・障害者のためのパソコン相談	B



	取組数	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	E (0点)	点数	平均
基本目標1								
共生のまちづくりの推進	23	2	18	3	0	0	68	2.96
基本目標2								
生活環境の整備推進	16	4	12	0	0	0	52	3.25
基本目標3								
安全・安心な暮らしの確保	11	1	9	1	0	0	33	3.00
基本目標4								
権利擁護の充実	7	0	6	1	0	0	20	2.86
基本目標5								
地域生活の充実	36	0	36	0	0	0	108	3.00
基本目標6								
保健・医療体制の充実	16	0	14	2	0	0	46	2.88
基本目標7								
教育・療育の充実	17	1	15	1	0	0	51	3.00
基本目標8								
就労に向けた支援	7	0	6	0	1	0	19	2.71
基本目標9								
文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	8	0	7	1	0	0	23	2.88
全体	141	8	123	9	1	0	420	2.98

※評価を行う課等が複数にまたがっており、かつ、評価に違いがある場合、それぞれを取組数としてカウントしているため、事業数と上表の取組数には差異が生じています。

※平均は小数点第3位を四捨五入しています。

3 評価まとめ

第3次つくば市障害者計画の各目標における施策の取組みについて、令和7年度（2025年度）までの進捗評価を行った結果、全体の9割以上の事業においてBの3点以上の評価となっています。

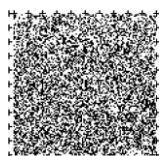
一方で、全体での平均は3点を下回る2.98点となっており、原因としては、制度等の周知不足、支援を提供するための人員不足等が考えられます。また、3点としている事業についても、課題や改善の余地が残っている場合があり、各事業について、より効果的に事業を実施する方法等について検討を続けていく必要があります。

各事業についての詳細な評価については、つくば市ホームページにPDFを掲載しております。以下のURLまたはQRコードから確認することができますので、御活用ください。

URL :

https://www.city.tsukuba.lg.jp/kenko_iryō_fukushi/shogaisha/1004800.html

QR :

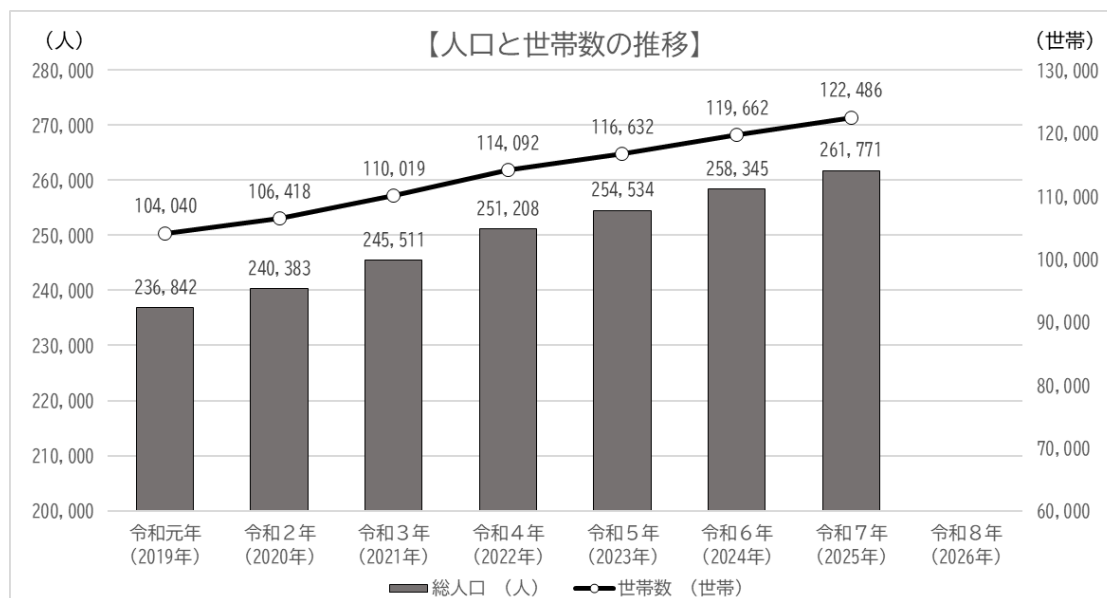


第2章 障害者をめぐる状況

第1節 つくば市の状況

1 人口・世帯数の推移

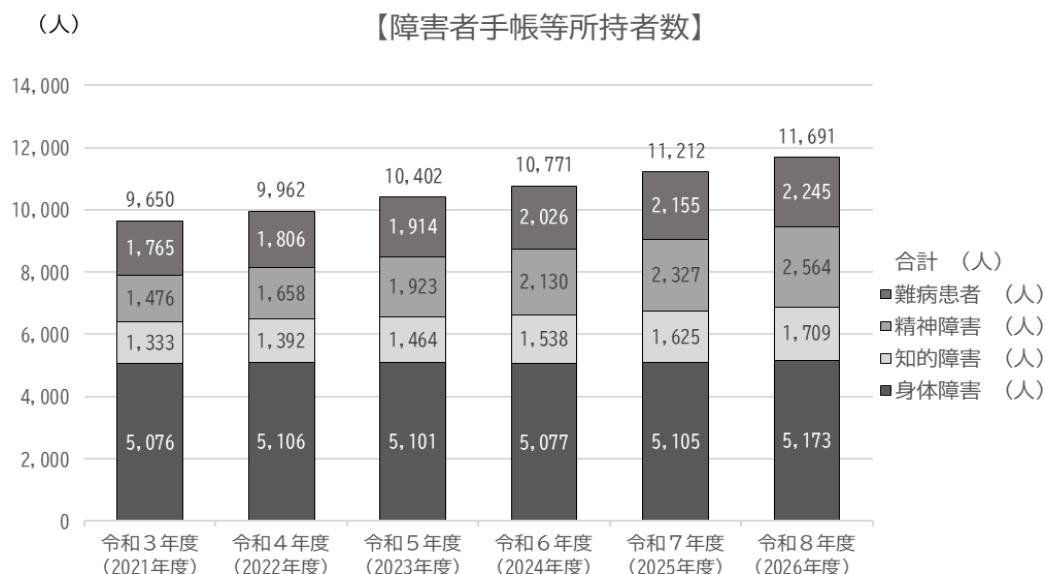
本市の人口と世帯数は年々増加しており、令和8年（2026年）には人口が 261,771 人、世帯数は 122,486 世帯となり、令和5年（2023年）から人口は 116,632 人、世帯数も 119,662 世帯増加しています。



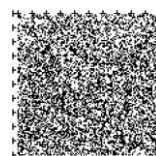
資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

2 障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。令和3年度（2021年度）では合計9,650人でしたが、令和8年度（2026年度）では11,691人となっています。



※各年度4月1日時点



第2節 障害者数等の推移

1 身体障害者の状況

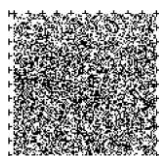
身体障害者の障害種別を見ると、肢体不自由が少しずつ減少している一方、視覚障害・内部障害は増加し続けています。

【身体障害者手帳所持者数】

(単位：人)

等級		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
視覚障害	1級	104	108	109	105	112	123
	2級	111	113	113	123	142	145
	3級	15	17	15	14	13	11
	4級	24	22	23	25	24	26
	5級	49	52	49	43	41	44
	6級	15	13	13	12	11	11
	合計	318	325	322	322	343	360
聴覚・平衡機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	157	168	171	173	172	175
	3級	61	67	66	65	63	60
	4級	71	72	76	79	82	88
	5級	1	1	1	1	1	1
	6級	163	159	151	138	143	140
	合計	453	467	465	456	461	464
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	2	2	1	1	0	0
	3級	31	31	31	31	29	31
	4級	20	20	17	18	23	23
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	53	53	49	50	52	54
肢体不自由	1級	303	291	290	269	256	256
	2級	564	557	536	553	555	544
	3級	552	534	501	491	474	468
	4級	560	555	529	513	506	490
	5級	189	181	184	178	181	180
	6級	130	127	136	136	136	138
	合計	2,298	2,245	2,176	2,140	2,108	2,076
内部障害	1級	1,322	1,334	1,344	1,323	1,322	1,334
	2級	24	23	26	26	29	31
	3級	263	290	315	324	328	332
	4級	345	369	404	436	462	522
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	1,954	2,016	2,089	2,109	2,141	2,219
合計	1級	1,729	1,733	1,743	1,697	1,690	1,713
	2級	858	863	847	876	898	895
	3級	922	939	928	925	907	902
	4級	1,020	1,038	1,049	1,071	1,097	1,149
	5級	239	234	234	222	223	225
	6級	308	299	300	286	290	289
	合計	5,076	5,106	5,101	5,077	5,105	5,173

※各年4月1日時点



2 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しており、特に等級「C」については、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）にかけて150人以上増加しています。

【療育手帳所持者数】

(単位：人)

等級		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
18歳未満	(A)	87	93	95	88	94	108
	A	73	79	84	102	107	112
	B	111	118	120	133	141	137
	C	169	165	191	211	235	255
	合計	440	455	490	534	577	612
18歳以上	(A)	225	233	244	255	263	270
	A	214	219	223	222	229	243
	B	218	235	244	254	269	281
	C	236	250	263	273	287	303
	合計	893	937	974	1,004	1,048	1,097
合計	(A)	312	326	339	343	357	378
	A	287	298	307	324	336	355
	B	329	353	364	387	410	418
	C	405	415	454	484	522	558
	合計	1,333	1,392	1,464	1,538	1,625	1,709

※各年4月1日時点

3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し続けており、特に「2級」は毎年100人以上増加しています。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者も増加し続けており、特に令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）にかけては、約480人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位：人)

等級	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
1級	121	118	131	127	137	124
2級	823	984	1,125	1,285	1,437	1,592
3級	532	556	667	718	753	848
合計	1,476	1,658	1,923	2,130	2,327	2,564

※各年4月1日時点

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数】

(単位：人)

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
3,185	3,285	3,494	3,843	3,960	4,439

※各年4月1日時点

4 難病患者の状況

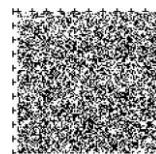
指定難病特定医療費受給者数は令和8年度（2026年度）では2,245人となっており、令和4年度（2022年度）以降、毎年100人前後増加し続けています。

【指定難病特定医療費受給者】

(単位：人)

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
1,765	1,806	1,914	2,026	2,155	2,245

※各年4月1日時点

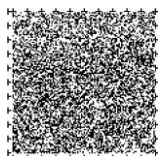


5 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者について、年度によって増減は見られるものの、全体的に増加傾向にあり、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）にかけて全体で約100人増加しています。

【障害支援区分認定者数】		(単位：人)					
区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
非該当	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
1	身体	3	1	0	2	3	1
	知的	1	0	1	3	1	0
	精神	0	1	0	1	1	0
	合計	4	2	1	6	5	1
2	身体	23	11	3	22	15	5
	知的	19	27	30	30	28	6
	精神	33	71	65	63	88	27
	合計	75	109	98	108	128	37
3	身体	12	16	7	14	14	3
	知的	27	32	37	45	35	15
	精神	39	59	43	57	60	20
	合計	78	107	87	111	101	37
4	身体	11	11	12	13	13	5
	知的	53	36	39	64	39	10
	精神	14	12	17	17	15	3
	合計	78	59	68	88	62	17
5	身体	11	16	10	14	16	2
	知的	38	33	30	51	39	6
	精神	2	2	2	2	2	0
	合計	51	51	42	63	54	8
6	身体	47	40	44	51	59	24
	知的	23	25	28	57	69	24
	精神	1	1	1	1	2	0
	合計	71	66	69	86	102	36
合計	身体	107	95	76	116	120	40
	知的	161	153	165	250	211	61
	精神	89	146	128	141	168	50
	合計	357	394	365	462	452	136

※各年度3月31日時点。令和8年度は、7月末までの実績値
 ※重複障害の場合、障害別ではそれぞれカウントし、合計では1人としてカウントしています。



第3節 障害のある児童生徒の状況

1 特別支援学級・特別支援学校等の児童生徒数

公立小中学校・義務教育学校在籍の特別支援学級の児童生徒数は年々増加しており、令和3年度（2021年度）から毎年100人以上増加し続けています。

特別支援学校については、居住地域により、進学先が主につくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の3校に分かれています。いずれの学校においても令和3年度（2021年度）と比較すると児童生徒数は増加していますが、増加幅は緩やかになってきており、伊奈特別支援学校では、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）にかけてはわずかに減少しています。

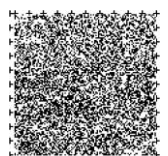
【公立小中学校・義務教育学校特別支援学級数及び児童生徒数】

（単位：学級、人）

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
知的	小学校	学級	33	42	48	54	58	58
		児童生徒	166	215	266	300	306	309
	中学校	学級	17	17	20	25	27	28
		児童生徒	75	86	107	114	137	150
	合計	学級	50	59	68	79	85	86
		児童生徒	241	301	373	414	443	459
自閉症・ 情緒	小学校	学級	77	84	101	106	113	120
		児童生徒	473	510	583	633	679	729
	中学校	学級	29	37	40	46	52	61
		児童生徒	166	208	214	247	297	339
	合計	学級	106	121	141	152	165	181
		児童生徒	639	718	797	880	976	1,068
言語	小学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	3	3	2	2	2	2
	中学校	学級	0	0	0	0	0	0
		児童生徒	0	0	0	0	0	0
	合計	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	3	3	2	2	2	2
難聴	小学校	学級	1	1	2	2	2	2
		児童生徒	5	7	10	9	9	9
	中学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	3	2	2	1	2	3
	合計	学級	2	2	3	3	3	3
		児童生徒	8	9	12	10	11	12
合計	小学校	学級	112	128	152	163	174	181
		児童生徒	647	735	861	944	996	1,049
	中学校	学級	47	55	61	72	80	90
		児童生徒	244	296	323	362	436	492
	合計	学級	159	183	213	235	254	271
		児童生徒	891	1,031	1,184	1,306	1,432	1,541

※各年度5月1日時点

※公立小中学校の特別支援学級は必要な支援によって組み分けされているため、障害の種別とは異なります。



【公立小中学校・義務教育学校通級指導教室設置校数】

(単位：校)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
情緒	4	4	6	7	8	9
LD, ADHD	3	3	4	7	7	7

※各年度5月1日時点

【つくば特別支援学校の児童生徒数】

(単位：学級、人)

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
知的障害 教育部門	小学部	学級	28	27	30	35	37	38
		児童生徒	113	112	126	150	151	153
	中学部	学級	14	14	16	15	18	19
		児童生徒	63	58	64	63	80	82
	高等部	学級	13	13	13	13	12	13
		児童生徒	70	76	71	73	61	66
肢体 不自由 教育部門	小学部	学級	22	23	24	24	26	23
		児童生徒	53	60	62	65	64	61
	中学部	学級	12	14	14	11	10	11
		児童生徒	33	34	35	27	26	26
	高等部	学級	9	11	10	14	14	13
		児童生徒	22	27	27	36	35	33
合計	小学部	学級	43	48	48	49	50	47
		児童生徒	108	121	124	128	125	120
	中学部	学級	50	50	54	59	63	61
		児童生徒	166	172	188	215	215	214
	高等部	学級	26	28	30	26	28	30
		児童生徒	96	92	99	90	106	108
合計	小学部	学級	22	24	23	27	26	26
		児童生徒	92	103	98	109	96	99
	合計	学級	98	102	107	112	117	117
		児童生徒	354	367	385	414	417	421

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童生徒を含んでいます。

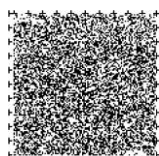
【伊奈特別支援学校の児童生徒数】

(単位：学級、人)

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
小学部	学級	35	38	37	41	46	42
	児童生徒	143	158	154	166	185	180
中学部	学級	19	19	19	22	22	23
	児童生徒	84	81	88	101	104	102
高等部	学級	16	17	19	19	17	17
	児童生徒	86	98	106	112	102	106
合計	学級	70	74	75	82	85	82
	児童生徒	313	337	348	379	391	388

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童生徒を含んでいます。



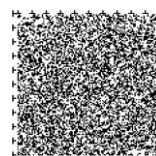
【石岡特別支援学校の児童生徒数】

(単位：学級、人)

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
小学部	学級	17	21	20	23	24	26
	児童生徒	74	85	85	106	111	115
中学部	学級	9	12	13	13	16	16
	児童生徒	39	47	54	60	65	66
高等部	学級	12	11	11	11	12	12
	児童生徒	68	70	63	57	62	67
合計	学級	38	44	44	47	52	54
	児童生徒	181	202	202	223	238	248

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童生徒を含んでいます。



2 特別支援学校卒業生の進路状況

つくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の中等部を卒業した人のほとんどが、それぞれの特別支援学校高等部へ進学しています。

高等部を卒業した人の進路については、いずれの学校でも障害福祉サービスの日中系サービスを利用する人が多くっており、伊奈特別支援学校では、一般事業所に就職する人も多くなっています。

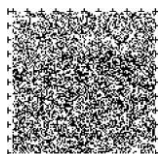
【つくば特別支援学校 進路状況】

■知的障害教育部門

(単位：人)

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
中学部	進学	大学・専門学校					
		専攻科					
		特別支援学校高等部	28	15	22	21	21
		その他の高等学校	0	0	0	1	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	1
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	1
	その他		0	0	0	0	0
	合計		28	15	22	22	23
	卒業生数		28	15	22	22	23
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		特別支援学校高等部					
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	2	4	2	3	0
		その他 就労継続支援A型含	4	2	1	1	1
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	1
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	16	19	16	25	23
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	3
	在宅		1	0	3	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		23	25	22	29	28
	卒業生数		23	25	22	29	18

※1人で複数の事業所を利用している卒業生については、事業所ごとに重複してカウントしているため、卒業後の進路先の合計と卒業生数が一致しない場合があります。



第2章 障害者をめぐる状況

【つくば特別支援学校 進路状況】

■肢体不自由教育部門

(単位：人)

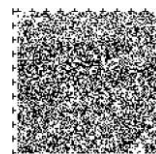
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
中学部	進学	大学・専門学校					
		専攻科					
		特別支援学校高等部	11	9	16	10	9
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
合計		11	9	16	10	9	
卒業生数		11	9	16	10	9	
高等部	進学	大学・専門学校	1	1	0	1	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		特別支援学校高等部					
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	5	9	5	11	19
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	2	0
	在宅		0	0	0	0	1
	その他		0	0	0	0	0
	合計		6	10	5	14	20
	卒業生数		6	10	5	12	9

【伊奈特別支援学校 進路状況】

(単位：人)

【別添別表】「つくば市福祉支援センター等」			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
中学部	進学	大学・専門学校					
		専攻科					
		特別支援学校高等部	28	27	31	23	36
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
合計		28	27	31	23	36	
卒業生数		28	27	31	23	36	
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		特別支援学校高等部					
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	10	11	11	20	11
		その他 就労継続支援A型含	2	1	0	0	4
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	12	16	17	16	21
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	1	0
	在宅		0	0	2	0	2
	その他		0	0	0	0	0
	合計		24	28	30	37	38
	卒業生数		24	28	30	37	38

※1人で複数の事業所を利用している卒業生については、事業所ごとに重複してカウントしているため、卒業後の進路先の合計と卒業生数が一致しない場合があります。

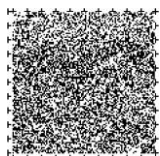


【石岡特別支援学校 進路状況】

(単位：人)

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
中学部	進学	大学・専門学校					
		専攻科					
		特別支援学校高等部	9	15	15	19	22
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
		地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)	0	0	0	0	0
	在宅		1	0	0	2	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		10	15	15	21	22
	卒業生数		10	15	15	21	22
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		特別支援学校高等部					
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	4	3	3	5	2
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	1
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	3	4	3	4	3
		グループホーム	0	1	0	0	0
		日中系サービス	15	11	19	14	13
		地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)	0	0	0	0	0
	在宅		0	0	2	3	1
	その他		0	1	0	1	0
	合計		22	20	27	27	20
	卒業生数		22	19	24	22	16

※1人で複数の事業所を利用している卒業生については、事業所ごとに重複してカウントしているため、卒業後の進路先の合計と卒業生数が一致しない場合があります。

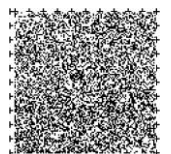


第4節 障害者（児）施設の状況

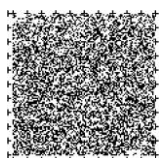
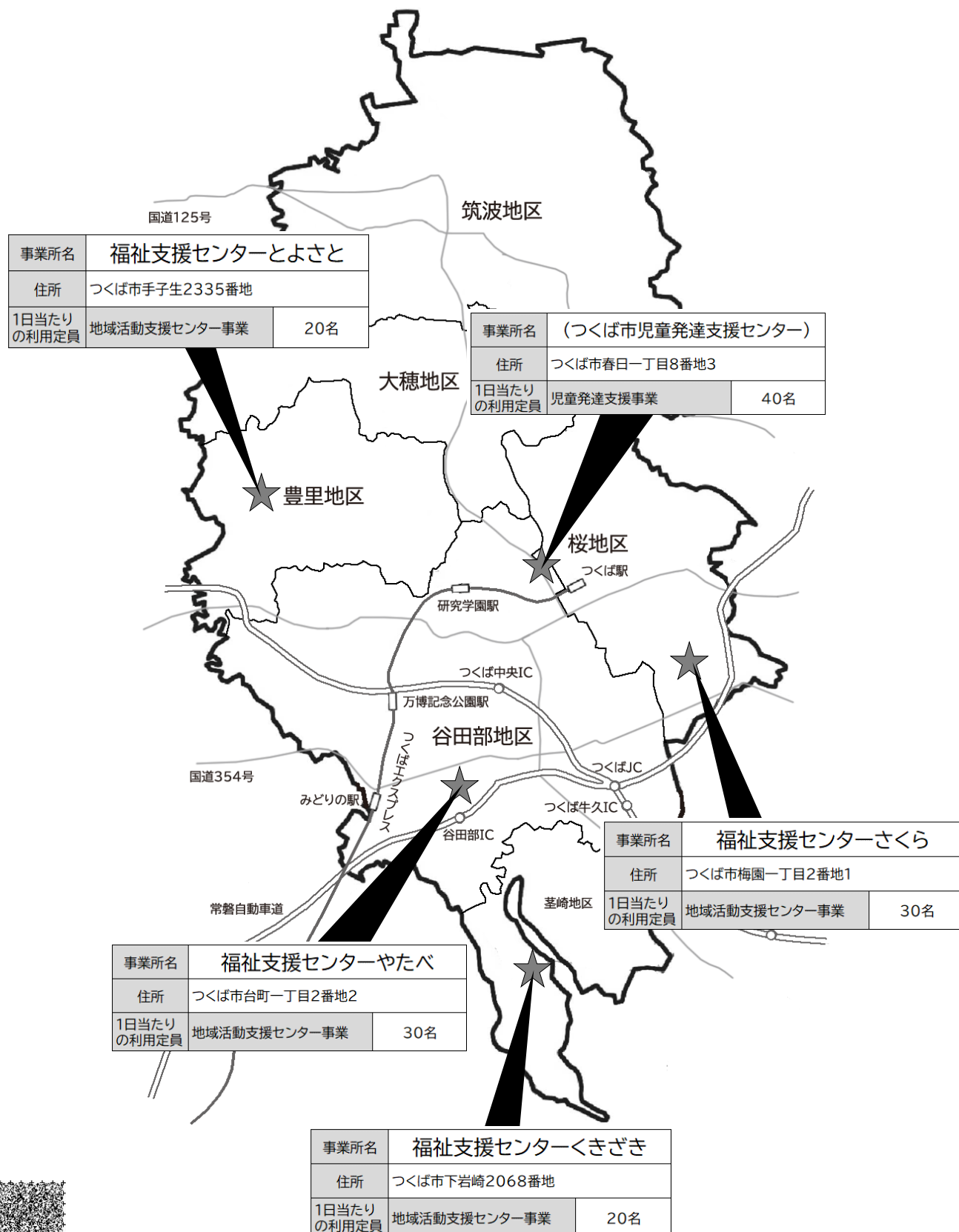
つくば市内の障害福祉サービス事業所数は、下表の通りとなっております。
児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所が毎年大きく増加しています。

【障害福祉サービス別事業所数】		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付							
1	居宅介護	18	20	21	20	24	25
2	重度訪問介護	16	17	19	19	20	21
3	同行援護	4	4	5	5	6	6
4	行動援護	4	4	4	2	4	4
5	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
6	短期入所	19	20	22	24	25	27
7	療養介護	0	0	0	0	0	0
8	生活介護	15	15	15	13	18	20
9	施設入所支援	5	5	5	5	5	5
訓練等給付							
10	自立訓練（機能訓練）	2	2	2	2	2	1
11	自立訓練（生活訓練）	5	5	5	4	4	4
12	就労移行支援	13	13	13	14	14	15
13	就労継続支援（A型）	6	8	8	9	10	11
14	就労継続支援（B型）	30	34	36	36	39	42
15	就労定着支援	3	3	3	3	6	6
16	就労選択支援					1	2
17	共同生活援助	23	26	26	30	32	34
18	自立生活援助		1	1	1	1	1
相談支援							
19	計画相談支援	21	24	26	28	30	31
20	地域移行支援	4	4	4	4	4	4
21	地域定着支援	4	4	4	4	4	4
障害児通所支援等							
22	児童発達支援	32	41	47	55	68	69
23	放課後等デイサービス	49	51	58	59	73	77
24	保育所等訪問支援	6	7	6	9	12	13
25	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	1
26	障害児相談支援	16	20	22	24	28	29

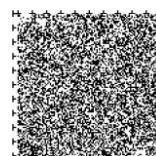
※各年度末時点（令和8年度のみ8月1日時点）

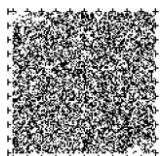


福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援センターは以下のとおりです。



各 論 1
第4次つくば市障害者計画





第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

つくば市では、「つくば市未来構想」及び「第3期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。

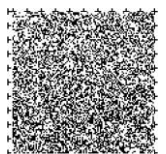
基本理念

障害の有無にかかわらず、
安心して自立した生活を送ることができる
共生社会

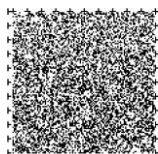
第2節 基本目標

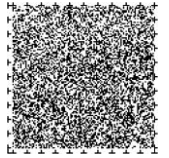
基本理念の実現に向け、次の7つの基本目標を設定しています。

1	権利擁護の推進・障害理解の促進	すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。
2	安心・安全な暮らしの確保	防災対策やバリアフリー化の推進等により、だれもが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。
3	保健・医療体制の充実	障害や病気等の発症予防・重症化防止を図るため、早期発見・早期治療を行うための体制を整備します。
4	教育・療育の充実	障害等のある子どもや発達に心配のある子どもの健やかな成長とその保護者・家庭を支援していきます。
5	自立した地域生活のための支援の充実	相談体制の強化、福祉サービスの充実等を通して、障害者等の地域での自立した生活を支援していきます。
6	雇用・就業、経済的自立に向けた支援の充実	一人ひとりが、その働く意欲や能力・適性を活かして働くことができるよう、支援していきます。
7	社会参加の促進	障害者等が豊かな生活をおくることができるよう、気軽に参加できる場の確保や、情報周知等に取り組みます。



第3節 計画の体系





第2章 施策の展開

基本目標1 権利擁護の推進・障害理解の促進

すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。

【現状・課題】

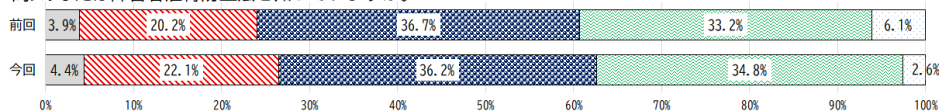
- 令和6年（2024年）4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現のためには、障害や障害者であることを理由とした虐待・差別をなくすことはもちろん、障害等に起因する社会的障壁を解消していく必要があります。
- 障害等により一人で意思決定をすることが難しい人の権利を守るための「成年後見制度」については、より利用しやすい制度にする等の観点から、令和8年（2026年）6月に民法の改正が行われました。
- つくば市では、ホームページ等を活用して周知・啓発活動に取り組んできましたが、アンケート調査では、令和4年度（2022年度）に実施した調査（以下、「前回調査」という。）と比較して、関連法律等について「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」と回答した人の割合が増えています。
- 差別の解消のためには、障害や障害者に対する正しい理解が必要です。ヒアリング調査では、「障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要」「障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない」等の意見がありました。

■障害福祉に関するアンケート調査結果

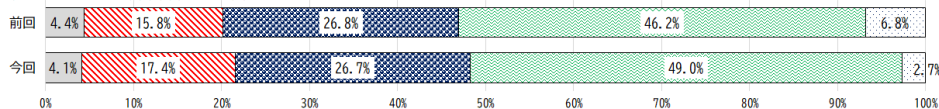
※回答率は小数点第2位を四捨五入して算定しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

●回答者数
前回：982人
今回：820人

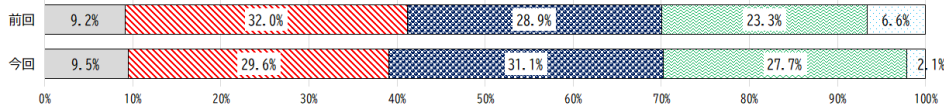
問. あなたは障害者虐待防止法を知っていますか。



問. あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。

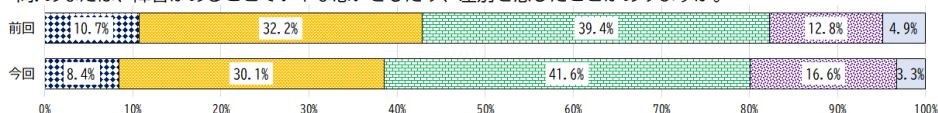


問. あなたは成年後見制度を知っていますか。

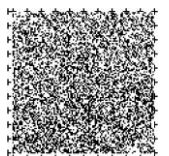


■ 内容などをよく知っている ■ 詳しくはわからないが、概要は知っている ■ 名前を聞いたことがある程度
■ 名前を聞いたことはないし、内容も知らない ■ 無回答

問. あなたは、障害があることていやな思いをしたり、差別を感じたことがありますか。



■ いつも感じる ■ たまに感じる ■ ほとんど感じることはない ■ わからない ■ 無回答



施策の方向性

1-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

障害等により意思決定や判断を一人ですることが難しい方が地域で生活していくうえで、不当に権利を侵害されることがないように、必要な支援を行います。

No.	事業名	概要
1	成年後見制度利用支援事業 (障害者地域支援室・地域包括支援課)	成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがいないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。
2	成年後見制度推進事業 (障害者地域支援室・地域包括支援課)	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関を設置し、成年後見制度の普及啓発、成年後見制度の利用支援、市民後見人養成及びその支援、後見人等の受任者調整に関する支援を行うほか、法人後見の受任を行い、権利擁護を推進します。
3	日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	認知症や知的・精神障害等で判断能力の不十分な方々に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、書類等の預かり等を実施します。

1-2 障害者虐待防止のための体制の充実・強化

障害や障害者であることによる虐待を防止するため、通報を受けた際に速やかに対応できる体制の整備や啓発活動を行います。

No.	事業名	概要
4	障害者虐待防止事業 (障害者地域支援室)	「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、24時間365日体制で、障害者への虐待に関する通報の受理、障害者の保護のための相談・指導及び助言を行うほか、障害者への虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。

1-3 差別の禁止

障害や障害者であることによる差別や、障害を起因とした社会的障壁の解消に取り組みます。

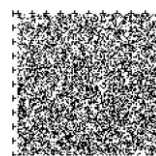
No.	事業名	概要
5	障害者差別解消法の主旨の普及啓発 (障害者地域支援室・人事課)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、市のホームページ等にて普及啓発に取り組みます。

No.	事業名	概要
6	合理的配慮支援事業 (障害者地域支援室)	障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。
7	選挙等における配慮の充実 (選挙管理委員会事務局)	選挙等において、障害者が円滑に投票できるよう必要な配慮を行います。

1-4 啓発活動の充実

障害や障害者に対する正しい理解を広めるための啓発活動に取り組みます。

No.	事業名	概要
8	市民への啓発活動 (障害者地域支援室)	障害の特性に対する理解と認識を深めるため、各種障害福祉に関連した広報活動や講演会等のイベント情報の発信により、啓発に努めていきます。
9	障害者週間を通じた啓発・広報活動 (障害者地域支援室)	障害者週間(12月3日～9日)を通して、市民全ての人々が障害に対する理解と認識を深めるための啓発・広報活動に努めていきます。
10	福祉に関する職員研修の計画的実施 (人事課)	福祉に関する職員研修を計画的に実施し、市民の福祉の増進を基本として、市民の立場に立って考え、行動する職員を目指します。



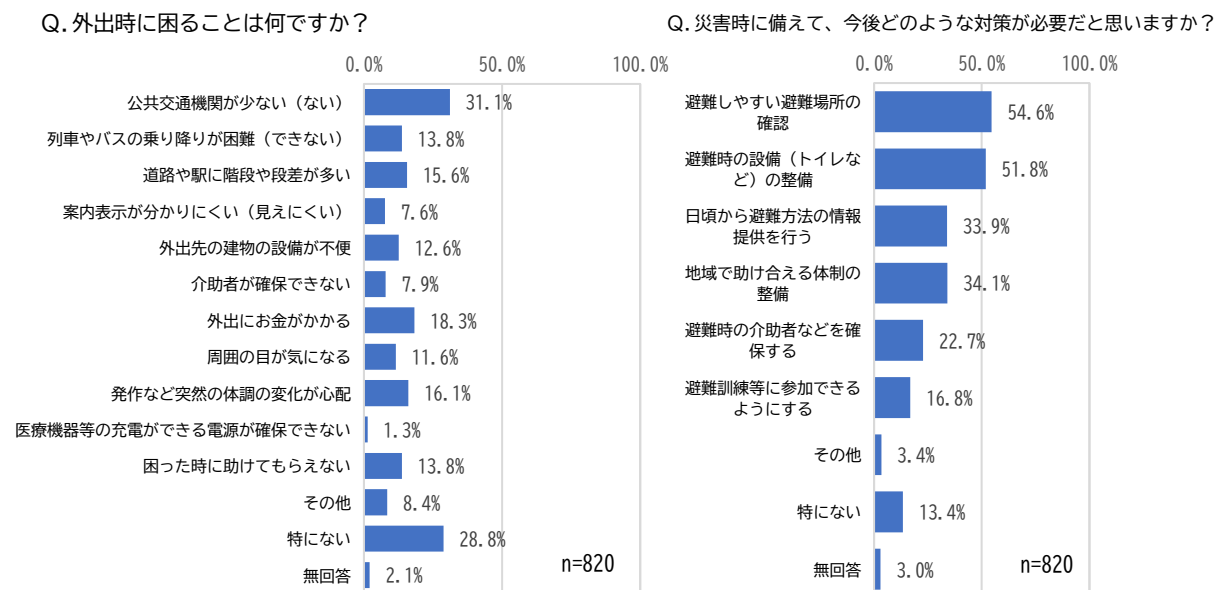
基本目標2 安心・安全な暮らしの確保

防災対策やバリアフリー化の推進等により、だれもが
安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

【現状・課題】

- 平成18年（2006年）12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」について、令和7年（2025年）6月に3度目の改正法が施行され、トイレや駐車場の設置基準等の見直しが行われました。
- 災害対策基本法が令和3年度に改正され、優先度の高い対象者の個別避難計画の作成についても盛り込まれました。また、令和7年度の改正では、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が明記されました。
- つくば市では、避難行動要支援者登録制度を推進するとともに、福祉避難所となる施設との協定、防災に関する啓発や情報発信を行っています。
- つくば市では、令和6年（2024年）3月に「つくば市バリアフリーマスタープラン」を策定して指針を定め、バリアフリー化への取組みを加速させています。
- アンケート調査では、外出時に困ることについて「公共交通機関が少ない（ない）」との回答が、31.1%と最も多く集まりました。また、「発作などの突然の体調の変化が心配」との回答が16.1%あり、障害等により移動に困難や不安が伴う人のため、移動手段の確保や安心して移動するための支援が求められています。
- 災害時等の緊急時において必要だと思うことについて、アンケート調査では、「避難しやすい避難場所の確認」「避難時の設備（トイレなど）の整備」との回答がともに50.0%を超えているほか、「日頃から避難方法の情報提供を行う」「地域で助け合える体制の整備」にも30.0%を超える回答があり、ヒアリング調査でもこれらを求める意見が集まりました。

■障害福祉に関するアンケート調査結果



※「n」は回答者の総数を表しています。複数回答可のため、回答率の合計は100.0%を超えています。

※回答率は小数点第2位を四捨五入して算定しています。

施策の方向性

2-1 住宅政策の推進

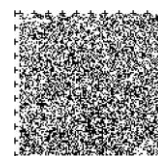
市営住宅のバリアフリー化や、バリアフリーに対応している民間住宅、グループホームなどの情報収集・提供に取り組みます。

No.	事業名	概要
11	つくば市市営住宅長寿命化計画 (住宅政策課)	市営住宅の長寿命化のための大規模改修工事では、バリアフリー等に配慮した仕様での改修を促進します。また、建て替えについては、構造や間取り等に関しても障害者や高齢者世帯に配慮した居住水準・仕様での整備を推進します。
12	重度障害者住宅リフォーム補助事業 (障害福祉課)	重度障害者に対し、在宅で過ごしやすい環境を整備するための住宅改修補助制度の周知を行い、専門職（理学療法士、作業療法士）と協力して相談に応じられる体制の整備を図ります。
13	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業 (住宅政策課)	障害者や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供し、市内における安定した居住の確保を図ります。
14	グループホームの利用促進 (障害福祉課)	新規参入事業所の迅速な情報収集に努め、事業者情報を的確に把握し、特色ある事業などを実施している事業者の情報提供を積極的に行います。また、法令に基づき、低所得のグループホーム入居者に対して、特定障害者特別給付費を支給しています。

2-2 都市施設・道路の整備

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全に地域で生活できるよう、つくば市の公共施設や道路について、バリアフリー化や修繕等を実施していきます。

No.	事業名	概要
15	施設環境の整備 (障害者地域支援室・建築指導課)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、特定公共施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事をしようとする者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、全ての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。
16	道路の修繕・改修 (道路管理課)	路面凹凸の解消については、地区要望、通報及びパトロールなどを基に、修繕・改修工事を実施していきます。

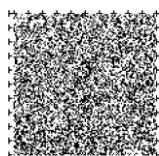


No.	事業名	概要
17	公共施設バリアフリー整備に係る方針の活用・推進 (公共資産利活用推進課)	公共施設バリアフリー整備に係る方針(令和8年6月)に基づき、施設整備の計画・設計段階から障害者・高齢者等の当事者の意見を取り入れることで、全ての人が使いやすい施設の実現を目指します。

2-3 交通手段の確保

障害等が原因で移動が大きく制限されることがないように、移動に係る支援や、公共交通機関利用の際の割引制度の周知等を実施していきます。

No.	事業名	概要
18	福祉有償運送事業 (高齢福祉課・障害者地域支援室)	福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。
19	コミュニティバス・オンデマンド交通等運行業務 (総合交通政策課)	公共交通に関する調査・分析を行い、コミュニティバスやオンデマンド交通等を運行することにより、移動利便性の高い公共交通網の形成に努めます。
20	障害者運賃割引制度 (総合交通政策課)	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護人・付添人(1名)を対象に、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引(半額)を行います。
21	視覚障害者向けナビゲーションシステム「shikAI」導入事業 (総合交通政策課)	視覚障害者の移動をサポートするため、つくばエクスプレス(TX)つくば駅とつくばセンターバスターミナル間において、視覚障害者向けのナビゲーションシステム「shikAI(シカイ)」を導入しています。 ※「shikAI(シカイ)」は、点字ブロック上に敷設されたQRコードを、専用アプリで起動したスマートフォンのカメラで読み取ることで、現在地から目的地までの正確な移動ルートを音声で誘導及び案内するシステムです。
22	福祉タクシー制度の充実 (障害者地域支援室)	障害者の社会参加の促進を図るため、障害者タクシー運賃助成券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。
23	交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成 (障害者地域支援室)	障害者の社会参加の促進を図るため、交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成事業に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。

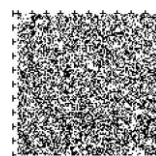


No.	事業名	概要
24	障害者の運転免許取得・自動車改造の助成 (障害者地域支援室)	障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、運転免許取得・自動車改造の助成を実施して、交通手段の確保を支援します。

2-4 防災・防犯体制の充実

地域での見守り体制の整備や周知・啓発活動により、防災・防犯体制の充実を図ります。また、緊急時に落ち着いて対応することができるよう、避難計画作成の支援等を実施していきます。

No.	事業名	概要
25	防災に関する啓発・情報発信 (危機管理課)	家庭での備蓄や家具の転倒防止、災害情報の収集等の重要性について、出前講座や防災イベント等を通じて啓発するとともに、広報紙やホームページ・登録制メール等により、広く防災意識の啓発や災害関連情報の発信を行います。
26	避難行動要支援者への支援 (福祉政策課)	災害時に自力避難が困難で特に支援を必要とする方を避難行動要支援者名簿に登録し、避難方法等を記載した個別避難計画の作成を進めています。同意を得た方の情報は平常時から避難支援者へ提供し、地域で支える共助の体制づくりを進めています。
27	福祉避難所の受入れ体制の構築 (福祉政策課)	災害時に指定避難所で過ごすことが困難な要配慮者の受入れに関する協定を福祉施設等と締結するなど、福祉避難所としての受入体制を構築します。
28	障害特性に応じた災害時支援 (障害福祉課)	障害者が普段から自助の力を高めるとともに、支援をする人にも特性や困りごとの理解や適切な対応方法などを理解してもらうよう、障害者と支援を行う人のための防災ガイドブックの周知に努めます。
29	医療的ケアが必要な人への災害対応の支援 (こども発達支援センターはるいろ)	医療的ケアが必要な方の把握に努め、災害時に備えるため作成したガイドブック等の周知に努めます。
30	地域防災力の強化 (社会福祉協議会)	災害等の発生時には災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入れや需給調整等を行います。また、その知見を活かし、平時には地域住民と連携した防災訓練等を通して、地域防災力を高める取組みを行っていきます。

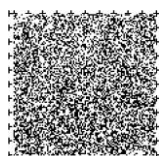


No.	事業名	概要
31	福祉体験教室・青少年ボランティア育成体験講座 (福祉政策課)	従来の福祉教育プログラムに加えて、防災に関するプログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。
32	地域見守りネットワーク事業 (社会福祉協議会)	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。
33	防犯に関する啓発・広報 (防犯交通安全課)	市民等に対し、防犯に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯に関する知識の普及を図ります。
34	つくば市障害児者おでかけ見守りシールの配布 (障害者地域支援室)	登録者が行方不明になった際、衣類等に貼った二次元バーコードが読み取られると、家族等へ瞬時に『読み取り通知メール』が届くおでかけ見守りシールを配布します。

2-5 消費者被害等の未然防止

消費者被害等を防ぐための注意喚起や啓発活動等を実施していきます。

No.	事業名	概要
35	消費者被害等の未然防止 (消費生活センター)	市民全体が正しい認識を持ち、地域でも支えられるようにするため、消費者教育を推進し、注意喚起情報の提供に努めます。
36	消費者トラブルの相談 (消費生活センター)	消費者トラブルに遭遇してしまった場合の相談業務の充実とともに、相談窓口の普及啓発に努めます。



基本目標3 保健・医療体制の充実

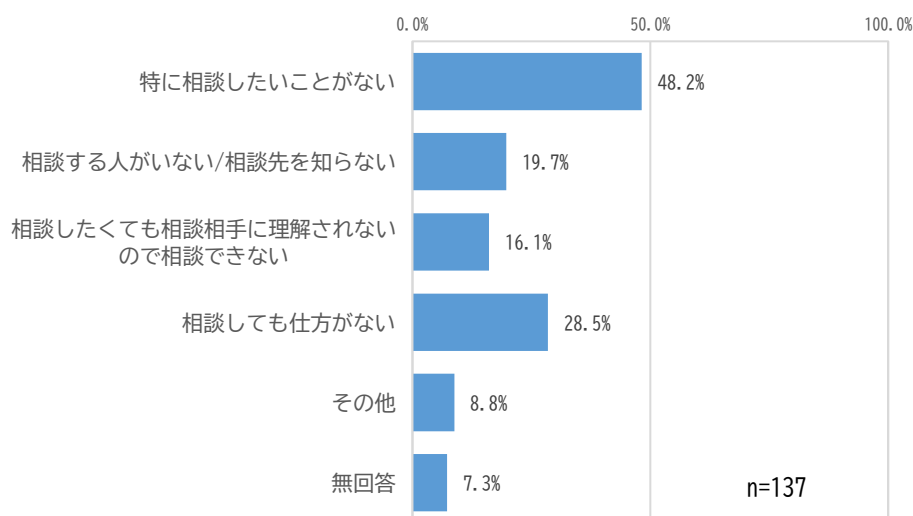
障害や病気等の発症予防・重症化防止を図るため、早期発見・早期治療を行うための体制を整備します。

【現状・課題】

- こころの健康の維持については重要な課題の一つであり、令和6年版厚生労働白書の第1部において、早期発見・治療の重要性等について言及されています。
- 全国的に精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。精神障害については、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病との関係が指摘されており、若い年代から健康づくりに取り組み、生活習慣病の発症や重症化を予防することや、健康診査等で疾病や障害を早期に発見し、重症化する前に治療することがより重要となってきています。
- 医療的ケアを必要とする児童は増加傾向にあり、つくば市では「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、生活する上で必要な各種サービスの紹介や相談に応じているほか、「つくば市医療的ケア児支援体制協議会」で課題の整理や情報共有を行い、支援体制の整備を行っています。
- アンケート調査では、困っていることや悩みを相談していない人のうち、「相談する人がいない／相談先を知らない」との回答が19.7%あり、相談窓口の周知や相談体制の整備が課題となっています。
- ヒアリング調査では、「気軽に健康相談ができるような仕組み」「NICU退院後に地域へ移行するための支援体制づくり」「レスパイト施設の確保・拡充」が必要という意見等がありました。

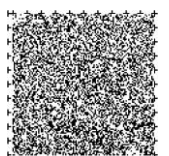
■障害福祉に関するアンケート調査結果

Q. 困ったことや悩みについて相談していないのはなぜですか？



※「n」は回答者の総数を表しています。複数回答可のため、回答率の合計は100.0%を超えています。

※回答率は小数点第2位を四捨五入して算定しています。



施策の方向性

3-1 健康づくりの支援

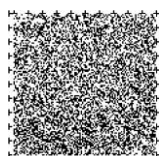
若い年代から健康づくりに取り組み、また、成人後も定期的に健診を行うことで、病気の発症や重症化の防止を図ります。

No.	事業名	概要
37	健康管理システムの活用 (健康増進課)	健康情報管理システムを活用し、各窓口（健康増進課・保健センター・いきいきプラザ）間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、一貫した保健サービスの提供を図っていきます。
38	健康体操教室 (健康増進施設いきいきプラザ (健康増進課))	様々な運動メニューや健康講話等を実施し、高齢になっても障害を持っていても、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるように、若い世代からの生活習慣予防、介護予防を行います。
39	成人健診事業 (健康増進課)	集団健診（特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診）及び医療機関健診など、健康保持の場を提供するとともに、障害者への健診案内や実施における配慮を行います。さらに、健診結果をもとに生活習慣の改善ができるよう特定保健指導や重症化予防を行います。

3-2 早期発見体制の充実

乳幼児期の健康診査や相談窓口の設置により、疾病・障害や発達特性等を早期に発見・把握し、関係部署と連携して必要な支援につなげていきます。

No.	事業名	概要
40	あかちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） (健康増進課)	概ね4か月未満の赤ちゃん訪問を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療に結びつけます。また、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や療育環境の把握及び助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービスが提供できるよう、関係課と連携を図っていきます。
41	1歳6か月児健康診査 (健康増進課)	専門職の問診指導、相談等により1歳6か月児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見するとともに、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。
42	3歳児健康診査 (健康増進課)	専門職の問診指導、相談等により3歳児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見し必要に応じて発達相談や療育等のサービスにつなげます。また、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。

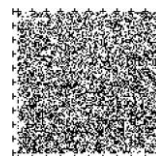


No.	事業名	概要
43	5歳児健康診査 (健康増進課)	4歳6か月から5歳6か月の幼児を対象に5歳児全員アンケートを実施し、発達面のスクリーニングを行います。対象者には集団健診を案内し健診を行います。医師の判定をもとに専門相談を行い必要な支援につなぎ幼児の健康の保持増進を図ります。
44	すこやか健康相談 (健康増進課)	乳幼児を持つ保護者等を対象に、成長発達全般・生活習慣・栄養等の相談・助言及び情報提供を行います。不安を軽減し、安心して育児ができるよう努めることで乳幼児の健やかな成長を支援します。また、支援の必要な家庭に対しては、適切なサービスを提供できるよう関係者・他課及び関係機関との連携を図っていきます。
45	のびのび子育て教室 (健康増進課)	1歳6か月児健康診査の事後フォロー教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、必要な社会資源につなげていきます。
46	子育て出前講座 (健康増進課)	乳幼児を持つ保護者や育児支援者に対し、子どもの健康や栄養指導、歯科指導等について出前講座を実施し、地域に根ざした育児支援を展開するとともに、子育ての不安軽減に努めます。

3-3 精神医療体制の充実

精神障害者等が地域で生活していくため、必要な福祉サービス等の充実を図るとともに、医療機関等との連携体制の整備等を通して、支援体制を構築していきます。

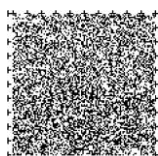
No.	事業名	概要
47	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業 (障害者地域支援室)	関係機関と連携し、その人の心や身体の状態に合った最も相応しい在宅サービスの提供を行うため、関係者の連携による精神科領域も含めた地域包括ケアシステムの充実に努めます。
48	市長同意による医療保護入院事務 (健康増進課)	医療機関から医療保護入院や入院期間の更新に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続を速やかに実施します。
49	連携による在宅支援体制の充実 (障害福祉課)	地域移行支援事業・地域定着支援事業の促進を図り精神障害者等の社会参加を促します。さらに地域において社会福祉施設等との連携を図り、在宅における支援体制の充実に努めます。



3-4 保健・医療体制の整備

医療的ケアを必要とする方が利用できる施設の拡充を図ります。また、制度や感染症等の情報周知により、必要な受診につなげ、重症化の防止を図ります。

No.	事業名	概要
50	健康つくば21プラン推進事業 (健康増進課)	健康づくり推進協議会を年に2回程度開催し、協議会からの意見を計画推進に反映させていくとともに、第5期健康つくば21プランに基づき事業を推進します。毎年度、各分野の進捗管理を参考に、PDCA サイクルマネジメントに基づいて事業の評価をしていきます。
51	医療福祉費支給制度 (医療年金課)	重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、医療福祉費支給制度（小児・重度心身障害者等）について、県及び市制度に基づき実施します。
52	障害児受入れ医療機関等への支援 (障害福祉課)	市内医療機関等に対し、医療的ケアが必要な障害児に対する短期入所事業所や日中一時支援事業所の設置を働きかけ、必要に応じ県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう医療機関等を支援していきます。
53	感染症対策事業 (健康増進課)	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症の発生予防と感染拡大防止のための体制を整え、感染症発生の各段階に応じた対策を実施します。また、感染症に関する情報・知識を啓発し、感染症の予防に努めます。



基本目標4 教育・療育の充実

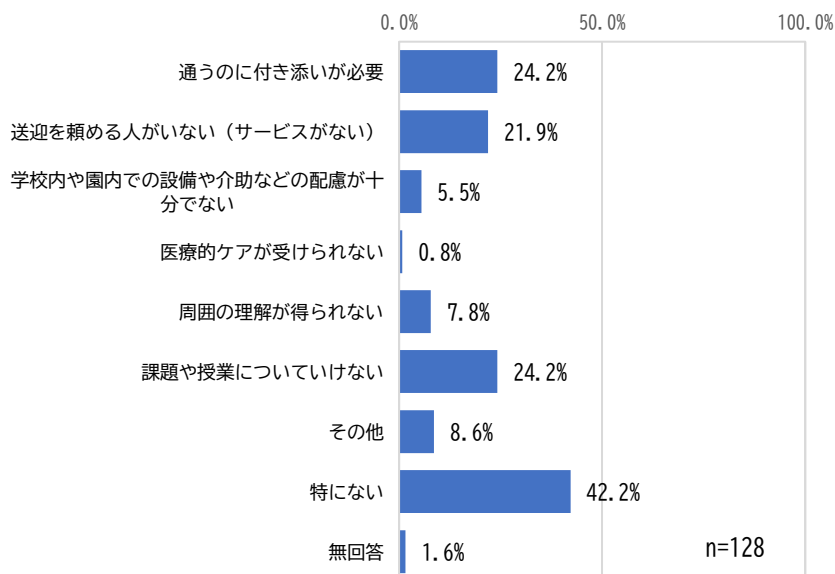
障害等のある子どもや発達に心配のある子どもの健やかな成長とその保護者・家庭を支援していきます。

【現状・課題】

- 令和5年（2023年）12月22日に閣議決定されたこども未来戦略において、障害児への支援にあたり、早期発見・早期支援等の強化、地域における支援体制強化とインクルージョンの推進、専門的な支援の強化等に取り組んでいくこととしています。
- つくば市では、障害児及び発達に課題のある児童や家族への支援の中核を担う機関として、令和9年（2027年）4月に児童発達支援センターを開設します。
- つくば市においては、障害児通所サービス受給者証交付者について令和6年度には1,674人、令和7年度には1,828人と増加傾向にあり、市内の障害児通所事業所もそれに伴って増加している一方で、セルフプラン率が56.7%と高くなっており、相談支援体制の整備の必要性がより大きくなっています。
- アンケート調査では、施設・学校・保育所等に通うにあたって困っていることについて、「通うのに付き添いが必要」「課題や授業についていけない」との回答がそれぞれ24.2%ありました。
- ヒアリング調査では、支援者側の障害等に関する理解不足や医療的ケア児の受入れ体制が整っている学校や保育所等の不足、教育・保育・療育・医療の連携不足等を懸念する声がありました。

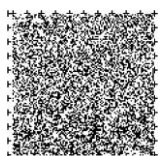
■障害福祉に関するアンケート調査結果

Q. 施設・学校・保育所等に通うにあたって困っていることはなんですか？



※「n」は回答者の総数を表しています。複数回答可のため、回答率の合計は100.0%を超えています。

※回答率は小数点第2位を四捨五入して算定しています。

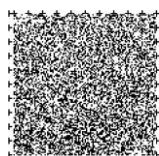


施策の方向性

4-1 障害児への支援

保育所や療育施設等での受入れ体制を整備するとともに、支援者に対する助言等を通して、支援の質の向上を図ります。

No.	事業名	概要
54	障害児の総合的な支援体制の整備 (こども発達支援センターはるいろ)	障害児が、地域の中で適切な保育・教育が受けられるよう、市の機関に配置されている専門職と連携して、総合的な支援体制の整備を図ります。
55	おもちゃライブラリー事業 (社会福祉協議会)	「おもちゃライブラリー」の活動PRを推進し、障害児のより活発な利用を呼びかけていきます。
56	障害児の保育所の受入れ体制の整備 (幼児保育課)	公立保育所における加配保育士の配置や、民間保育園における加配保育士の人件費補助を行うことで、障害児の状況に応じた受入れ体制の整備に努めます。 また、公立保育所においては「保育所における医療的ケア児受入ガイドライン」に沿った医療的ケア児及びその家族に対する適切な支援と、民間保育園等へ看護師配置人件費等の補助事業を行い、安全・安心な保育のため、各保育所の保育体制や環境等に十分配慮しながら、保護者、保育所の双方との調整に努めます。
57	放課後児童健全育成事業の整備 (こども育成課)	放課後児童健全育成事業について、集団生活で配慮が必要な児童については、状況を把握し、加配指導員を配置するなど受入れ体制の整備に努めていきます。
58	療育の質の向上のための関係福祉施設の連携の強化 (こども発達支援センターはるいろ)	児童発達支援事業や障害児保育等、地域における療育の質を高めるため、通園施設が有する専門的な療育機能を地域療育の場として利用できるよう、訪問指導や研修会の開催等を行い、関係福祉施設との連携強化に努めます。
59	障害児に配慮した施設の整備 (教育施設課)	障害児の入園・入学を関係部署と連携しながら事前に把握し、速やかに段差解消、手摺り設置などの施設整備に努めていきます。
60	障害のある幼児への教育の充実 (特別支援教育推進室)	障害のある幼児が幼稚園入園後に適切な支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。 障害児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ配置します。 本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人ひとりの障害に応じ適切な就学相談を実施します。

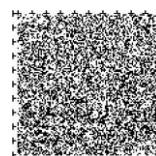


No.	事業名	概要
61	障害児支援体制の強化 (こども発達支援センターはるいろ)	児童発達支援センターで障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を実施し、障害児支援体制の充実を図ります。
62	障害児相談支援事業の普及 (障害福祉課)	のぞまないセルフプランを0にするため、保護者に対して事業内容の周知と利用希望の調査を行うとともに、希望者が事業を利用することができるよう、既存の障害児通所支援事業所等に対し、事業への参入を働きかけていきます。
63	医療的ケア児の支援体制の整備 (こども発達支援センターはるいろ)	医療的ケアの必要な障害児が、必要とする支援を円滑に受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援を行う関係機関等との連絡・調整等を行い、連携を図ります。
64	巡回相談事業 (こども発達支援センターはるいろ)	子どもが所属する保育所、幼稚園等の生活が、楽しく健やかになることを目的に、子どもを支援する職員への支援を実施します。 巡回相談を通して、保育所、幼稚園等、子どもが生活する関係機関との連携を図ります。

4-2 保護者やきょうだい児への支援

相談窓口の設置や助言等により、障害児や発達に心配のある児童を育てる家族・家庭の不安や悩みの解消に取り組み、安定した育児環境の構築をサポートします。

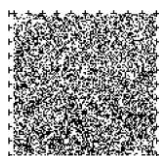
No.	事業名	概要
65	ペアレントトレーニング・ ペアレントメンター (こども発達支援センターはるいろ)	発達の気になる児童の保護者が児童への接し方を学ぶとともに、他の保護者と一緒に学ぶことでストレスの軽減を図るペアレントトレーニングを行います。 発達障害のある子どもを持つ保護者に対し、同じような子育て経験のある立場から共感的なサポートや地域資源の情報提供を行う、ペアレントメンターの活動を支援します。
66	障害のある保護者への配慮 (幼児保育課)	障害者が同居する低所得世帯等に対する認可保育所(園)の保育料適正化を図ります。
67	きょうだい児支援 (こども発達支援センターはるいろ)	障害のある兄弟姉妹と共に育つきょうだい児が、安心して過ごせたり、気持ちを話せる機会の提供などを通して、きょうだい児の支援を実施します。



4-3 インクルーシブ教育の普及

特別支援学校との交流や職員への研修等、障害等に対する理解を深める取組みや、合理的配慮の提供等を通して、誰もが適切な指導・支援を受けることができるよう、また、障害等により学びの場の選択肢が減ってしまわないよう、環境整備に努めていきます。

No.	事業名	概要
68	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進 (特別支援教育推進室)	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流を通して、障害児に対する理解を深めます。
69	福祉体験教室・青少年ボランティア育成体験講座 (福祉政策課)	手話や点字、車いす体験など、児童生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるよう努めます。
70	福祉教育の実施 (学び推進課)	市立学校のつくばスタイル科や特別活動等の時間において、福祉教育に取り組みます。
71	障害のある児童生徒への教育の充実 (特別支援教育推進室)	学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図ります。 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。
72	全教職員で取り組む特別支援教育の充実 (特別支援教育推進室)	管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化や校内委員会等の計画的・継続的实施について、学校に助言を行います。 通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の推進とともに、特別支援学級担任や特別支援教育支援員との連携によりチームでの一貫した支援ができるよう学校に助言を行います。
73	特別支援学級の指導の充実 (特別支援教育推進室)	特別支援学級の障害種別に応じ、担当教員が専門性を持って適切な指導ができるよう、大学や特別支援学校等の関係機関との連携を図ります。
74	教職員の資質の向上 (特別支援教育推進室)	小中学校・義務教育学校の教職員が「特別支援教育」や各障害特性を正しく理解し、適切な指導・支援ができるよう、研修の機会や対象者、内容を工夫して毎年度見直しを行い、研修会を実施します。



基本目標5 自立した地域生活のための支援の充実

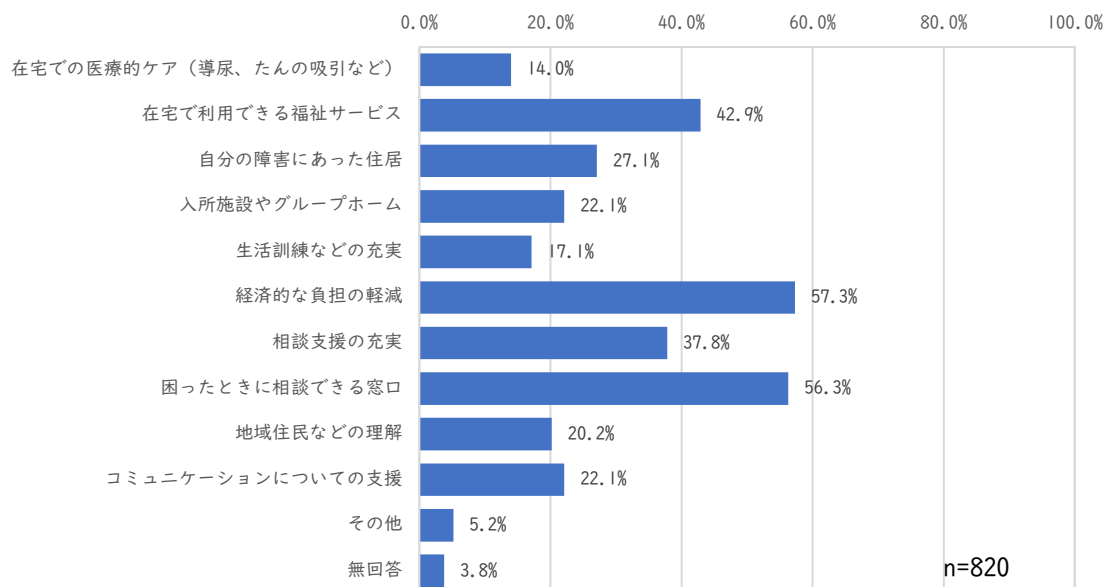
相談体制の強化、福祉サービスの充実等を通して、障害者等の地域での自立した生活を支援していきます。

【現状・課題】

- 令和6年（2024年）4月1日の障害者総合支援法の改正に伴い、地域生活支援拠点等の設置・整備が市町村の努力義務とされました。
- 地域生活支援拠点等とは、障害等の重度化、介護者の高齢化・不在に備え、障害者等が地域で自立して生活していくために必要な機能の中核を担うものであり、つくば市では令和6年（2024年）6月に設置しています。
- アンケート調査では、地域での生活において必要だと思うことについて、「経済的な負担の軽減」、「困ったときに相談できる窓口」との回答が50.0%を超えているほか、「在宅で利用できる福祉サービス」との回答も42.9%と多く集まりました。
- ヒアリング調査では、個別のニーズに対応した住居・グループホームや、重度障害者が利用できる施設、緊急時に一時的に預かることのできる場を求める声や、高齢化や孤立化により情報が入らず、支援が必要な人に行き届いていない等の指摘がありました。
- ヒアリング調査では、介護者の高齢化が顕著であり、介護者亡き後の問題が差し迫っている中、障害者の自立に向けた相談ができる窓口設置や、多様な障害に合わせた受け皿の充実、専門的な人材の確保・養成が求められるという声もありました。

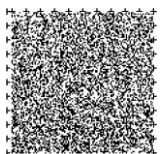
■障害福祉に関するアンケート調査結果

Q. 将来、地域での生活においてどのようなことが必要になると思いますか？



※「n」は回答者の総数を表しています。複数回答可のため、回答率の合計は100.0%を超えています。

※回答率は小数点第2位を四捨五入して算定しています。



施策の方向性

5-1 地域での支援体制の整備

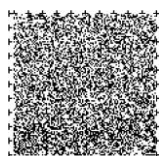
地域での見守り等により、支援が必要な人を見逃さない体制を整えます。また、地域課題を関係機関等と共有して連携強化を図り、地域課題解決のための検討を進めることで、障害の有無にかかわらず安心・安全に生活できる地域づくりを推進します。

No.	事業名	概要
75	障害者計画、障害福祉計画、 障害児福祉計画 (障害福祉課)	つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画を策定する際、関係者ヒアリングやアンケート調査などによるニーズ把握を行い、利用者にとって望ましい形での施策への反映に努めます。
76	障害者自立支援協議会 (障害者地域支援室)	地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。
77	つくば子育てサポートサービス事業 (こども政策課)	子育てサービスを受けたい人(利用者)と提供したい人(子育てサポーター)による相互援助活動を行う会員組織をつくり、地域の人々が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークの一つとします。
78	生活支援体制整備事業 (地域包括支援課)	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置をすることで、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進します。地域の高齢者の支援ニーズに合った地域資源の開発、ネットワーク構築、マッチングを行うことで、フレイルや認知症になっても本人らしい生活を地域で続けられるような地域の構築を目指します。
79	地域見守りネットワーク事業 (社会福祉協議会)	地域によっては、ふれあい相談員を早急に設置する必要があるため、その地域に適した相談役を見つけ、設置に向けて積極的に働きかけ、見守りが必要な方に対し、地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めていきます。 社会福祉協議会を中心とした小地域福祉活動の基礎づくりを推進します。

5-2 地域拠点の整備

関係機関との連携や必要な支援の提供、緊急時の対応等において中核となる地域拠点を整備します。

No.	事業名	概要
80	地域生活支援拠点等の整備 (障害者地域支援室)	障害者等の地域での暮らしや自立を希望する人への支援を推進するため、相談、緊急時の対応、体験の場としての機能等を備えた地域生活拠点等の整備を進めていきます。

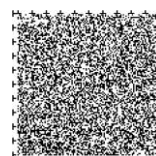


No.	事業名	概要
81	相談対応部署間の連携強化 (障害者地域支援室・地域包括支援課)	障害者地域支援室と地域包括支援課等の庁内部署、及び関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。
82	児童発達支援センターの整備・機能充実 (こども発達支援センターはるいろ)	発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。

5-3 相談支援体制の充実・強化

困りごとや悩みを抱えこんでしまうことのないよう、相談窓口の設置・周知を行うとともに、必要に応じて関係部署と連携し、必要な支援につなげていきます。

No.	事業名	概要
83	全庁的な連携体制の強化 (障害福祉課)	障害福祉に携わる関係各課の連携を推進し連携体制の強化を図ります。
84	障害福祉制度についての相談対応の充実 (障害者地域支援室)	障害者相談支援事業者や関係機関等と連携しながら、利用者の身体状況や生活環境に応じた適切なサービスが受けられるよう体制を整備し、他部署とケース情報の共有を図ります。また、利用者の障害特性等を鑑みて、ITやICT技術を活用した相談対応について検討を進めていきます。
85	DV等相談支援事業 (ダイバーシティ推進室)	令和8年4月に開設した「まんまるつくば(つくば市配偶者暴力相談支援センター)」では、DV相談、女性相談、男性相談、女性のための法律相談を行い、家庭の問題や人間関係の悩みについて、相談支援と情報提供を行います。DV被害者には、安全確保や自立に向けた継続的な支援を行います。 複雑な課題に対応するため、庁内関係部署や関係機関との連携を強化するとともに、一人ひとりの自己決定を尊重しながら、相談体制の充実に取り組みます。
86	こども家庭支援業務の充実 (こども未来課)	要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健医療機関等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、こども家庭支援業務を充実させます。
87	発達に関する総合相談 (こども発達支援センターはるいろ)	障害種別や障害の有無に関わらず、18歳までの発達に関する相談に対応します。発達に課題のあるこどもを早期に発見して、適切な支援につなぎ、こどもの発達を促します。また、発達に課題のあるこどもの保護者に寄り添っていきます。

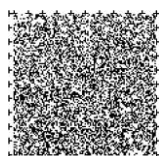


No.	事業名	概要
88	発達相談 (健康増進課)	幼児健康診査後の幼児の発達に関する相談に対応します。発達に課題のある幼児を早期に発見して、適切な支援につなぎ、幼児の発達を促します。また、児への関わり方を伝えることで、保護者の育児を支援します。
89	こころの健康相談 (健康増進課)	「こころの問題」で悩んでいる人に対し、精神的健康状態を保持・増進できるよう精神科医が対面で個別相談を実施します。また、必要に応じて他機関と連携していきます。
90	在住外国人への相談窓口の周知強化 (国際都市推進課)	障害のある外国人も言語に関わらず相談することができるよう、外国人相談窓口の周知強化を図るとともに、担当課と連携を図りながら対応します。

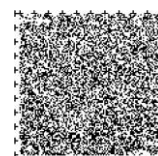
5-4 日常生活支援の充実

障害者等が地域で生活していくために必要な支援の提供体制を確保するとともに、周知活動や関係機関との連携等により、支援を必要とする人に情報が届くよう努めます。

No.	事業名	概要
91	障害福祉サービス提供体制の充実 (障害福祉課)	相談支援事業所と連携し、利用者が適切なサービスを受けられるように、障害者の個々のニーズ、社会的資源を的確に把握するとともに、社会的資源の整備・促進と質の向上を図ります。
92	地域生活支援事業の充実 (障害福祉課・障害者地域支援室)	相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、日中一時預かりサービス事業、重度身体障害者訪問入浴サービス事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。
93	福祉支援センターの充実 (障害者地域支援室)	福祉支援センターにおいて、地域活動支援センターとしての障害者の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図るほか、その他の機能について検討を進めます。
94	短期入所事業への参入の促進 (障害福祉課)	既存の障害福祉サービス事業所や新たに居住系の福祉サービスを開始する事業所に対して「医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金」を周知し、短期入所事業への参入を働きかけます。
95	グループホーム事業の充実と利用促進 (障害福祉課)	共同生活援助（グループホーム）の新規開設や施設整備について、関係機関と連携して支援していきます。また、開設後は、相談支援事業所を通じて、利用希望者に積極的に情報を提供することで、利用を促進していきます。



No.	事業名	概要
96	施設情報の提供 (障害福祉課)	利用者一人ひとりに合った福祉サービスの利用を目指し、事業所ガイドブックを作成・更新して、新規参入事業所や既存事業所の特色ある事業などの情報を利用者に迅速に提供していきます。
97	各種障害福祉サービス事業への参入促進 (障害福祉課)	各種の障害福祉サービス事業への新規参入を促進するため、県と連携を図り、円滑に事業者指定の手続きが進むよう支援していきます。
98	車いす貸し出し事業 (障害福祉課・社会福祉協議会)	車いすが一時的に必要な人などで既制度の利用ができない人に対して、車いすが利用できるよう貸し出しを行います。
99	難病患者への支援 (障害福祉課)	難病患者の支援については、保健所との連携を含め、関係機関と協力し進めていきます。また、手帳取得対象外の難病患者で制度に該当する方には、障害福祉サービスによる支援を行っていきます。経済的支援としては、難病患者福祉金を支給します。
100	高次脳機能障害への支援の充実 (障害者地域支援室)	高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援の充実を図ります。
101	重度身体障害者の訪問理美容料助成 (障害者地域支援室)	重度身体障害の方が居宅で受ける理容又は美容の料金の一部を助成することで、衛生的で健康な生活を支援するとともに、家族の負担を軽減します。
102	障害基礎年金 (医療年金課)	障害基礎年金の相談受付、関係書類の受付及び年金事務所への進達を行うことで、障害基礎年金の請求手続を支援します。
103	心身障害者扶養共済事業・障害者(児)に対する手当等 (障害者地域支援室・障害福祉課)	心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、日常生活における経済的な支援を行います。
104	水道料金の減免 (上下水道業務課)	障害者の日常生活支援のため、使用者からの申請を受け、規程に基づき水道料金の一部減免を行います。
105	宅配食事サービス事業 (高齢福祉課)	配食サービスを活用しながら、心身の障害等の理由で調理や買物が困難な高齢者の安否確認や健康保持を図っていきます。

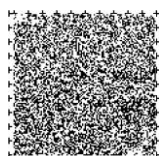


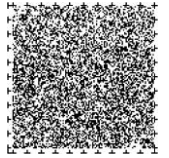
No.	事業名	概要
106	強度行動障害のある方への支援体制の整備 (障害福祉課)	相談支援員や福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、強度行動障害のある方のニーズや支援状況の把握に努めるとともに、支援方法を共有する体制を構築することで、支援の質の向上を図ります。
107	高齢者等ごみ出し支援事業 (障害福祉課・高齢福祉課・環境衛生課)	高齢や障害などの理由で、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯に対し、個別に訪問収集を行うほか、収集の状況によっては安否確認も実施します。

5-5 福祉人材の確保と育成

支援体制の整備にあたり必要不可欠な福祉人材を確保するため、補助事業を継続するとともに、人材育成及び従事者間の関係づくりのため、情報共有や事例検討を行う場をつくります。

No.	事業名	概要
108	つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金 (高齢福祉課)	つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。
109	つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金 (高齢福祉課)	つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修や実務者研修等を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。
110	事例検討や研修を通じた人材育成 (障害福祉課)	福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所連絡会を開催し、研修や事例検討を実施するなど、人材育成に取り組みます。
111	研修受講の促進 (障害福祉課)	県や民間事業所が実施している研修の情報を集め、各事業所に周知し、受講を促進します。受講状況を調査し、市ホームページで公開している事業所一覧に掲載します。





基本目標6 雇用・就業、経済的自立に 向けた支援の充実

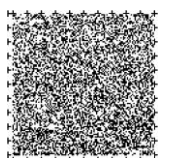
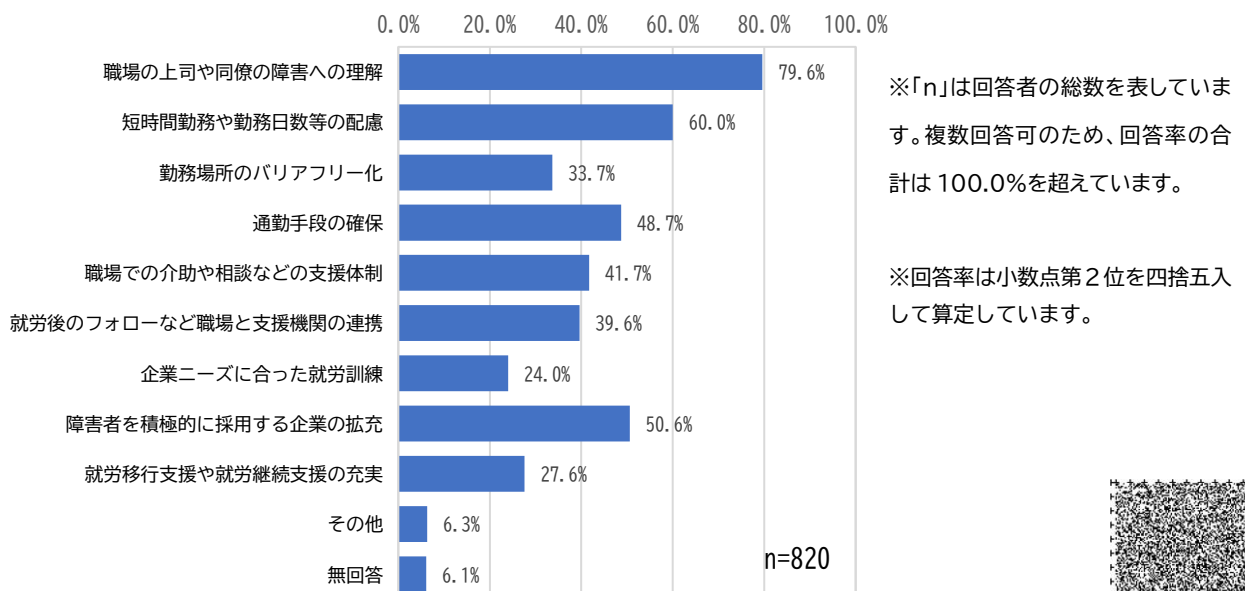
一人ひとりが、その働く意欲や能力・適性を活かして働くことができるよう、支援していきます。

【現状・課題】

- 継続した就労のためには、個々の能力や適性に応じた働き方ができることが非常に重要であり、令和7年（2025年）10月、就職や就労系福祉サービスの利用を希望する障害者等について、短期間の体験・面談等を経て、個々の長所や配慮が必要な点等を整理し、個々の希望や能力等に合った選択につなげるための「就労選択支援」が新設されました。
- つくば市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることを目的として、「つくば市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、この方針に基づいて障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。
- つくば市では、市内の障害者施設での生産活動や役務提供について、それらを必要とする行政や企業への情報提供や受発注の調整等のマッチングを行う「つくば市受発注窓口」を設置し、障害者施設の製品の受注量の増加や販路の拡大や、そこで働く障害者の収入（工賃）の増加につなげていくことを目指しています。
- 障害のある人が就労するために必要だと思うことについて、「職場の上司や同僚の障害への理解」との回答が79.6%と非常に多くなっており、障害者等に対する支援のみでなく、雇用者や共に働く人の障害に対する理解を深めるための取組みも必要とされています。
- 上記以外に「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「障害者を積極的に採用する企業の充実」「通勤手段の確保」との回答も多く、ヒアリング調査においても同様の意見がありました。このほか、就職後のフォローアップ、通勤を要しない働き方の拡充等を求める声がありました。

■障害福祉に関するアンケート調査結果

Q. 障害のある人が就労するために、どのようなことが必要だと思いますか？

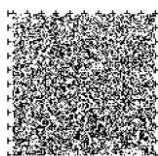


施策の方向性

6-1 就労機会の充実

関係機関と連携し、障害者等の就労やその継続のための支援を行います。

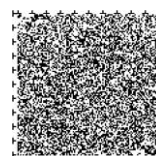
No.	事業名	概要
112	就労系福祉サービスの充実 (障害福祉課)	就労系福祉サービスへの事業者の参入を促し、障害者に対して就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援などの福祉サービスの利用を促進することで、障害者の就職と継続した就労を支援します。
113	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化 (障害者地域支援室)	障害者の就労環境の向上を図るため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。 「障害者福祉ガイドブック」等を活用した就労にかかわる相談窓口の案内等を行います。 特別支援学校や障害者職業センターと連携し、職場実習等の訓練指導を支援するとともに、障害者職業センターで実施している職業準備支援等を活用し、就労希望のある方の職業的自立の促進を図ります。
114	障害者雇用マッチングサポート面談会及び交流会の実施 (障害者地域支援室)	ハローワーク土浦、障害者就業・生活支援センターと連携し、障害者就労・雇用に進むより前の段階から面談会、意見交換等を行う交流会を行うなどして双方を結び付けることにより、障害者就労・雇用の促進を図っていきます。
115	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (障害福祉課)	企業等に就労する重度障害者が雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や重度障害者が自営業等として働く場合に通勤や職場等における支援を確保し、重度障害者等の就労機会の拡大をサポートします。
116	企業に対する障害者雇用の促進 (産業振興課)	一般企業における障害者雇用促進のため、障害のある人への理解を深めることができるよう、企業向けの情報提供を行います。また、市内事業者・大学・支援機関等からなる「障害者雇用支援に関する懇話会」を開催し、障害者雇用を取り巻く状況の共有や当事者と事業者双方にとって必要な支援策について意見交換を行います。



6-2 就労の場の確保

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から物品や役務を優先的に調達する等、関係機関と連携を取りながら、障害者等の就労の場を確保します。

No.	事業名	概要
117	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進 (障害者地域支援室)	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の収入増と自立の促進を図ります。
118	福祉施設等の物品販売の充実 (障害者地域支援室)	障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベントのほか、庁舎内店舗での販売など、各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。



基本目標7 社会参加の促進

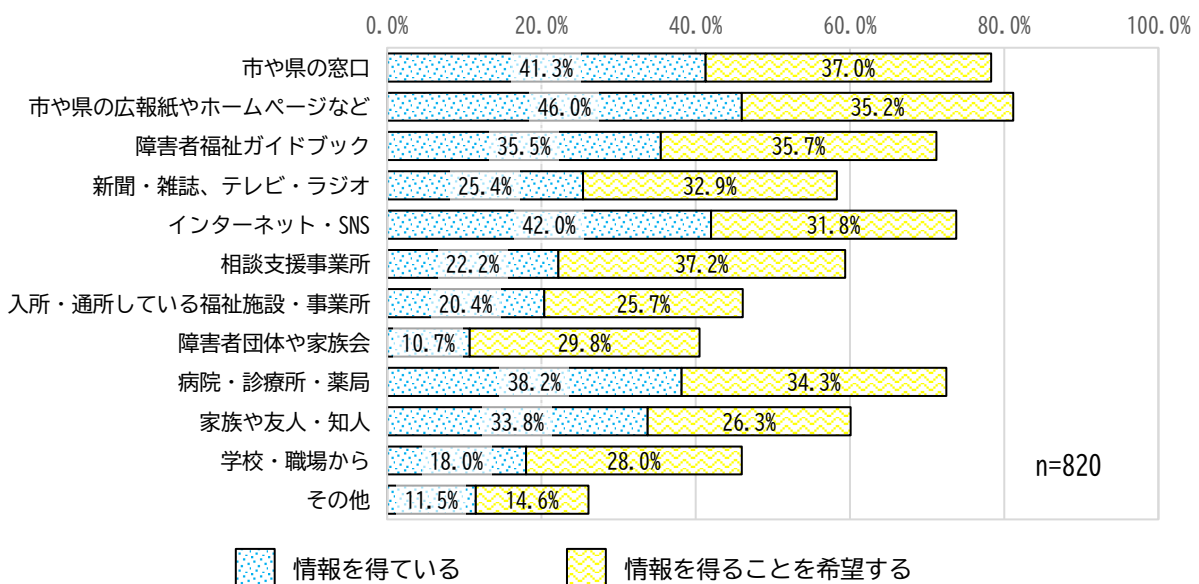
障害者等が豊かな生活をおくることができるよう、気軽に参加できる場の確保や、情報周知等に取り組みます。

【現状・課題】

- 国では、障害等のある人が学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、学校卒業後における学びの支援、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に取り組んでいます。
- 障害者等が地域で生活をしていくためには、必要な情報の入手、社会活動への参加、他者との交流等が阻まれない環境を構築していく必要があります。
- つくば市では、令和7年（2025年）7月3日に「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定し、コミュニケーション手段の確保及び情報利用の円滑化を図っています。
- つくば市では、在宅等障害者（児）が気軽に参加でき、余暇活動の充実を図ることを目的として、令和8年（2026年）4月から障害者余暇活動支援事業を開始しました。
- アンケート調査では、福祉サービスなどの情報について、現在情報を得ている場所・今後得たい場所のいずれにおいても、「市や県の広報紙やホームページ」「市や県の窓口」という回答が多くなっています。このことから、市のホームページ等を活用し、効果的な周知・啓発を図る必要があります。
- ヒアリング調査では、定期開催されるイベントの実施、イベント会場等へのアクセス支援、市による積極的な情報提供等を求める意見等がありました。

■障害福祉に関するアンケート調査結果

Q. 福祉サービスや福祉制度の情報を現在どこから得ていますか。また、今後はどこから得たいですか？



※「n」は回答者の総数を表しています。複数回答可のため、回答率の合計は100.0%を超えています。

※回答率は小数点第2位を四捨五入して算定しています。

施策の方向性

7-1 社会活動への参加と交流の促進

障害者等が参加することできるイベントの開催やその周知に取り組み、障害者等の社会活動への参加と交流の促進を図ります。

No.	事業名	概要
119	社会参加への支援 (障害者地域支援室)	障害者の社会参加を促進するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、その他のボランティア事業等の充実を図ります。
120	つくば市福祉の店事業 (障害者地域支援室)	本庁舎に設置した店舗において、市内の障害福祉サービス事業所等で作成された物品の販売を通じて、障害者への理解を深めるとともに、障害者の社会参加や障害者支援施設の相互交流を促進します。

7-2 生涯学習の推進

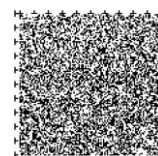
障害者等が生涯学習を楽しむことができるよう、講座等の情報提供に努めます。

No.	事業名	概要
121	障害者の生涯学習関連事業 (生涯学習推進課)	生涯学習の情報提供を行います。 障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座を実施します。
122	高齢者・障害者のためのパソコン相談 (福祉政策課)	高齢者・障害者を対象に、ボランティアの協力により相談会を開催し、パソコン等の活用を支援します。

7-3 ボランティア活動の促進

地域生活における支援や、人とのかかわりをつくるボランティア活動を促進するため、人材の育成や活動の周知・啓発に取り組みます。

No.	事業名	概要
123	ボランティア活動基盤整備事業 (社会福祉協議会)	ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険の受付や福祉機材の整備・貸出しを行います。また、ボランティア・市民活動を支援する団体助成事業を実施していきます。
124	市民ボランティア育成講座 (福祉政策課)	ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座等を開催し、ボランティアの育成を行います。

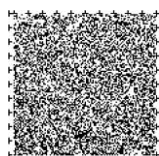


No.	事業名	概要
125	ボランティアネットワーク支援事業 (福祉政策課)	ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ち、ボランティア間の横のつながりを強化します。
126	ボランティアセンター運営・広報事業 (社会福祉協議会)	ボランティア活動の募集や受入れ等を行うとともに、ホームページや「つくばボランティアセンターNEWS」等でボランティア活動にかかわる情報を発信していきます。
127	ボランティア相談支援事業 (福祉政策課)	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアにかかわる悩み等の相談対応を行ったり、情報提供や需給調整を行います。
128	各種奉仕員養成講座の開催 (障害者地域支援室)	視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座(手話・要約筆記・点訳・音訳)を開催します。
129	傾聴ボランティア事業『おうち de 交流』 (地域包括支援課)	ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの社会交流の場の提供として、市の養成講座を受けた傾聴ボランティアがご自宅に伺います。

7-4 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

障害の特性を理解し、配慮した情報発信や、コミュニケーションツールの活用等、情報のバリアフリー化に努めます。

No.	事業名	概要
130	コミュニケーション支援サービスの充実 (障害者地域支援室)	令和7年7月に「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定し、情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進しています。聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実に努めます。
131	障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所とネットワークを密にすることで、事業所利用に関する情報の収集に努め、迅速・適切な情報提供を行います。
132	視覚障害者等の読書環境整備 (中央図書館)	大きな活字の本、点字資料(点訳ボランティアが作成した点字絵本等)、易しい言葉で書かれたLLブック、小説などの録音資料(CD)、電子書籍などを備えていきます。

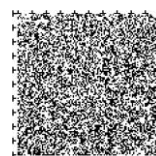


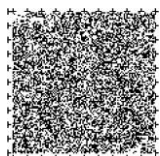
No.	事業名	概要
133	聴覚障害者等の緊急通報 (消防指令課)	119番 FAX と緊急通報システム NET119は、聴覚や発話に障害があり、音声での緊急通報が困難な人を対象とした通報システムです。119番 FAX 登録者に対しては、毎年通報訓練を実施、適正なシステム運用を図っています。申請受付・相談窓口を開設しており、聴覚や発話に障害がある人がスムーズに緊急通報できるよう、今後も市民への広報に努めていきます。
134	市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実 (障害者地域支援室)	開庁日に手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行うほか、コミュニケーションボードと筆談ボードを設置し、指差し・筆談による対応を行います。 障害福祉課窓口には、磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムと音声字幕表示システムを設置しています。
135	市広報紙・ホームページ等を活用した情報提供 (障害福祉課・広報戦略課)	市広報紙・市ホームページ及び市公式 SNS 等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。また、情報提供の際はアクセシビリティを意識し、誰もが情報を入手・活用できるよう努めていきます。

7-5 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

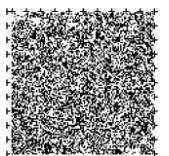
障害者等が文化芸術等の趣味の活動やスポーツ・レクリエーション活動等に参加できるよう、必要な支援や関連するイベント等の周知を行います。

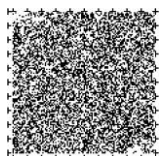
No.	事業名	概要
136	チャレンジアートフェスティバルの実施 (障害者地域支援室)	障害者（児）が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者（児）の社会参加を促進し、市民の障害者（児）に対する理解を深めます。
137	障害者のスポーツ活動の推進 (障害者地域支援室・スポーツ振興課)	障害者のスポーツ活動をサポートする人材の育成を目指し、必要な事業の実施に努めます。また、すべての市民の障害者スポーツに対する認知度や興味を高めていくことを目指し、県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、参加・体験型のスポーツイベントを実施して障害者の社会参画や交流を促進します。
138	みんなでDOスポーツ (社会福祉協議会)	障害児を対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図るとともに学生ボランティアとの交流を図ります。
139	障害者の余暇活動支援 (障害者地域支援室)	障害者の余暇時間を充実させるため、余暇活動の機会と場の提供を行います。





各 論 2
第8期つくば市障害福祉計画
第4期つくば市障害児福祉計画

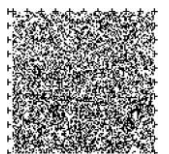




第1章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像は以下の通りです。

障害者総合支援法	
自立支援給付 <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 施設入所支援 ■ 訓練等給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練） ・ 就労選択支援 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型、B型） ・ 就労定着支援 ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 自立生活援助 ■ 相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ■ 自立支援医療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療 ■ 補装具 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費の支給 	地域生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村（必須事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 基幹相談支援センターの運営 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ■ 市町村（任意事業） <p>その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業 ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 地域生活支援促進事業 ■ 都道府県（必須事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の高い相談支援事業及び意思疎通を行う者の養成・派遣事業 ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための事業 など
児童福祉法	
障害児への福祉サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 ■ 障害児入所支援※都道府県



第2章 福祉サービスの見込み量

第1節 基本的な考え方

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

本計画で見込む各種サービス等の見込み量は、個々のサービス利用に制限をかけるものではありませんが、適正なサービス量と質の確保を図るため、サービス見込み量を供給サービス量が超過するサービスに関しては、地域の実情に応じたサービス提供体制となるよう調整を行う場合があります。

なお、主に重症心身障害者（児）、医療的ケアを必要とする者（児）、強度行動障害のある者（児）を対象とする施設など、本市の地域課題の解決に資すると認められる施設等については、引き続き充実を図っていきます。

第2節 自立支援給付

1 介護給付

介護給付では、障害者が日常生活上、継続的に必要な介護支援を受けながら、その人らしく生活するためのサービスが提供されます。そのため、サービス需要に応じたサービスの量の確保が必要となりますので、引き続き提供体制の整備状況の把握に努めます。

(1) 居宅介護

障害支援区分1以上の人を対象として、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

実利用者数はほぼ計画値通りに増加した一方で、利用時間については計画値を大きく上回るペースで増加しています。

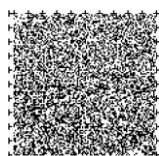
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	130	180	190	200
	利用時間(時間/月)	2,050	2,900	3,100	3,300
実績値	実利用者数(人/月)	168	182	196	202
	利用時間(時間/月)	2,847	3,437	3,950	3,973
利用率	実利用者数(%)	129.2	101.1	103.2	101.0
	利用時間(%)	138.9	118.5	127.4	120.4

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	215	228	243
	利用時間(時間/月)	4,440	4,961	5,544

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで、年度ごとに実利用者が平均約6.3%、利用時間が平均約11.7%ずつ増加しており、同様の増加を見込みます。



(2) 重度訪問介護

居宅内での生活全般に係る援助や、長時間の見守り支援を行うサービスです。

重度の肢体不自由、重度の知的・精神障害があり常時介護を必要とする人で、障害支援区分4以上かつ二肢以上にまひ等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人、または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人が対象となります。

■ 前計画の実績

施設入所者や入院されている方が、地域での生活に移行する際に利用することを想定していましたが、実利用者数・利用時間ともに減少傾向にあり、いずれも計画値を大きく下回っています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	20	24	26	28
	利用時間(時間/月)	6,700	9,000	9,600	10,200
実績値	実利用者数(人/月)	21	21	20	21
	利用時間(時間/月)	7,927	7,601	6,682	6,658
利用率	実利用者数(%)	105.0	87.5	76.9	75.0
	利用時間(%)	118.3	84.5	69.6	65.3

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	22	23	24
	利用時間(時間/月)	6,975	7,292	7,609

実績は減少傾向にあるものの、長時間の見守りを必要とする障害者が地域で生活していくために必要なサービスであり、1人利用者が

が増えると、利用時間も大きく増えることになります。

現在、1人当たりの利用時間が平均約317時間となっているため、毎年度、1人の実利用者317時間の利用時間増加を見込むとともに、支援の提供体制確保に努めていきます。

(3) 同行援護

視覚障害者が外出する時、本人に同行して、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。

■ 前計画の実績

実利用者数・利用時間ともに計画値を大きく上回っています。

利用時間の半分以上は市外の事業者によるものであるため、積極的に事業への参入を呼びかけていく必要があります。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	13	13	15	17
	利用時間(時間/月)	80	135	160	185
実績値	実利用者数(人/月)	14	20	25	28
	利用時間(時間/月)	169	378	555	790
利用率	実利用者数(%)	107.7	153.8	166.7	164.7
	利用時間(%)	211.3	280.0	346.9	427.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	33	38	43
	利用時間(時間/月)	1,089	1,455	1,884

※前年度からの増加率 37.9% 33.6% 29.5%

実利用者数については、毎年度5人前後増加しているため、引き続き同様の増加を見込みます。利用時間については、急激に増加している一方で、増加率は低下傾向にあり、令和6年度(2024年度)から令和7年度(2025年度)にかけての増加率は46.8%(+177時間)、令和7年度(2025年度)から令和8年度(2026年度)にかけての増加率は42.3%(+235時間)となっています。毎年度増加率が前年度比96.9%(※)になることを想定し、表のとおり見込みを設定しました。

※ $1.423/1.468 \times 100$ (小数点第2位を四捨五入して算定)

(4) 行動援護

知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他、行動する際に必要な援助を行います。障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人を対象となります。

■ 前計画の実績

実利用者数・利用時間ともに計画値を大きく上回っています。制度の周知が広まったことと、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まったことにより、外出機会が増えたことが理由として考えられます。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	2	2	2	3
	利用時間(時間/月)	30	20	25	30
実績値	実利用者数(人/月)	1	2	3	6
	利用時間(時間/月)	19	89	124	194
利用率	実利用者数(%)	50.0	100.0	150.0	200.0
	利用時間(%)	63.3	445.0	496.0	646.7

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	10	14	18
	利用時間(時間/月)	351	508	665

実利用者数について、対象者が限定されているため、大幅な増加は見込めないものの、対象者の日常生活において重要なサービスであり、毎年4人の増加を見込みます。利用時間については、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の1人当たりの利用時間の平均が約39.3時間であり、実利用者数の増加を毎年4人と見込んでいることから、年157時間の増加を見込みます。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する人のうち、障害支援区分が区分6で意思疎通が困難な人で、なおかつ居宅介護、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

■ 前計画の実績

全国的に事業所が少なく、県内に事業所がないため、実績はありませんでした。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0
実績値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	-	-	-	-
	利用時間(%)	-	-	-	-

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

計画期間中の新たな事業所の参入はないものと考えられ、利用もないと見込みます。

(6) 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者を施設に入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

実利用者数は計画値と近い推移になっている一方で、利用日数は計画値を大きく下回っています。利用希望日が特定の日に集中するため、希望通りに利用できないケースがあるため、事業への参入を引き続き呼び掛けていく必要があります。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	83	70	80	90
	利用日数(日/月)	550	620	670	720
実績値	実利用者数(人/月)	62	59	76	85
	利用日数(日/月)	528	480	524	541
利用率	実利用者数(%)	74.7	84.3	95.0	94.4
	利用日数(%)	96.0	77.4	78.2	75.1

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	94	105	117
	利用日数(日/月)	559	581	605

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）まで、年度ごとに実利用者が平均約11.1%増加しており、同様の増加を見込みました。利用日数について、平均増

加率は0.8%ですが、1人当たりの最低利用日数は2日であることから、実利用者数の増加人数×2日の増加を見込み、提供体制の確保に取り組みます。

(7) 療養介護

医療を必要とする障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービスです。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人や、筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある障害支援区分5以上の人を対象としています。

■ 前計画の実績

令和7年度（2025年度）、令和8年度（2026年度）に1人ずつ利用者が増加しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	11	12	12	12
実績値	実利用者数(人/月)	12	12	13	14
利用率	実利用者数(%)	109.1	100.0	108.3	116.7

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	14	15	15

利用者が限られているサービスであるため、緩やかな増加を見込みます。

(8) 生活介護

常時介護の支援が必要な人で、障害支援区分3（50歳以上の場合は区分2）以上の人、または障害者支援施設に入所している区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人を対象に、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力向上のための必要な援助を行うものです。

■ 前計画の実績

実利用者数・利用日数ともに、ほぼ計画値通りに推移しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	320	340	360	380
	利用日数(日/月)	5,700	6,350	6,600	6,850
実績値	実利用者数(人/月)	325	331	350	366
	利用日数(日/月)	6,083	6,098	6,517	6,839
利用率	実利用者数(%)	101.6	97.4	97.2	96.3
	利用日数(%)	106.7	96.0	98.7	99.8

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	381	396	412
	利用日数(日/月)	7,111	7,395	7,689

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）まで、年度ごとに実利用者数・利用時間ともに平均約4.0%ずつ増加しており、同様の増加を見込みます。

（9） 施設入所支援

施設で生活しながら、生活全般に係る援助や、社会生活を営むために必要な訓練を行うサービスです。生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援などの日中活動系のサービスを受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

■ 前計画の実績

入所待機者が約50人いる現状であり、入所者数の減少は計画値より緩やかになっています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	入所者数（人）	139	139	137	134
実績値	入所者数（人）	145	144	144	142
利用率	入所者数（%）	104.3	103.6	105.1	106.0

※年度末時点の実績。令和8年度のみ7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	入所者数(人)	140	138	136

国の基本指針では、令和7年度（2025年度）末の入所者数から、令和11年度（2029年度）末までに5%以上削減することを目標としているため、その値を計画値として設定します。

2 訓練給付等

障害者総合支援法は、身体機能等のリハビリテーション、就業のための訓練、地域で共生するために必要な共同生活援助（グループホーム）等を訓練等給付と定めています。

(1) 自立訓練（機能訓練）

身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。訓練等給付の自立訓練の一部となります。

■ 前計画の実績

実利用者数は令和6年度(2024年度)からはほぼ横ばいとなっている一方で、利用日数は増加傾向にあります

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	26	13	14	15
	利用日数(日/月)	230	80	88	96
実績値	実利用者数(人/月)	11	14	15	14
	利用日数(日/月)	75	114	176	194
利用率	実利用者数(%)	42.3	107.7	107.1	93.3
	利用日数(%)	32.6	142.5	200.0	202.1

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	15	16	17
	利用日数(日/月)	234	274	314

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)にかけて、実利用者数が平均約1人、利用日数が平均約40日増加しているため、同様の増加を見込みます。

(2) 自立訓練（生活訓練）

通所施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

実利用者数、利用日数ともに、波はあるものの、計画値より緩やかなペースで増加しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	41	36	38	40
	利用日数(日/月)	770	580	620	650
実績値	実利用者数(人/月)	30	35	32	35
	利用日数(日/月)	534	540	485	563
利用率	実利用者数(%)	73.2	97.2	84.2	87.5
	利用日数(%)	69.4	93.1	78.2	86.6

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	37	39	41
	利用日数(日/月)	573	583	594

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで、年度ごとに実利用者数が平均約5.3%、利用日数は平均約1.8%増加しているため、同様の増加を見込みます。

(3) 就労選択支援

ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。

令和7年(2025年)10月に新設された福祉サービスで、つくば市では令和8年(2026年)1月に初めて利用がありました。

■ 前計画の実績

前計画策定時点では開始されていなかったため、計画値とは大きく離れています。就労を希望する人や、就労系サービスの利用を考えている人など、多くの人の利用が見込まれるサービスであり、事業内容を共有し、参入を呼び掛けていく必要があります。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)			4	8
	利用日数(日/月)			40	80
実績値	実利用者数(人/月)			2	3
	利用日数(日/月)			12	23
利用率	実利用者数(%)			50.0	37.5
	利用日数(%)			30.0	28.8

※令和7年度の実績値は、令和8年1月から3月までの月当たりの平均値

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	15	17	19
	利用日数(日/月)	105	119	133

実績から、実利用者一人当たりの利用日数を7日として表の通り見込みを設定しました。令和9年度(2027年度)から、就労継続支援A型を新たに利用する人、就労移行支援の支給期間延長を希望する人も、原則として本サービスを利用することになることから、令和8年度(2026年度)から令和9年度(2027年度)にかけては大幅な増加を見込みます。

(4) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の人を対象に、一定期間、生産活動などの活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

■ 前計画の実績

令和6年度(2024年度)から令和7年度(2025年度)にかけて大幅に増加しています。令和7年度(2025年度)中に15人が一般就労へ移行したこともあり、令和8年度(2026年度)の実績は減少しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	87	90	100	110
	利用日数(日/月)	1,400	1,480	1,640	1,800
実績値	実利用者数(人/月)	73	79	94	88
	利用日数(日/月)	1,162	1,197	1,541	1,489
利用率	実利用者数(%)	83.9	87.8	94.0	80.0
	利用日数(%)	83.0	80.9	94.0	82.7

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	94	100	106
	利用日数(日/月)	1,617	1,757	1,908

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで、年度ごとに実利用者数が平均約6.4%、利用日数は平均約8.6%増加しているため、同様の増加を見込みます。

(5) 就労継続支援(A型)

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

実利用者数・利用日数ともに、計画値より緩やかなペースで増加し続けています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	67	130	145	160
	利用日数(日/月)	1,240	2,400	2,700	3,000
実績値	実利用者数(人/月)	117	121	123	131
	利用日数(日/月)	2,077	2,124	2,181	2,376
利用率	実利用者数(%)	174.6	93.1	84.8	81.9
	利用日数(%)	167.5	88.5	80.8	79.2

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	136	141	147
	利用日数(日/月)	2,485	2,599	2,718

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで、年度ごとに実利用者数が平均約3.8%、利用日数は平均約4.6%増加しているため、同様の増加を見込みます。

(6) 就労継続支援（B型）

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

実利用者数・利用日数ともに計画値を上回るペースで増加しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	380	530	560	590
	利用日数(日/月)	6,300	8,950	9,400	9,850
実績値	実利用者数(人/月)	516	563	594	611
	利用日数(日/月)	8,670	9,455	10,042	10,460
利用率	実利用者数(%)	135.8	106.2	106.1	103.6
	利用日数(%)	137.6	105.6	106.8	106.2

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	646	684	723
	利用日数(日/月)	11,135	11,854	12,620

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）まで、年度ごとに実利用者数が平均約5.8%、利用日数は平均約6.5%増加しているため、同様の増加を見込みます。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている人に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

前計画策定時は決定者数の増加がごくわずかであったため、計画値を控えめに設定していましたが、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）にかけて、計画値を上回るペースで増加しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	決定者数(人/月)	28	23	27	31
実績値	決定者数(人/月)	21	29	36	39
利用率	決定者数(%)	75.0	126.1	133.3	125.8

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	決定者数(人/月)	45	51	57

支給期間が最大3年で、利用者が限られるサービスのため、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの増加人数の平均である、年6人の増加を見込みます。

(8) 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

計画値と比較すると緩やかなペースで増加しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	190	280	320	360
実績値	実利用者数(人/月)	246	284	302	308
利用率	実利用者数(%)	129.5	101.4	94.4	85.6

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	332	358	386

前計画の実績では、年度ごとに実利用者数の増加が控えめになってきていますが、地域生活への移行や、親なき後の生活支援を整備していく上で重要なサービスであるため、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの増加率を平均し、年約7.8%の増加を見込みます。

(9) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 前計画の実績

計画値を下回る推移となっています。対象要件を満たす人が限られていることや、居宅介護や日中活動系サービスなど、他のサービスの利用により支援体制が整備され、本サービスの利用に至らないケースがあったことなどが考えられます。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	決定者数(人/月)	2	4	6	8
実績値	決定者数(人/月)	1	1	3	3
利用率	決定者数(%)	50.0	25.0	50.0	37.5

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	4	5	6

原則有効期間が1年間のサービスで利用者が限られることから、緩やかな増加を見込みます。一人暮らしを希望する人に対して必要な支援を提供できるよう、サービスの周知と提供体制の確保を図っていきます。

3 相談支援

障害者総合支援法では、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の3つを相談支援と定めています。

（1）計画相談支援

全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等の利用計画の作成とモニタリングを実施します。

■ 前計画の実績

計画値をやや上回るペースで増加しています。令和8年度（2026年度）は利用率が100.0%を下回っていますが、年度末にかけて決定者数は増加していくため、年度末時点では100.0%を超える見込みです。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	決定者数(人)	1,200	1,500	1,600	1,700
実績値	決定者数(人)	1,407	1,530	1,646	1,684
利用率	決定者数(%)	117.3	102.0	102.9	99.1

※年度末時点の支給決定者数。令和8年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	決定者数(人)	1,788	1,898	2,016

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）まで、年度ごとに決定者数が平均約6.2%増加しているため、同様の増加を見込みます。

（2）地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行するために、重点的な支援を必要とする人に住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施します。

■ 前計画の実績

施設入所者の地域移行を図るため、多めに計画値を設定していましたが、地域生活への移行にあたり必ずしも必要なサービスではなく、令和7年度（2025年度）以降の実績はありませんでした。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	決定者数(人/月)	8	9	9	9
実績値	決定者数(人/月)	0.2	1	0	0
利用率	決定者数(%)	2.5	11.1	0.0	0.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	決定者数(人/月)	2	3	4

実績はほとんどなかったものの、施設入所者が地域生活へ移行する際に利用することが考えられることから、表のとおり計画値を設定し、提供体制の維持に努めます。

(3) 地域定着支援

地域における単身の障害者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者や、地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行います。

■ 前計画の実績

対象者が限られているほか、他サービスの提供により支援体制を整備することで、本サービスの利用につながらないケースもあり、令和8年度(2026年度)は支給決定者が0人となっています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	決定者数(人/月)	2	3	5	7
実績値	決定者数(人/月)	1	1	0.3	0
利用率	決定者数(%)	50.0	33.3	6.0	0.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの月あたりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	決定者数(人/月)	2	3	4

実績はほとんどありませんでしたが、利用希望者がいた場合に支援を提供できる体制を維持していきます。

第3節 障害児への福祉サービス

1 障害児通所支援

児童福祉法では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を障害児通所支援と定めています。

(1) 児童発達支援

就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導とともに、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 前計画の実績

利用日数は増加傾向にあり、実利用者数は令和7年度(2025年度)までは増加していましたが、令和7年度(2026年度)から令和8年度(2026年度)にかけては、横ばいまたは微減の見込みです。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	360	480	520	560
	利用日数(日/月)	2,900	3,700	4,020	4,340
実績値	実利用者数(人/月)	471	494	509	505
	利用日数(日/月)	3,751	4,131	4,353	4,528
利用率	実利用者数(%)	130.8	102.9	97.9	90.2
	利用日数(%)	129.3	111.6	108.3	104.3

※令和8年度の実績値は、令和5年度から令和7年度の4月から7月の月当たりの平均値と年度を通しての月当たりの平均値の比率を算出し、その値を令和8年度の4月から7月の月当たりの平均値に乘じて算出しています。

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	517	529	541
	利用日数(日/月)	4,821	5,133	5,466

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)にかけて、年度ごとに実利用者数が平均約2.4%、利用日数が平均約6.5%の増加しているため、同様の増加を見込みます。

(2) 放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所づくりを推進します。

■ 前計画の実績

利用者の需要が高く、事業所の新設数も多いため、実利用者数・利用日数ともに計画値を大きく上回っています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	590	820	900	980
	利用日数(日/月)	7,670	9,000	9,920	10,840
実績値	実利用者数(人/月)	768	888	992	1,086
	利用日数(日/月)	8,281	9,631	10,796	12,114
利用率	実利用者数(%)	130.2	108.3	110.2	110.8
	利用日数(%)	108.0	107.0	108.8	111.8

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	1,219	1,368	1,536
	利用日数(日/月)	13,752	15,611	17,721

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで、年度ごとに実利用者数が平均約12.2%、利用日数が平均約13.5%増加しているため、同様の増加を見込みます。

(3) 保育所等訪問支援

障害児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問することで、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

■ 前計画の実績

前計画策定時には急増していたため計画値を高めにしていましたが、令和5年度(2023年度)以降は大きな増減なく推移しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	8	40	60	80
	利用日数(日/月)	16	55	85	115
実績値	実利用者数(人/月)	36	30	30	38
	利用日数(日/月)	45	39	35	41
利用率	実利用者数(%)	450.0	75.0	50.0	47.5
	利用日数(%)	281.3	70.9	41.2	35.7

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	39	40	41
	利用日数(日/月)	42	43	44

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの増加率の平均をとると、利用日数が減少し、実利用者数が微増しているため、利用日数が実利用者数を上回ってしまいます。そのため、実利用者数の増加に合わせて利用日数も増加すると見込みます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

■ 前計画の実績

市内に事業所がなく、実績はありませんでした。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	4	2	3	4
	利用日数(日/月)	8	4	6	8
実績値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用日数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	2	3	4
	利用日数(日/月)	4	6	8

令和8年度(2026年度)に市内に事業所が新設されたため、年度内に実利用者数1人、利用日数2日になると想定し、そこから年度ごとに実利用者数1人、利用日数2日の増加を見込みます。

2 障害児相談支援

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

■ 前計画の実績

計画値を上回るペースで増加しています。令和8年度（2026年度）は7月時点では計画値に達していないものの、令和7年度（2025年度）末から4か月で61人増加しており、年度末時点では計画値を達成している見込みです。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	決定者数(人)	210	550	750	1,000
実績値	決定者数(人)	509	646	858	919
利用率	決定者数(%)	242.4	117.5	114.4	91.9

※年度末時点の支給決定者数。令和8年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	決定者数(人)	1,252	1,568	1,963

令和8年度（2026年度）末時点で計画値を達成していると仮定し、令和8年度（2026年度）の実績値を1,000として、令和5年度（2023年度）から年度ごとの増加率の平均を算出すると、約25.2%となるため、同様の増加を見込みます。

第4節 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業（年間）

障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

つくば市では、障害者（児）の社会参加促進事業として、当事者が制作した作品展示及び演劇等による舞台発表を実施する「つくばチャレンジアートフェスティバル」を開催しています。この事業は、作品の制作・発表を通じて障害者（児）の社会参加を促進し、来場した市民に向けて障害福祉に対する理解の推進を図ることを目的としています。

■ 前計画の実績

参加・来場者数については、年々増加傾向を示しており、当事者の創作意欲の高まりと参加者の障害福祉に対する理解の向上が数字に表れていると言えます。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	参加・来場者数(人)				3,350
実績値	参加・来場者数(人)	2,674	2,770	3,262	-

※開催が毎年度3月のため、令和8年度は計画値(見込値)のみ

◆ 今後の見込み

今後も引き続き障害者に対する理解を深めていくため、広報や巡回展等で認知度を高め、参加・来場者数の増加を促すことで、年間100人程度の増加を見込みます。

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	参加・来場者数(人)	3,450	3,550	3,650

(2) 自発的活動支援事業（年間）

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

■ 前計画の実績

つくば市では、市内5団体に対して自発的に行う各種活動を支援するために補助金を交付しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	有無	有	有	有

今後も自発的に活動を行う団体に支援を行っていきます。

(3) 相談支援事業

障害者及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。「基幹相談支援センター」「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」があります。

i 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

■ 前計画の実績

障害福祉課障害者地域支援室での直営部分と市内の指定一般相談支援事業所に業務を一部委託して基幹相談支援センターを構成しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)	1	1	1	1
実績値	(か所)	1	1	1	1
利用率	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※各年度末時点。令和8年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	有無	有	有	有

相談支援事業所の中核的な役割を担っていくとともに、地域の相談支援体制の強化を図っていきます。基幹相談支援センターは、引き続き、指定一般相談支援事業所と連携を取りながら運営していくことを想定しているため、計画値を「数」から「有無」に変更しています。

ii 指定一般相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を行います。

■ 前計画の実績

これまでと同様、4か所の事業所が県の指定を受けて、一般相談支援事業を実施しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)	4	4	4	4
実績値	(か所)	4	4	4	4
利用率	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※各年度末時点。令和8年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	(か所)	4	4	4

地域相談の質を確保し、地域移行支援や地域定着支援を推進するため、引き続き4か所の事業所で行う見込みです。

iii 指定特定相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、障害者が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害福祉サービス等利用計画の作成（サービス利用支援）や利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続サービス利用支援）等の支援を行います。

■ 前計画の実績

障害福祉サービスの利用者数増加に伴い、需要も増え続けており、ほぼ計画値通りに増加しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)	23	28	29	30
実績値	(か所)	26	28	30	31
利用率	(%)	113.0	100.0	103.4	103.3

※各年度末時点。令和8年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	(か所)	32	33	34

引き続き需要の増加が想定されるため、事業への参画を促し、年1か所の増加を見込みます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり費用負担が困難な方に対して、申立てに要する経費と成年後見人等の報酬を助成する事業です。

■ 前計画の実績

計画通り、継続して事業を実施しました。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有

※各年度末時点。令和8年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	有無	有	有	有

今後も引き続き、事業を実施していきます。また、令和8年(2026年)6月の法改正を踏まえ、国の動向を注視しながら改正内容に応じた実施方法を検討していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。

■ 前計画の実績

平成30年(2018年)9月から開始している事業で、開始以降、計画通り継続して事業を実施しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有

※各年度末時点。令和8年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	有無	有	有	有

今後も引き続き、事業を実施していきます。また、令和8年(2026年)6月の法改正を踏まえ、国の動向を注視しながら改正内容に応じた実施方法を検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚や言語・音声機能等の障害のため意思疎通及び日常生活の営みに支障をきたしている障害者に対し、意思疎通支援を行う者の派遣等を通じて意思疎通を支援する事業です。

「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者派遣事業」「手話通訳者設置事業」「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」があります。また、「字幕表示システム設置事業」も実施しています。

i 手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害者に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

手話通訳者派遣事業について、実利用者数は増加傾向にありましたが、令和7年度(2025年度)から令和8年度(2026年度)の推移は横ばいとなっています。延べ利用者数は年々減少しており、令和7年度(2025年度)の利用率は計画値の44.6%となっています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	50	52	53	54
	延べ利用者数(人)	445	501	531	561
実績値	実利用者数(人)	36	42	50	50
	延べ利用者数(人)	395	303	237	92
利用率	実利用者数(%)	72.0	80.8	94.3	92.6
	延べ利用者数(%)	88.8	60.5	44.6	16.4

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	50	50	50
	延べ利用者数(人)	310	310	310

実利用者数は直近の推移から横ばいの見込み、延べ利用者数は令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)の平均値をもとに計画値を設定します。

ii 要約筆記者派遣事業

要約筆記を必要とする聴覚障害者に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

要約筆記派遣事業については、実績値が年度により変動はありますが、令和7年度（2025年度）の利用率は計画値の3.0%となっています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数（人）	7	5	5	5
	延べ利用者数（人）	43	33	33	33
実績値	実利用者数（人）	3	0	1	0
	延べ利用者数（人）	9	0	1	0
利用率	実利用者数（%）	42.9	0.0	20.0	0.0
	延べ利用者数（%）	20.9	0.0	3.0	0.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数（人）	1	1	1
	延べ利用者数（人）	3	3	3

実利用者数は波があるものの減少傾向にありますが、必要な人に支援を行う体制を確保するため、実利用者数は1人、延べ利用者数は令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）の平均値をもとに、3人と見込みます

iii 手話通訳者設置事業

庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障害者等が来庁した際の意思疎通支援を行います。

■ 前計画の実績

手話通訳者設置事業については、実利用者数及び延べ利用者数は年々減少しており、令和7年度（2025年度）の実績値は計画値を比較して約54.6%となっています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数（人）	382	505	535	565
	延べ利用者数（人）	1,400	1,668	1,768	1,868
実績値	実利用者数（人）	352	301	292	119
	延べ利用者数（人）	1,623	1,480	1,385	596
利用率	実利用者数（%）	92.1	59.6	54.6	21.1
	延べ利用者数（%）	115.9	88.7	78.3	31.9

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数（人）	300	300	300
	延べ利用者数（人）	1,390	1,390	1,390

実利用者数及び延べ利用者数が変動するため、令和7年度（2025年度）の実績値をもとに、計画値を見込みました。

iv 重度障害児等入院時コミュニケーション事業

意思疎通が困難で介護者がいない重度の障害者が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時の意思疎通を支援する事業です。

■ 前計画の実績

対象者が限られており、実績はありませんでした。

利用が必要な人に対して、支援を提供できるよう、引き続き支援体制の維持に努めます。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数（人）	2	2	2	2
	延べ利用者数（人）	28	28	28	28
実績値	実利用者数（人）	0	0	0	0
	延べ利用者数（人）	0	0	0	0
利用率	実利用者数（％）	0.0	0.0	0.0	0.0
	延べ利用者数（％）	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数（人）	2	2	2
	延べ利用者数（人）	28	28	28

対象者が大きく増加することは考えにくいため、計画値は前計画のものを引き継ぎます。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅で生活している障害者に、日常生活を円滑に過ごすための用具を支給するものです。

■ 前計画の実績

令和6年度(2024年度)4月に排せつ管理用具の対象者・基準額の改正を行ったことにより、令和6年度(2024年度)以降は計画値に対する利用率が110%以上となっています。また、自立生活支援用具の実績が伸びており、令和8年度(2026年度)は計画値に対する利用率が100%を超える見込みとなっています。

その他の用具については、実績に多少の増減はあるものの、横ばい傾向になっています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・訓練 支援用具	計画値 利用件数(件)	13	12	12	12
	実績値 利用件数(件)	6	5	12	4
	利用率 利用件数(%)	46.2	41.7	100.0	33.3
自立生活 支援用具	計画値 利用件数(件)	24	24	24	24
	実績値 利用件数(件)	20	14	24	16
	利用率 利用件数(%)	83.3	58.3	100.0	66.7
在宅療養等 支援用具	計画値 利用件数(件)	14	14	14	14
	実績値 利用件数(件)	13	9	15	4
	利用率 利用件数(%)	92.9	64.3	107.1	28.6
情報・ 意思疎通 支援用具	計画値 利用件数(件)	25	26	26	26
	実績値 利用件数(件)	14	20	22	8
	利用率 利用件数(%)	56.0	76.9	84.6	30.8
排せつ管理 支援用具	計画値 利用件数(件)	4,227	4,080	4,180	4,280
	実績値 利用件数(件)	3,890	4,495	4,732	1,662
	利用率 利用件数(%)	92.0	110.2	113.2	38.8
居宅生活 動作 支援用具	計画値 利用件数(件)	4	4	4	4
	実績値 利用件数(件)	1	2	0	0
	利用率 利用件数(%)	25.0	50.0	0.0	0.0
合計	計画値 利用件数(件)	4,307	4,160	4,260	4,360
	実績値 利用件数(件)	3,944	4,545	4,805	1,694
	利用率 利用件数(%)	91.6	109.3	112.8	38.9

※令和8年度の実績値は、7月分までの数値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
介護・訓練支援用具	計画値 利用件数(件)	12	12	12
自立生活支援用具	計画値 利用件数(件)	36	36	36
在宅療養等支援用具	計画値 利用件数(件)	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	計画値 利用件数(件)	26	26	26
排せつ管理支援用具	計画値 利用件数(件)	5,231	5,476	5,721
居宅生活動作支援用具	計画値 利用件数(件)	2	2	2
合計	計画値 利用件数(件)	5,321	5,566	5,811

※令和8年度(2026年度)の実績は4か月分であるため、12か月換算

⇒ 1,662件×3=4,986件

排せつ管理支援用具の利用者数は今後も増加が見込まれることから、令和8年度(2026年度)の実績値(※)をもとに、年間245件の増加を見込みます。

自立生活支援用具の利用者数は年度によって偏りがあるものの微増傾向にあるため、計画値を36件とします。

居宅生活動作支援用具の利用者数は計画値に対して利用者数が少ないため、計画値を2件とします。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員を養成するため、入門コースと基礎コースのそれぞれ年間30回にわたる講座を実施しています。講座の3分の2回以上出席した方に修了証をお渡ししています。

■ 前計画の実績

手話奉仕員養成研修事業については、修了者の実績値は年度により変動が見られますが、令和7年度(2025年度)では入門コース10人と基礎コース10人が修了しています。

入門コース

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	修了人数(人)	15	15	15	15
実績値	修了人数(人)	11	14	10	
達成率	修了人数(%)	73.3	93.3	66.7	

※令和8年度は、講習中のため未掲載

基礎コース

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	修了人数(人)	15	15	15	15
実績値	修了人数(人)	11	12	10	
達成率	修了人数(%)	73.3	80.0	66.7	

※令和8年度は、講習中のため未掲載

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	入門コース 修了人数(人)	15	15	15
計画値	基礎コース 修了人数(人)	15	15	15

聴覚障害者にとって需要が大きい事業であるため、引き続き、入門コース、基礎コースともに修了人数は15人と見込みます。

(9) 移動支援事業

障害者の外出時に、移動に係る支援を行う事業です。

■ 前計画の実績

これまでは変動幅が控えめな事業であったため、計画値を横ばいで設定していましたが、実利用者数・利用時間ともに増加傾向にあり、計画値を上回っています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	31	28	28	28
	利用時間(時間/月)	140	168	168	168
実績値	実利用者数(人/月)	30	31	35	31
	利用時間(時間/月)	229	283	311	358
利用率	実利用者数(%)	96.8	110.7	125.0	110.7
	利用時間(%)	163.6	168.5	185.1	213.1

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	39	39	39
	利用時間(時間/月)	342	376	414

1人当たりの利用時間が増加傾向にあることから、令和7年度(2025年度)の実績値に対して、利用時間が11%増加すると見込みます。実利用者数は年度によって変動があるため、11%増加した後に横ばいになると見込みます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。「Ⅰ型」「Ⅱ型」「Ⅲ型」があり、つくば市では「Ⅱ型」の事業を行っています。

i 地域活動支援センター(Ⅰ型)

専門職員を配置して、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成等を実施し、相談支援事業をあわせて実施しているものです。つくば市では令和5年度(2023年度)まで1か所設置していましたが、相談支援事業との切り分けを行い、令和6年度(2024年度)からはⅡ型と統合して運営しています。

■ 前計画の実績

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	142			
	箇所数(か所)	1			
実績値	実利用者数(人)	118			
	箇所数(か所)	1			
利用率	実利用者数(%)	83.1			
	箇所数(%)	100.0			

ii 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において雇用・就労が困難な在宅での障害者に対して、機能訓練や社会適応訓練等のサービスを実施する事業です。

■ 前計画の実績

福祉支援センター4か所で行っている事業はそれぞれ社会福祉法人等に委託して実施しています。また、令和6年度（2024年度）から市内の社会福祉法人で実施していたⅠ型がⅡ型に移行したため、実利用者が増加しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数（人）	85	196	196	196
	箇所数（か所）	4	5	5	5
実績値	実利用者数（人）	82	202	198	197
	箇所数（か所）	4	5	5	5
利用率	実利用者数（％）	96.5	103.1	101.0	100.5
	箇所数（％）	100.0	100.0	100.0	100.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数（人）	200	200	200
	箇所数（か所）	5	5	5

ここ数年の実利用者数の推移から、今度も同程度の実利用者数と見込み、計画値を設定しました。

2 任意事業

(1) 日中一時預かりサービス事業

障害者の日中における活動を確保し、家族の介護の負担の軽減を目的とする事業です。

■ 前計画の実績

実利用者数が計画値を上回っている一方で、利用時間は令和7年度(2025年度)に利用時間の算定方法を変更したこともあって大きく減少しており、計画値を下回っています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	392	365	372	379
	利用時間(時間/月)	4,891	4,242	4,327	4,414
実績値	実利用者数(人/月)	442	466	441	391
	利用時間(時間/月)	4,898	4,830	3,857	3,851
利用率	実利用者数(%)	112.8	127.7	118.5	103.2
	利用時間(%)	100.1	113.9	89.1	87.2

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	450	450	450
	利用時間(時間/月)	4,528	4,528	4,528

実績が確定している令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)の平均である、実利用者数450人、利用時間4,528時間を見込みます。

(2) 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

入浴に介助を必要とする重度身体障害者を対象に、在宅で入浴サービスを行う事業です。

■ 前計画の実績

実利用者数・利用日数ともに計画値を下回っています。

実利用者数は緩やかに減少傾向にある一方で、令和8年度(2026年度)は前年度と比較して利用日数が増加しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	22	23	23	23
	利用日数(日)	125	128	128	128
実績値	実利用者数(人)	21	19	19	17
	利用日数(日)	114	103	102	108
利用率	実利用者数(%)	95.5	82.6	82.6	73.9
	利用日数(%)	91.2	80.5	79.7	84.4

※令和8年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	19	19	19
	利用日数(日)	107	107	107

実利用者数・利用日数ともに、令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)の平均を計画値とします。対象者が限られている一方で、必要とする人にとって欠かせない事業であるため、推移は横ばいになると見込みます。

3 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業（年間）

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉課内に「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、相談または通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認を行っています。

■ 前計画の実績

夜間・土日・祝日においても、24時間対応で通報や届出、支援などの相談ができる体制を構築しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有

※令和8年度の実績値は、7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	有無	有	有	有

今後も引き続き、事業を継続していきます。

(2) 重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度訪問介護利用者の通学及び学内での身体介助等を支援し、障害者の社会参加を促進します。

■ 前計画の実績

事業を開始した令和5年度（2023年度）から、緩やかに増加しています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数（人）		2	2	2
実績値	実利用者数（人）	2	3	3	4
利用率	実利用者数（%）		150.0	150.0	200.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数（人）	4	4	4

対象者が限られており、学校内での支援体制が構築されるまでの支援であることから、大きく増加することは考えにくく、横ばいになるものと見込みます。

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

企業等で就労する重度障害者が雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や重度障害者が自営業等として働く場合に必要となる通勤や職場等における障害者への支援を確保し、就労を諦めていた重度障害者等の就労機会の拡大と就労継続をサポートします。

■ 前計画の実績

計画値と同様に、令和6年度(2024年度)以降は横ばいとなっています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)		2	2	2
実績値	実利用者数(人)	1	2	2	2
利用率	実利用者数(%)		100.0	100.0	100.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2

対象者が限られており、令和6年度(2024年度)以降実利用者数が増加していないため、横ばいになるものと見込みます。

第3章 令和11年度（2029年度）における目標値

「第7期つくば市障害福祉計画」「第3期つくば市障害児福祉計画」で成果目標、活動指標を設定したものについて評価を行い、令和11年度（2029年度）における目標値を設定しました。

目標1 施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和4年度（2022年度）末から令和8年度（2026年度）末にかけて、9人の地域移行、8人の施設入所者減少を目標としていましたが、令和8年（2026年）7月末時点の実績は地域移行が5人、施設入所者の減少数は0人となっています。施設入所者の重度化・高齢化により、施設を出ることが難しくなっていること、地域移行者が出ても入所待機者が入れ替わりで入所するため、入所者数は減少しないことが原因として考えられます。

国の指針では、令和7年度（2025年度）末時点の施設入所者数（144人）の6%以上の地域移行と、5%以上の施設入所者の減少を目標とすることが示されています。

これに基づき、以下の通り目標を定め、施設入所者の地域移行を推進していきます。

前計画で取り組んできた内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設を退所した後の生活を支援するため、重度障害者が入居可能な共同生活援助、居宅内で長時間支援を行う重度訪問介護への事業者の参入を呼び掛けてきました。 ・地域での生活を希望する方がいた場合に、入所施設や相談支援員、福祉サービス事業所等と連携をとれる体制を整えています。 	

前計画の実績	※令和8年（2026年）7月末時点
施設入所者のうち、地域へ移行したものの数（目標：9人）	5人
施設入所者の減少数（目標：8人）	0人

- ・引き続き、重度障害者が入居可能な共同生活援助、居宅内で長時間支援を行う重度訪問介護への事業者の参入を呼び掛けていきます。
- ・地域移行を希望する施設入所者の把握に努め、希望者が地域へ移行できるよう、入所施設や相談支援員、福祉サービス事業所等と連携していきます。

令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
施設入所者の地域移行者数	9人
施設入所者の減少数	8人

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

前計画では、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の継続を目標としており、計画通りに継続しています。この目標は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す必要があるとして設定されたものです。市では協議の場を継続しつつ、関係機関との連携体制の向上に取り組みました。

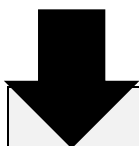
国の指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念の明確化と実現化に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備が求められています。また、正しい知識と理解に基づき、身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を養成することが示されています。

これに基づき、以下の通り目標を定め、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して生活できる地域の実現に向け、取組みを推進していきます。

前計画で取り組んできた内容
・地域での保健・医療・福祉関係者との精神科医療への接続や入院生活から地域生活への移行の好事例や課題の共有を行いました。

前計画の実績	
地域での保健・医療・福祉関係者による協議の場の継続	継続

- ・引き続き、地域での保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続して開催し、課題解決に向けた取組みを推進するとともに、情報共有・連携体制の強化を図ります。
- ・市町村協議会等で、保健・医療・福祉関係者の連携による支援体制を構築し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを具体化します。
- ・令和15年度（2033年度）末時点で心のサポーター数を2,000人以上にすることを目標に、心のサポーター養成研修を実施します。
- ・K6という尺度を用いて、地域住民のこころの状態の把握に努めます。



令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
令和9年度（2027年度）末までに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	構築
心のサポーター養成研修	実施

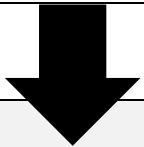
目標3 地域生活支援の充実

前計画では、令和8年度（2026年度）末までの地域生活支援拠点等の整備とコーディネーターの配置を目標としており、令和6年度（2024年度）には達成しています。市では地域の複数の障害福祉事業所（相談支援、短期入所など）が役割を分担・連携し、地域全体で5つの基本機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門人材の確保、地域の体制づくり）を提供する面的整備を採用しています。また、運用状況の検証・検討、参加する事業所の連携強化を目的とした地域生活支援拠点研修を年1回実施しています。

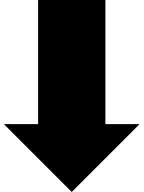
国の指針では、地域生活支援拠点の整備に加え、強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備の推進が目標として示されています。

これに基づき、次のページの通り目標を定め、地域生活支援拠点等の機能強化に向けた取り組みや、障害者が地域で生活していくために必要な支援の整備を進めていきます。

前計画で取り組んできた内容
<ul style="list-style-type: none">・市内の事業所に呼びかけ、面的整備型の地域生活支援拠点を整備するとともに、市に地域生活支援拠点コーディネーターを1名配置し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めました。・運用状況の検証・検討、参加する事業所の連携強化を目的とした地域生活支援拠点研修を実施しました。・強度行動障害のある障害者については、認定調査や個別支援計画、必要に応じて随時開催しているケース会議等で支援ニーズを把握し対応しています。



前計画の実績	
地域生活支援拠点等の整備	整備
機能充実のためのコーディネーターの配置	1名
地域生活支援拠点等の実績等を踏まえた運用状況の検証および検討を行う場の開催	年1回実施
強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備	随時対応





- ・より効果的な支援体制を構築するため、地域生活支援拠点への参加事業所の増加に努めます。
- ・引き続き地域生活支援拠点研修を年1回以上実施することで、参加事業所の意識の向上に努めます。
- ・強度行動障害のある障害者や介護者・支援者等へのヒアリング調査等により、ニーズ把握に努めます。
- ・強度行動障害者養成研修の受講を促進し、支援の質の向上に努めます。
- ・地域生活支援拠点への参加事業所や関係機関と連携をとりながら、強度行動障害のある障害者への支援体制の整備を進めていきます。

令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
地域生活支援拠点への参加事業所数	30 事業所
地域生活支援拠点研修実施回数	年1回
強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備	整備

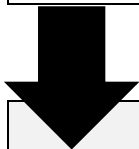
目標4 障害児支援の提供体制の整備等

前計画では、令和8年度(2026年度)末までに児童発達支援センターの設置を目標としており、民間の児童発達支援センターは設置されています。市直営の児童発達支援センターについては、当初筑波大学が消防本部跡地にPFI事業で複合施設を建て、その一部を市が賃借して整備する計画でしたが、令和5年（2023年）8月に筑波大学が事業の取り消しを公表したため、市で旧春日庁舎を改修して整備する方針とし、令和9年（2027年）4月の開設に向け、準備を進めています。その他、保育所等訪問支援を利用できる体制や重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の維持、医療的ケア児支援の協議の場の開催とその継続等については、目標を達成できています。

国の指針では、主として重症心身障害児を支援する事業所の確保、医療的ケア児等支援に関する協議の場の開催、医療的ケア児等コーディネーターの配置に継続して取り組むことのほか、新たに、児童発達支援センターにおける地域支援体制整備のための4つの中核機能の確保、インクルージョン推進のための協議の場の設置、障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保を目標とすることが示されています。

これに基づき、次のページの通り目標を定め、障害児支援の提供体制の整備に努めていきます。

前計画で取り組んできた内容
<ul style="list-style-type: none"> ・市直営の児童発達支援センターについて、令和9年（2027年）4月の開設に向け、整備を進めています。 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の維持のため、保育所等訪問支援事業所連絡会を開始したほか、保育所長会等で事業の周知のための説明を実施しています。 ・医療的ケア児等支援のため、関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児コーディネーターを配置しており、併せて養成研修を計画的に受講しています。



前計画の実績	※令和8年（2026年）7月末時点
令和8年度（2026年度）末までに、児童発達支援センターの設置	1か所（民間）
保育所等訪問支援を利用できる体制の維持	増加（13カ所）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の維持	維持（6カ所）

前計画の実績 ※令和8年（2026年）7月末時点	
医療的ケア児支援の協議の場の開催とその継続	継続開催
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の継続	継続
令和8年度（2026年度）末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備	整備

- 
- ・令和9年（2027年）4月に開設する児童発達支援センターにて、4つの中核的な支援機能を確保し、地域における障害児支援体制の充実を図ります。
 - ・インクルージョン推進のため、支援者向けの研修や保育所等への巡回相談、保育所等訪問支援等の充実を図るとともに、保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討します。
 - ・引き続き、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所のニーズ等状況を把握し、支援体制の維持に努めます。
 - ・医療的ケア児の支援のため、引き続き「医療的ケア児等支援体制協議会」を開催し、情報共有や協議をするとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。
 - ・障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制と連携体制の構築に向けて、相談支援事業所や相談支援員の確保を図るとともに、事業所連絡会等を実施します。

令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
児童発達支援センターの4つの中核的な機能の確保	確保
インクルージョン推進のため、関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	維持
医療的ケア児等支援に関する協議の場の開催及び医療的ケア児等コーディネーターの配置の継続	継続
障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制と連携体制の構築	構築

目標5 相談支援体制の充実・強化等

前計画では、障害種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を継続しました。また、2か月に一度、相談支援事業所連絡会を開催し、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図りました。

国の指針では、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談体制を確保し、協議会における個別事例の検討を通じた地域課題に取り組み、令和11年度（2029年度）末までにのぞまないセルフプランの件数をゼロとすることとしています。

これに基づき、以下の通り目標を定め、相談支援体制の充実・強化に向けた取組みを推進していきます。

前計画で取り組んできた内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置と相談支援体制の充実・強化を継続しました。 ・市内の特定相談支援事業所を集め、2か月に一度、相談支援事業所連絡会を開催し、地域の相談機関の連携強化を図りました。 	
前計画の実績	
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置の継続	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援の提供量を確保するため、特定相談支援事業所の新規参入や事業規模拡大に向けて、運営法人に働きかけるなどして、相談支援体制の充実・強化を図ります。 ・関係機関の連携を強化するため、引き続き、相談支援事業所連絡会を開催します。 ・相談支援事業についての周知を行うとともに、セルフプランによりサービスを利用している人に対する意向調査等を行い、のぞまないセルフプランの件数の把握及び減少に努めていきます。 	
令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置の継続	継続

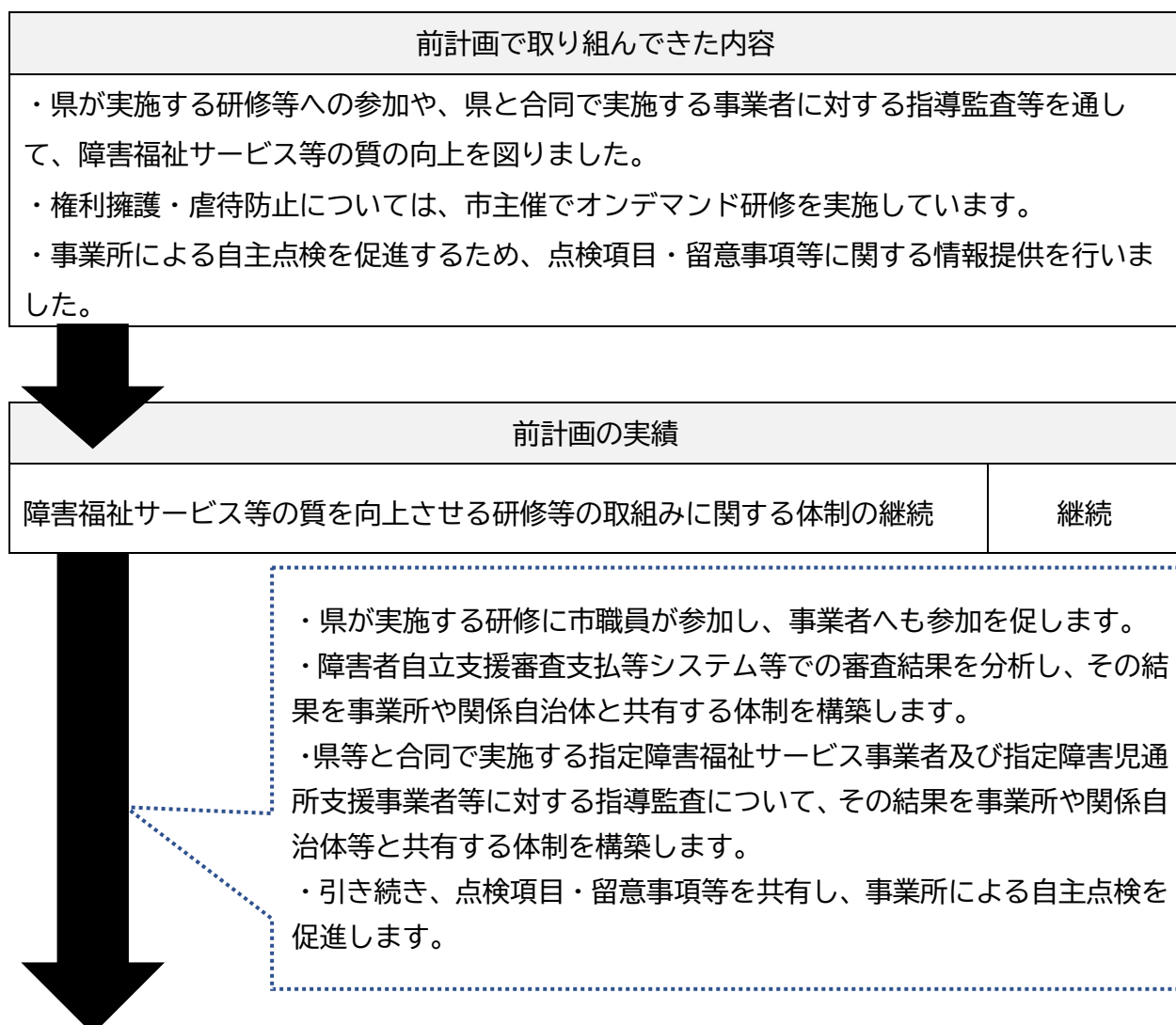
令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
相談支援事業所連絡会の開催回数	年6回以上
のぞまないセルフプランの件数	0件

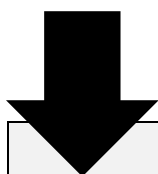
目標6 障害福祉サービス等の質を向上させる取組みに 係る体制の整備

前計画では、障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組に関する体制の継続を目標としており、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組んできました。また、県と合同で行う指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適切な実施と、関係自治体とその結果を共有する体制の強化を図りました。

国の指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする支援が提供できているか検証を行っていくことが求められています。

これに基づき、次のページの通り目標を定め、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築していきます。





令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組みに関する体制の継続	継続



県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加率	100%
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有	実施
県等と合同で行う指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有	実施

資料編

1 計画策定の経過

日 程	内 容
令和7年（2025年）9月24日（水）	令和7年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 （1）つくば市障害者計画策定懇談会について （2）第2期つくば市障害者プランの策定概要及びスケジュールについて （3）第2期つくば市障害者プランの策定に向けたアンケート・ヒアリング案について
令和7年（2025年）11月	関係団体ヒアリング調査の実施
令和7年（2025年）12月8日（月） ～令和8年（2026年）1月13日（火）	障害福祉に関するアンケートの実施
令和8年（2026年）3月26日（月）	令和7年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会 （1）つくば市障害者プランの進捗評価について （2）アンケート・ヒアリング調査報告について
令和8年（2026年）6月29日（月）	令和8年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 第2期つくば市障害者プランの骨子案について
令和8年（2026年）10月2日（金）	令和8年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会 第2期つくば市障害者プラン改定版の素案について
令和8年（2026年）12月8日（火） ～令和9年（2027年）1月7日（木）	パブリックコメントの実施
令和9年（2027年）1月	令和8年度第3回つくば市障害者計画策定懇談会 パブリックコメントの実施結果報告およびつくば市第2期つくば市障害者プランの最終案について

2 つくば市障害者計画策定懇談会開催要項

(開催)

第1条 市長は、障害者福祉施策に関し必要な検討を行うため、福祉関係や学識経験のある者の参集を求め、つくば市障害者計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 障害福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 障害者計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (4) 障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、市民、福祉関係、学識経験のある者のうちから、市長が選任した者15人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 座長は、会議の開催が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

番号	役 職	氏 名	所属等
1	委員	浅 井 知 枝	市民代表（公募）
2	委員	末 森 明 夫	市民代表（公募）
3	委員	根 本 典 子	市民代表（公募）
4	委員	細 島 映 利 奈	市民代表（公募）
5	委員	細 田 忠 博	市民代表（公募）
6	委員	篠 崎 純 一	施設（つくば総合福祉センター）
7	委員	武 田 真 浩	施設（筑峯学園）
8	委員	津 梅 光 子	施設（つくばライフサポートセンター）
9	委員	飯 島 弥 生	つくば市障害者自立支援協議会
10	委員	後 藤 真 紀	つくば市福祉団体等連絡協議会
11	委員	奈 良 部 和 子	つくば市福祉団体等連絡協議会
12	座長	森 地 徹	学識経験者（筑波大学）
13	副座長	磯 田 恭 子	学識経験者（筑波技術大学）
14	委員	菊 地 奈 美 子	茨城県立つくば特別支援学校
15	委員	菅 野 慎 也	つくば市社会福祉協議会

第2期つくば市障害者プラン
第4次つくば市障害者計画
第8期つくば市障害福祉計画・第4期つくば市障害児福祉計画

令和9年（2027年）3月

発行：つくば市 福祉部 障害福祉課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話 029-883-1111（代） F A X 029-868-7544

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
2	成年後見制度推進事業	法人後見を実施することで、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう支援します。併せて、制度の普及啓発、市民後見人の養成、後見監督人の受任等を行います。	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関を設置し、成年後見制度の普及啓発、成年後見制度の利用支援、市民後見人養成及びその支援、後見人等の受任者調整に関する支援を行うほか、法人後見の受任を行い、権利擁護を推進します。	障害者地域支援室 地域包括支援課	
8	市民への啓発活動	障害の特性に対する理解と認識を深めるため、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害の特性に対する理解と認識を深めるため、各種障害福祉に関連した広報活動や講演会等のイベント情報の発信により、啓発に努めていきます。	障害者地域支援室	
削除	住居確保給付	離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方(または失う恐れの高い方)に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	削除	生活支援課	本事業は、離職や廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した(または喪失するおそれのある)者に対し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業であり、障害者の住宅政策の推進を目的とした事業ではないため。
削除	バリアフリーマスタープランに基づいた取組みの推進	つくば市バリアフリーマスタープランに掲げる基本理念・基本方針に則した各取組を進めることで、市内のバリアフリー化を着実に推進していきます。	削除	企画経営課	バリアフリーマスタープランは、市域全体のバリアフリー化の方針を示すものであり、障害者プランの一施策という位置づけにはないため。マスタープラン内に市の具体的な取組を設定しているため、それらの取組のうち必要なものについて、障害者プランの施策として掲載するのが望ましいと考える。
17	市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進 →公共施設バリアフリー整備に係る方針の活用・推進	市内公共施設等のバリアフリー化に向けた整備方針を検討していきます。	公共施設バリアフリー整備に係る方針(令和8年6月)に基づき、施設整備の計画・設計段階から障害者・高齢者等の当事者の意見を取り入れることで、全ての人が使いやすい施設の実現を目指します。	公共資産利活用推進課	
19	コミュニティバス・デマンド型交通運行業務 →コミュニティバス・オンデマンド交通等運行業務	公共交通に関する調査・分析を行い、コミュニティバスやデマンド型交通を運行することにより、移動利便性の高い公共交通網の形成に努めます。	公共交通に関する調査・分析を行い、コミュニティバスやオンデマンド交通等を運行することにより、移動利便性の高い公共交通網の形成に努めます。	総合交通政策課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
削除	ノンステップバス導入促進事業	移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、つくばスのノンステップバスでの運行に加え、路線バスへのノンステップバスの導入を推進していきます。	削除	総合交通政策課	バリアフリー法による推進により、路線バスの車両更新時にはノンステップバスの導入が原則とされていることから、つくば市内を運行する路線バスのバリアフリー化を促進するため、ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し補助を行ってきた。 当該事業によりノンステップバスの導入が図られたことに加え、現在、国内主要バスメーカー(いすゞ、日野、三菱ふそう)が製造する一般路線バスが原則としてノンステップバスに一本化されていることを踏まえ、当該事業は令和7年度末で終了した。
20	障害者運賃割引制度	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護者(1名)を対象に、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引(半額)を行います。	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護人・付添人(1名)を対象に、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引(半額)を行います。	総合交通政策課	
21	視覚障害者向けナビゲーションシステム「shikAI」導入事業	新規事業	視覚障害者の移動をサポートするため、つくばエクスプレス(TX)つくば駅とつくばセンターバスターミナル間において、視覚障害者向けのナビゲーションシステム「shikAI(シカイ)」を導入しています。 ※「shikAI(シカイ)」は、点字ブロック上に敷設されたQRコードを、専用アプリで起動したスマートフォンのカメラで読み取ることで、現在地から目的地までの正確な移動ルートを音声で誘導及び案内するシステムです。	総合交通政策課	
22	福祉タクシー制度の充実	障害者の社会参加の促進を図るため、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	障害者の社会参加の促進を図るため、障害者タクシー運賃助成券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	障害者地域支援室	
25	防犯・防災に関する啓発・広報 →防災に関する啓発・情報発信	市民等に対し、防犯・防災に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。	家庭での備蓄や家具の転倒防止、災害情報の収集等の重要性について、出前講座や防災イベント等を通じて啓発するとともに、広報紙やホームページ・登録制メール等により、広く防災意識の啓発や災害関連情報の発信を行います。	危機管理課	33と分離。

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
26	避難行動要支援者への支援	避難において支援が必要な障害者の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。	災害時に自力避難が困難で特に支援を必要とする方を避難行動要支援者名簿に登録し、避難方法等を記載した個別避難計画の作成を進めています。同意を得た方の情報は平常時から避難支援者へ提供し、地域で支える共助の体制づくりを進めています。	社会福祉課 →福祉政策課	
27	福祉避難所の受入れ体制の構築	指定避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者の受入れに関する協定を締結するなど、緊急時の受入体制を構築します。	災害時に指定避難所で過ごすことが困難な要配慮者の受入れに関する協定を福祉施設等と締結するなど、福祉避難所としての受入体制を構築します。	社会福祉課 →福祉政策課	
29	医療的ケアが必要な人への災害対応の支援	日常生活で電源を必要とする医療的ケアが必要な人に対し、避難支援個別計画作成の支援を行い、災害時に備えるため作成したガイドブックの周知に努めます。	医療的ケアが必要な方の把握に努め、災害時に備えるため作成したガイドブック等の周知に努めます。	障害福祉課 →こども発達支援センターはるいろ	
30	防災訓練プログラムの導入 →地域防災力の強化	地域住民と連携した防災訓練や防災訓練プログラムの体験の機会を設けていきます。	災害等の発生時には災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入れや需給調整等を行います。また、その知見を活かし、平時には地域住民と連携した防災訓練等を通して、地域防災力を高める取組みを行っていきます。	社会福祉協議会	
31	福祉体験教室 →福祉体験教室・青少年ボランティア育成体験講座	従来の福祉教育プログラムに加えて、防災訓練プログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。	従来の福祉教育プログラムに加えて、防災に関するプログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。	社会福祉協議会 →福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。
33	防犯・防災に関する啓発・広報 →防犯に関する啓発・広報	市民等に対し、防犯・防災に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。	市民等に対し、防犯に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯に関する知識の普及を図ります。	防犯交通安全課	25と分離
34	つくば市障害児者おでかけ見守りシールの配布	新規事業	登録者が行方不明になった際、衣類等に貼った二次元バーコードが読み取られると、家族等へ瞬時に『読み取り通知メール』が届くおでかけ見守りシールを配布します。	障害者地域支援室	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
37	健康管理システムの活用	新健康情報管理システムを導入し、各窓口(健康増進課・保健センター・いきいきプラザ)間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、統一された保健サービスの提供を図っていきます。	健康情報管理システムを活用し、各窓口(健康増進課・保健センター・いきいきプラザ)間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、一貫した保健サービスの提供を図っていきます。	健康増進課	
38	健康体操教室	若い世代からの生活習慣病予防・介護予防に取り組み、全市民を対象に、高齢になっても障害を持っていたり、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるようにします。	様々な運動メニューや健康講話等を実施し、高齢になっても障害を持っていたり、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるように、若い世代からの生活習慣予防、介護予防を行います。	健康増進課 →健康増進施設いきいきプラザ (健康増進課)	
41	1歳6か月健康診査 →1歳6か月児健康診査	専門職の問診指導、相談等により1歳6か月児の～	変更なし	健康増進課	
42	3歳健康診査 →3歳児健康診査	専門職の問診指導、相談等により3歳児の心身の～	変更なし	健康増進課	
43	5歳児健康診査	新規事業	4歳6か月から5歳6か月の幼児を対象に5歳児全員アンケートを実施し、発達面のスクリーニングを行います。対象者には集団健診を案内し健診を行います。医師の判定をもとに専門相談を行い必要な支援につなぎ幼児の健康の保持増進を図ります。	健康増進課	
45	のびのび子育て教室	母子健診の事後フォローの親子教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、療育が必要だと判断された場合は、必要な社会資源(療育等)につなげていきます。	1歳6か月児健康診査の事後フォロー教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、必要な社会資源につなげていきます。	健康増進課	
48	市長同意による医療保護入院事務	医療機関から医療保護入院に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続きを速やかに実施します。	医療機関から医療保護入院や入院期間の更新に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続きを速やかに実施します。	健康増進課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
50	健康増進計画推進事業 →健康つくば21プラン推進事業	健康づくり推進協議会を年に2回開催し、協議会からの意見を計画内容に反映させていくとともに、第5期健康増進計画「健康つくば21」の策定に向けて、準備を進めます。毎年度末、各分野から提出される進捗管理表を参考に、PDCA サイクルマネジメントに基づいて計画全体の評価をしていきます。	健康づくり推進協議会を年に2回程度開催し、協議会からの意見を計画推進に反映させていくとともに、第5期健康つくば21プランに基づき事業を推進します。毎年度末、各分野の進捗管理を参考に、PDCA サイクルマネジメントに基づいて事業の評価をしていきます。	健康増進課	
51	医療福祉費支給制度	医療福祉費支給制度(小児・重度心身障害者等)について、県及び市制度に基づき実施していきます。また、制度の見直しについて県の動向を勘案しながら検討していきます。	重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、医療福祉費支給制度(小児・重度心身障害者等)について、県及び市制度に基づき実施します。	医療年金課	
60	障害幼児教育の充実 →障害のある幼児への教育の充実	障害のある幼児が幼稚園入園後に適切な支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。障害児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を配置します。本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人ひとりの障害に応じ適切な就学相談を実施し、学校への移行支援を行います。	障害のある幼児が幼稚園入園後に適切な支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。障害児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ配置します。本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人ひとりの障害に応じ適切な就学相談を実施します。	特別支援教育推進室	
61	障害児支援体制の整備 →障害児支援体制の強化	児童発達支援センターの必要な機能である障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を実施し、障害児支援体制の充実を図ります。	児童発達支援センターで障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を実施し、障害児支援体制の充実を図ります。	障害福祉課 →こども発達支援センターはいろいろ	
62	障害児相談支援事業 →障害児相談支援事業の普及	障害児が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	のぞまないセルフプランをゼロにするため、保護者に対して事業内容の周知と利用希望の調査を行うとともに、希望者が事業を利用することができるよう、既存の障害児通所支援事業所等に対し、事業への参入を働きかけていきます。	障害福祉課	
64	巡回発達相談 →巡回相談事業	保育所・保育園等を巡回し、発達の面で気になる子、関わりの難しさを抱えている子の関わり方について、保育士に助言を行います。	こどもが所属する保育所、幼稚園等の生活が、楽しく健やかになることを目的に、こどもを支援する職員への支援を実施します。巡回相談を通して、保育所、幼稚園等、こどもが生活する関係機関との連携を図ります。	こども未来課 →こども発達支援センターはいろいろ	※こども未来課は変更無しで報告

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
67	きょうだい児支援	新規事業	障害のある兄弟姉妹と共に育つきょうだい児が、安心して過ごせたり、気持ちを話せる機会の提供などを通して、きょうだい児の支援を実施します。	こども発達支援センターはるいろ	
69	福祉体験教室 →福祉体験教室・青少年ボランティア育成体験講座	手話や点字、車いす体験など、児童生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるプログラムを提供します。	変更なし	社会福祉協議会 →福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。
70	福祉教育や特別支援学校との 交流学习の実施 →福祉教育の実施	つくばスタイル科の時間や特別活動を通して福祉教育の充実を図るとともに、交流及び共同学習を実施していきます。	市立学校のつくばスタイル科や特別活動等の時間において、福祉教育に取り組みます。	学び推進課	交流及び共同学習については、特別支援教育推進課が担当しているため。(事業番号68)
71	障害のある児童生徒への教育 の充実	学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図り、多様な交流を実施します。併せて、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。	学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図ります。通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。	特別支援教育推進室	
77	つくば子育てサポートサービス 事業	子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織を作り、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークのひとつとします。	子育てサービスを受けたい人(利用者)と提供したい人(子育てサポーター)による相互援助活動を行う会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークのひとつとします。	こども政策課	
78	生活支援体制整備事業	地域の多様な主体がメンバーとなり、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を圏域ごとに設置し、協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、地域の実情に詳しい「生活支援コーディネーター」の配置を行っていきます。	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置をすることで、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進します。地域の高齢者の支援ニーズに合った地域資源の開発、ネットワーク構築、マッチングを行うことで、フレイルや認知症になっても本人らしい生活を地域で続けられるような地域の構築を目指します。	地域包括支援課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
削除	さわやかサービス事業	さわやかサービス事業などの住民参加型サービス等について、窓口及び相談等の際に事業の利活用と周知を図り、事業普及の促進を支援していきます。	削除	高齢福祉課 →社会福祉協議会	介護保険サービス利用者のみを対象とした事業になったため。
81	相談対応部署間の連携強化	障害福祉課と地域包括支援課等の庁内部署、及び関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	障害者地域支援室と地域包括支援課等の庁内部署、及び関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	障害者地域支援室 地域包括支援課	
82	児童発達支援センターの整備 →児童発達支援センターの整備・機能充実	発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、児童発達支援センターの整備を進め、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	障害福祉課 →こども発達支援センターはいろいろ	
85	女性のための相談室運営事業 →DV等相談支援事業	女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行っていきます。相談体制については、業務の効率化を図るとともに、相談事例が複雑化・困難化してきているため、他機関との連携強化をしていきます。	令和8年4月に開設した「まんまるつくば(つくば市配偶者暴力相談支援センター)」では、DV相談、女性相談、男性相談、女性のための法律相談を行い、家庭の問題や人間関係の悩みについて、相談支援と情報提供を行います。DV被害者には、安全確保や自立に向けた継続的な支援を行います。複雑な課題に対応するため、庁内関係部署や関係機関との連携を強化するとともに、一人ひとりの自己決定を尊重しながら、相談体制の充実に取り組みます。	ダイバーシティ推進室	
86	家庭児童相談業務の充実 →こども家庭支援業務の充実	要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健所等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、家庭児童相談業務を充実させます。	要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健医療機関等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、こども家庭支援業務を充実させます。	こども未来課	
87	発達相談 →発達に関する総合相談	発達相談を実施することで、発達に課題のある児童を早期に発見して、適切な指導及び支援サービスにつなぎ、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。	障害種別や障害の有無に関わらず、18歳までの発達に関する相談に対応します。発達に課題のあるこどもを早期に発見して、適切な支援につなぎ、こどもの発達を促します。また、発達に課題のあるこどもの保護者に寄り添っていきます。	障害福祉課 →こども発達支援センターはいろいろ	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
88	発達相談	発達相談を実施することで、発達に課題のある児童を早期に発見して、適切な指導及び支援サービスにつなぎ、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。	幼児健康診査後の幼児の発達に関する相談に対応します。発達に課題のある幼児を早期に発見して、適切な支援につなぎ、幼児の発達を促します。また、児への関わり方を伝えることで、保護者の育児を支援します。	健康増進課	
89	こころの健康相談	「こころの問題」で悩んでいる人に対し、適切な指導を行い、精神的健康状態が維持・増進できるよう体制づくりに努めます。また、相談事業の周知を強化し、必要時、他機関との連携を充実していきます。	「こころの問題」で悩んでいる人に対し、精神的健康状態を保持・増進できるよう精神科医が対面で個別相談を実施します。また、必要に応じて他機関と連携していきます。	健康増進課	
92	地域生活支援事業の充実	相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。	相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、日中一時預かりサービス事業、重度身体障害者訪問入浴サービス事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。	障害福祉課 障害者地域支援室	
93	福祉支援センターの充実	福祉支援センターにおいて、障害者の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図ります。	福祉支援センターにおいて、地域活動支援センターとしての障害者の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図るほか、その他の機能について検討を進めます。	障害者地域支援室	
94	短期入所事業等への参入の促進 →短期入所事業への参入の促進	既存の障害福祉サービス事業者に対し、障害児等に対する短期入所事業や生活介護事業、日中一時支援事業への参入を働きかけます。また、新たに居住系の福祉サービスを開始する事業所に対しても短期入所等への参入を働きかけていきます。さらに、県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう支援し、新規参入しやすい環境づくりに努めていきます。	既存の障害福祉サービス事業所や新たに居住系の福祉サービスを開始する事業所に対して「医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金」を周知し、短期入所事業への参入を働きかけます。	障害福祉課	
97	日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進 →各種障害福祉サービス事業への参入促進	各種の障害福祉サービス事業への新規参入を促進するため、県と連携を図り、円滑に事業者指定の手続きが進むよう支援していきます。	変更無し	障害福祉課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
100	高次脳機能障害への支援の充実	高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援を図ります。	高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援の充実を図ります。	障害者地域支援室	
101	重度身体障害者の訪問理美容料助成	新規事業	重度身体障害の方が居宅で受ける理容又は美容の料金の一部を助成することで、衛生的で健康な生活を支援するとともに、家族の負担を軽減します。	障害者地域支援室	
102	障害基礎年金・各種手当等 →障害基礎年金	障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、経済的な支援を行います。	障害基礎年金の相談受付、関係書類の受付及び年金事務所への進達を行うことで、障害基礎年金の請求手続を支援します。	医療年金課	103と分離
103	障害基礎年金・各種手当等 →心身障害者扶養共済事業・障害者(児)に対する手当等	障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、経済的な支援を行います。	心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、日常生活における経済的な支援を行います。	障害福祉課 障害者地域支援室	102と分離
104	水道料金の減免	障害者の日常生活支援のため、利用者からの申請により規程に基づく水道料金の一部減免を行います。	障害者の日常生活支援のため、利用者からの申請を受け、規程に基づき水道料金の一部減免を行います。	上下水道業務課	
106	強度行動障害のある方への支援体制の整備	新規事業	相談支援員や福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、強度行動障害のある方のニーズや支援状況の把握に努めるとともに、支援方法を共有する体制を構築することで、支援の質の向上を図ります。	障害福祉課	
107	高齢者等ごみ出し支援事業	新規事業	高齢や障害などの理由で、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯に対し、個別に訪問収集を行うほか、収集の状況によっては安否確認も実施します。	障害福祉課 高齢福祉課 環境衛生課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
109	つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修や実務者研修等を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	高齢福祉課	
111	研修受講の促進	新規事業	県や民間事業所が実施している研修の情報を集め、各事業所に周知し、受講を促進します。受講状況を調査し、市ホームページで公開している事業所一覧に掲載します。	障害福祉課	
114	就労面接会の実施 →障害者雇用マッチングサポート面談会及び交流会の実施	障害者の自立支援のため、就職の機会を増やすことを目的とした面接会を実施します。	ハローワーク土浦、障害者就業・生活支援センターと連携し、障害者就労・雇用に進むより前の段階から面談会、意見交換等を行う交流会を行うなどして双方を結び付けることにより、障害者就労・雇用の促進を図っていきます。	障害者地域支援室	
116	つくば市雇用促進交付金 →企業に対する障害者雇用の促進	障害者の雇用促進と障害者に対する事業者の理解促進を図るため、障害者である市民を新たに雇用した事業者に交付金を支給します。	一般企業における障害者雇用促進のため、障害のある人への理解を深めることができるよう、企業向けの情報提供を行う。また、市内事業者・大学・支援機関等からなる「障害者雇用支援に関する懇話会」を開催し、障害者雇用を取り巻く状況の共有や当事者と事業者双方にとって必要な支援策について意見交換を行う。	産業振興課	
117	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進を図ります。	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の収入増と自立の促進を図ります。	障害者地域支援室	
120	つくば市福祉の店事業	新規事業	本庁舎に設置した店舗において、市内の障害福祉サービス事業所等で作成された商品の販売を通じて、障害者への理解を深めるとともに、障害者の社会参加や障害者支援施設の相互交流を促進します。	障害者地域支援室	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
124	ボランティア育成・支援・研修事業 →市民ボランティア育成講座	小中学生や青少年に対し、体験等を通して福祉やボランティアへの興味や関心につながる機会を提供します。 ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座を開催しボランティアの育成に努めます。	ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座等を開催し、ボランティアの育成を行います。	社会福祉協議会 →福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。
125	ボランティアネットワーク支援事業	ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ちボランティア間の横のつながりの強化に努めます。	ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ち、ボランティア間の横のつながりを強化します。	社会福祉協議会 →福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。
127	ボランティアセンター運営事業 →ボランティア相談支援事業	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の希望や受入れ、悩み等の相談対応を行ったり、情報提供や需給調整を行います。	変更無し	社会福祉協議会 →福祉政策課	事業概要が福祉政策課で行っているボランティア相談支援事業のものであることから、事業名と担当課を変更。 ※ボランティアセンターの運営は社会福祉協議会が独自に行っている。
削除	介護支援ボランティア事業	介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励し、高齢者自身も社会参加活動を通した介護予防を推進します。	削除	地域包括支援課 →高齢福祉課	ボランティア従事者の要件が65歳以上かつ介護保険1号該当者となっており、事業の対象も主に高齢福祉施設であるため。
130	コミュニケーション支援サービスの充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた条例を制定し、情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進します。聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。	令和7年7月に「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定し、情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進しています。聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。	障害者地域支援室	
134	市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実	開庁日に手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行います。 磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムを、障害福祉課窓口に設置しています。 筆談ボードを障害福祉課窓口を設置し、筆談対応を行います。	開庁日に手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行うほか、コミュニケーションボードと筆談ボードを設置し、指差し・筆談による対応を行います。 障害福祉課窓口には、磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムと音声字幕表示システムを設置しています。	障害者地域支援室	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前(事業概要)	変更後(事業概要)	担当課	備考(変更理由など)
135	ホームページの活用 →市広報紙・ホームページ等を活用した情報提供	市ホームページ及び市公式SNS等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。	市広報紙・市ホームページ及び市公式SNS等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。また、情報提供の際はアクセシビリティを意識し、誰もが情報を入手・活用できるよう努めていきます。	障害福祉課 広報戦略課	
削除	市広報紙の活用	市広報紙への掲載を通して、障害者に対する情報提供に努めていきます。	削除	障害福祉課	135と統合
136	チャレンジアートフェスティバルの実施	障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者の社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解を深めます。	障害者(児)が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者(児)の社会参加を促進し、市民の障害者(児)に対する理解を深めます。	障害者地域支援室	
削除	おひさまサンサン生き生きまつりの実施	障害者の社会参加への意欲向上や高齢者の健康増進を図るため、参加者相互の理解を深め、福祉のまちづくりへの意識を高めることに努めます。	廃止のため削除	障害者地域支援室 高齢福祉課	令和8年度で廃止
削除	障害児運動教室	情緒の安定等、精神的・身体的な健康増進のため、気軽にできる運動教室を実施します。	廃止のため削除	障害者地域支援質	
139	障害者の余暇活動支援	新規事業	障害者の余暇時間を充実させるため、余暇活動の機会と場の提供を行います。	障害者地域支援室	

●施策の変更点(担当課のみの変更)

事業番号	事業名	変更前	変更後	備考(変更理由など)
39	成人健診事業	健康増進課 医療年金課 国民健康保険課	健康増進課	進捗管理を健康増進課に一元化するため
54	障害児の総合的な支援体制の整備	障害福祉課	こども発達支援センターはるいろ	
58	療育の質の向上のための関係福祉施設の連携の強化	障害福祉課	こども発達支援センターはるいろ	
63	医療的ケア児の支援体制の整備	障害福祉課	こども発達支援センターはるいろ	
65	ペアレントトレーニング・ペアレントメンター	障害福祉課	こども発達支援センターはるいろ	
68	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進	学び推進課 特別支援教育推進課	特別支援教育推進課	交流促進については特別支援教育推進室で行っているため。
122	高齢者・障害者のためのパソコン相談	社会福祉協議会	福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。

第2期 つくば市障害者プラン

令和9年(2027年)3月

概要版

4次つくば市障害者計画

〔対象期間〕 令和9年度(2027年度)から
令和14年度(2032年度)まで

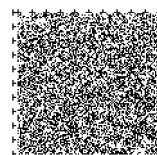
第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

〔対象期間〕 令和9年度(2027年度)から
令和11年度(2029年度)まで

ページの下に音声コード(Uni-Voice:ユニボイス)があります。スマートフォンのアプリなどを使って音声で内容を聞かことができます。

※Uni-VoiceはUni-Voice事業企画株式会社の登録商標です。

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs



1 つくば市障害者プラン改定版策定の背景と趣旨

つくば市では、令和6年（2024年）3月に「つくば市障害者プラン改定版（第3次つくば市障害者計画・第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児計画）」を策定し、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。

国の障害者施策においては、令和3年（2021年）6月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が令和6年（2024年）4月に施行され、事業者における合理的配慮の提供が義務付けられました。また、令和7年（2025年）12月には、高次脳機能障害への理解促進、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための切れ目ない支援を目的とした「高次脳機能障害者支援法」が成立し、令和8年（2026年）4月に施行されました。さらに、法定雇用率が段階的に引き上げられているなか、障害者の就労ニーズが多様化していることを踏まえて、令和6年（2024年）4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が改正され、障害者本人の就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設されるなど、障害福祉の現状に合わせた法整備が進んでいます。

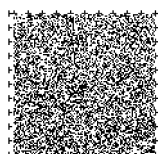
この度、各計画の最終年度にあたり、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果等に基づく障害者や障害児のニーズや実態などを踏まえ、第2期つくば市障害者プラン（第4次つくば市障害者計画・第8期つくば市障害福祉計画・第4期つくば市障害児福祉計画）を策定します。

2 計画の位置付け

（1）計画の根拠

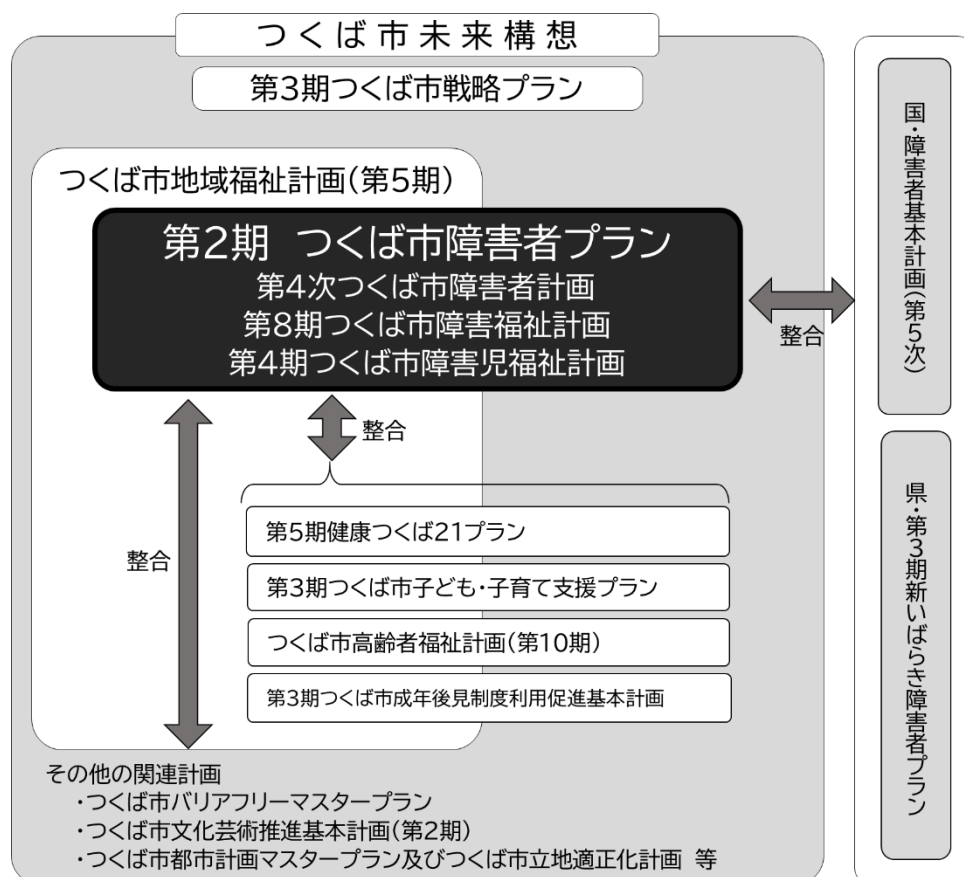
本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、それぞれ策定するものです。本市では、これらの計画の調和を保つため、「第2期つくば市障害者プラン」として一体的に策定します。

計画名	根拠法令	概要
第4次 つくば市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画
第8期 つくば市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画
第4期 つくば市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画



(2) 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、国及び茨城県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プラン」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。



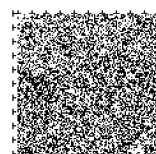
(3) SDGsとの関係

「誰一人取り残さない」という包摂的な世界の実現を目指す、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の理念を踏まえて計画を策定していきます。



3 計画の期間

本計画を構成する「第4次つくば市障害者計画」は令和9年度（2027年度）から令和14年度（2032年度）までの6年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第8期つくば市障害福祉計画」及び「第4期つくば市障害児福祉計画」については、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間を計画期間とします。



4 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、全ての市民が計画の対象者です。

「障害者」は、障害者基本法第2条で「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていますが、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

また、この計画の推進にあたっては、障害者やその家族はもとより、行政関係機関や社会福祉法人、民間のサービス事業者及び市民が共通の認識と目標のもと、互いに理解し協力していくことが求められます。

5 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画の策定にあたっては、以下の過程において意見を聴取し、計画に反映することに努めました。

- つくば市障害者計画策定懇談会
- つくば市自立支援協議会
- 障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査
- 計画素案に対するパブリックコメント

アンケート調査結果及びヒアリング調査結果は、つくば市ホームページに掲載しています。以下のURL又はQRコードから、内容を確認することができます。

URL : https://www.city.tsukuba.lg.jp/kenko_iryō_fukushi/shogaisha/1004800.html

QRコード :



6 計画の推進体制

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認める時は、計画の変更も含め、必要な措置を講じるPDCAサイクルマネジメントによる進捗管理を実施します。

◆ つくば市障害者プラン改定版の進捗評価

令和6年（2024年）3月に策定した「つくば市障害者プラン改定版」の進捗状況を把握するため、評価基準を設定し、これまでに推進してきた各事業について把握及び評価を行い点数化しました。

1 評価基準

評価	進捗の度合	点数
A	施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している（進捗度 101%以上）	4点
B	施策の取組みを予定通りに実施している（進捗度 80～100%）	3点
C	施策の取組みを概ね予定通りに実施している（進捗度 50～79%）	2点
D	施策の取組みを予定通りに実施できていない（進捗度 ～49%）	1点
E	各種要因より施策の取組みの実施が困難になった/できなかった	0点

2 評価結果

	取組数	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	E (0点)	点数	平均
基本目標1								
共生のまちづくりの推進	23	2	18	3	0	0	68	2.96
基本目標2								
生活環境の整備推進	16	4	12	0	0	0	52	3.25
基本目標3								
安全・安心な暮らしの確保	11	1	9	1	0	0	33	3.00
基本目標4								
権利擁護の充実	7	0	6	1	0	0	20	2.86
基本目標5								
地域生活の充実	36	0	36	0	0	0	108	3.00
基本目標6								
保健・医療体制の充実	16	0	14	2	0	0	46	2.88
基本目標7								
教育・療育の充実	17	1	15	1	0	0	51	3.00
基本目標8								
就労に向けた支援	7	0	6	0	1	0	19	2.71
基本目標9								
文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	8	0	7	1	0	0	23	2.88
全体	141	8	123	9	1	0	420	2.98

3 評価まとめ

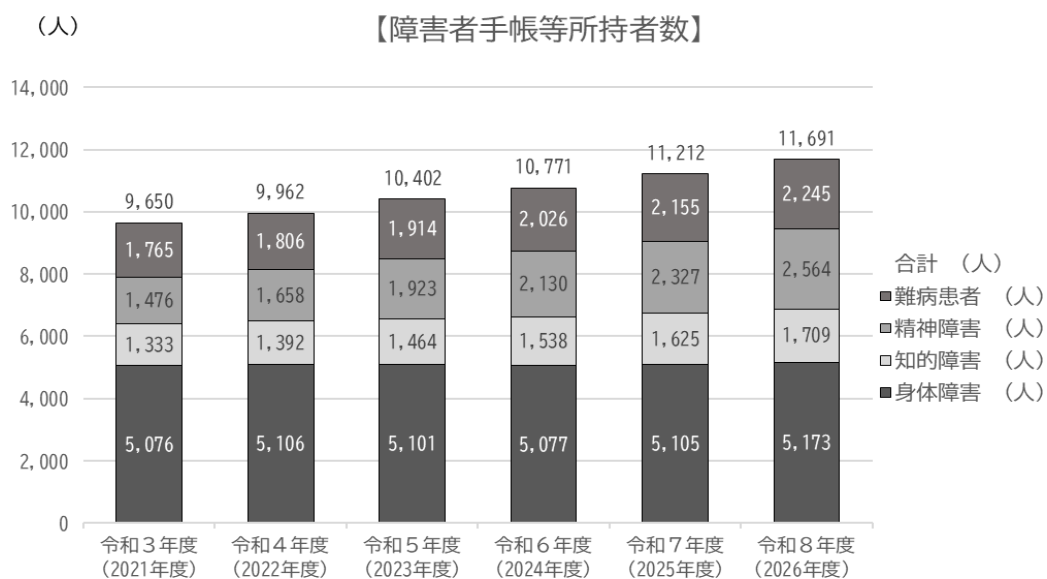
第3次つくば市障害者計画の各目標における施策の取組みについて、令和7年度（2025年度）までの進捗評価を行った結果、全体の9割以上の事業においてBの3点以上の評価となっています。

一方で、全体での平均は3点を下回る2.98点となっており、原因としては、制度等の周知不足、支援を提供するための人員不足等が考えられます。また、3点としている事業についても、課題や改善の余地が残っている場合があり、各事業について、より効果的に事業を実施する方法等について検討を続けていく必要があります。

7 障害者をめぐる状況

◆ つくば市の障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。令和3年度（2021年度）では合計9,650人でしたが、令和8年度（2026年度）では11,691人となっています。



8 障害のある児童生徒の状況

1 特別支援学級・特別支援学校等の児童生徒数

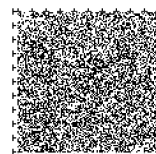
公立小中学校・義務教育学校在籍の特別支援学級の児童生徒数は年々増加しており、令和3年度（2021年度）から毎年100人以上増加し続けています。

特別支援学校については、居住地域により、進学先が主につくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の3校に分かれています。いずれの学校においても令和3年度（2021年度）と比較すると児童生徒数は増加していますが、増加幅は緩やかになってきており、伊奈特別支援学校では、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）にかけてはわずかに減少しています。

2 特別支援学校卒業生の進路状況

つくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の中等部を卒業した人のほとんどが、それぞれの特別支援学校高等部へ進学しています。

高等部を卒業した人の進路については、いずれの学校でも障害福祉サービスの日中系サービスを利用する人が多くなっており、伊奈特別支援学校では、一般事業所に就職する人も多くなっています。



第3次つくば市障害者計画

1 計画の基本理念

つくば市では、「つくば市未来構想」及び「第3期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。

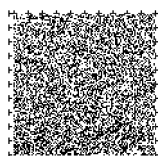
基本理念

障害の有無にかかわらず、
安心して自立した生活を送ることができる
共生社会

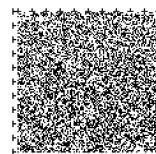
2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の7つの基本目標を設定しています。

1	権利擁護の推進・障害理解の促進	すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。
2	安心・安全な暮らしの確保	防災対策やバリアフリー化の推進等により、だれもが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。
3	保健・医療体制の充実	障害や病気等の発症予防・重症化防止を図るため、早期発見・早期治療を行うための体制を整備します。
4	教育・療育の充実	障害等のある子どもや発達に心配のある子どもの健やかな成長とその保護者・家庭を支援していきます。
5	自立した地域生活のための支援の充実	相談体制の強化、福祉サービスの充実等を通して、障害者等の地域での自立した生活を支援していきます。
6	雇用・就業、経済的自立に向けた支援の充実	一人ひとりが、その働く意欲や能力・適性を活かして働くことができるよう、支援していきます。
7	社会参加の促進	障害者等が豊かな生活をおくることができるよう、気軽に参加できる場の確保や、情報周知等に取り組みます。



3 計画の体系



第8期つくば市障害福祉計画・第4期つくば市障害児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像は以下の通りです。

障害者総合支援法	
自立支援給付 <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 施設入所支援 ■ 訓練等給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練） ・ 就労選択支援 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型、B型） ・ 就労定着支援 ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 自立生活援助 ■ 相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ■ 自立支援医療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療 ■ 補装具 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費の支給 	地域生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村（必須事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 基幹相談支援センターの運営 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ■ 市町村（任意事業） <p>その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業 ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 地域生活支援促進事業 ■ 都道府県（必須事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の高い相談支援事業及び意思疎通を行う者の養成・派遣事業 ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための事業 など
児童福祉法	
障害児への福祉サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 ■ 障害児入所支援※都道府県

障害福祉サービス等の利用実績と見込量

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後３年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

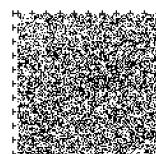
なお、本計画で見込む各種サービス等の見込量は、今後の整備・確保方策を図るために設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。見込量を超えた場合でも、必要なサービスの提供に取り組みます。

自立支援給付【介護給付】

			令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
居宅介護	計画値	実利用者数(人/月)	130	180	190	200	215	228	243
		利用時間(時間/月)	2,050	2,900	3,100	3,300	4,440	4,961	5,544
	実績値	実利用者数(人/月)	168	182	196	202			
		利用時間(時間/月)	2,847	3,437	3,950	3,973			
重度訪問介護	計画値	実利用者数(人/月)	20	24	26	28	22	23	24
		利用時間(時間/月)	6,700	9,000	9,600	10,200	6,975	7,292	7,609
	実績値	実利用者数(人/月)	21	21	20	21			
		利用時間(時間/月)	7,927	7,601	6,682	6,658			
同行援護	計画値	実利用者数(人/月)	13	13	15	17	33	38	43
		利用時間(時間/月)	80	135	160	185	1,089	1,455	1,884
	実績値	実利用者数(人/月)	14	20	25	28			
		利用時間(時間/月)	169	378	555	790			
行動援護	計画値	実利用者数(人/月)	2	2	2	3	10	14	18
		利用時間(時間/月)	30	20	25	30	351	508	665
	実績値	実利用者数(人/月)	1	2	3	6			
		利用時間(時間/月)	19	89	124	194			
重度障害者等 包括支援	計画値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
		利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0			
		利用時間(時間/月)	0	0	0	0			
短期入所	計画値	実利用者数(人/月)	83	70	80	90	95	105	117
		利用日数(日/月)	550	620	670	720	559	581	605
	実績値	実利用者数(人/月)	62	59	76	85			
		利用日数(日/月)	528	480	524	541			
療養介護	計画値	実利用者数(人/月)	12	12	12	12	14	15	15
	実績値	実利用者数(人/月)	12	12	13	14			
生活介護	計画値	実利用者数(人/月)	320	340	360	380	381	396	412
		利用日数(日/月)	5,700	6,350	6,600	6,850	7,111	7,395	7,689
	実績値	実利用者数(人/月)	325	331	350	366			
		利用日数(日/月)	6,083	6,098	6,517	6,839			
施設入所支援	計画値	入所者数(人)	139	139	137	134	140	138	136
	実績値	入所者数(人)	145	144	144	142			

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値（施設入所支援を除く）

※施設入所支援のみ、各年度末の入所者数。令和8年度は7月末時点の入所者数



自立支援給付【訓練等給付】

			令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
自立訓練 (機能訓練)	計画値	実利用者数(人/月)	26	13	14	15	15	16	17
		利用日数(日/月)	230	80	88	96	234	274	314
	実績値	実利用者数(人/月)	11	14	15	14			
		利用日数(日/月)	75	114	176	194			
自立訓練 (生活訓練)	計画値	実利用者数(人/月)	41	36	38	40	37	39	41
		利用日数(日/月)	770	580	620	650	573	583	594
	実績値	実利用者数(人/月)	30	35	32	35			
		利用日数(日/月)	534	540	485	563			
就労選択支援	計画値	実利用者数(人/月)			4	8	15	17	19
		利用日数(日/月)			40	80	105	119	133
	実績値	実利用者数(人/月)			2	3			
		利用日数(日/月)			12	23			
就労移行支援	計画値	実利用者数(人/月)	87	90	100	110	94	100	106
		利用日数(日/月)	1,400	1,480	1,640	1,800	1,617	1,757	1,908
	実績値	実利用者数(人/月)	73	79	94	88			
		利用日数(日/月)	1,162	1,197	1,541	1,489			
就労継続支援 (A型)	計画値	実利用者数(人/月)	67	130	145	160	136	141	147
		利用日数(日/月)	1,240	2,400	2,700	3,000	2,485	2,599	2,718
	実績値	実利用者数(人/月)	117	121	123	131			
		利用日数(日/月)	2,077	2,124	2,181	2,376			
就労継続支援 (B型)	計画値	実利用者数(人/月)	380	530	560	590	646	684	723
		利用日数(日/月)	6,300	8,950	9,400	9,850	11,135	11,854	12,620
	実績値	実利用者数(人/月)	516	563	594	611			
		利用日数(日/月)	8,670	9,455	10,042	10,460			
就労定着支援	計画値	決定者数(人/月)	28	23	27	31	45	51	57
	実績値	決定者数(人/月)	21	29	36	39			
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	実利用者数(人/月)	190	280	320	360	332	358	386
	実績値	実利用者数(人/月)	246	284	302	308			
自立生活援助	計画値	決定者数(人/月)	2	4	6	8	4	5	6
	実績値	決定者数(人/月)	1	1	3	3			

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

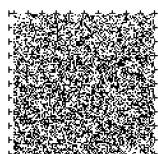
※就労選択支援の令和7年度の実績は、令和8年1月から3月まで月平均値

自立支援給付【相談支援】

			令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画相談支援	計画値	決定者数(人)	1,200	1,500	1,600	1,700	1,788	1,898	2,016
	実績値	決定者数(人)	1,407	1,530	1,646	1,684			
地域移行支援	計画値	決定者数(人/月)	8	9	9	9	2	3	4
	実績値	決定者数(人/月)	0.2	1	0	0			
地域定着支援	計画値	決定者数(人/月)	2	3	5	7	2	3	4
	実績値	決定者数(人/月)	1	1	0.3	0			

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値(計画相談支援を除く)

※計画相談支援のみ、各年度末時点の支給決定者数。令和8年度は7月末時点の支給決定者数



障害児に対する福祉サービスの利用実績と見込量

障害児通所支援

			令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
児童発達支援	計画値	実利用者数(人/月)	360	480	520	560	517	529	541
		利用日数(日/月)	3,751	4,131	4,353	4,528	4,821	5,133	5,466
	実績値	実利用者数(人/月)	471	494	509	505			
		利用日数(日/月)	3,751	4,131	4,353	4,528			
放課後等 デイサービス	計画値	実利用者数(人/月)	590	820	900	980	1,219	1,368	1,536
		利用日数(日/月)	7,670	9,000	9,920	10,840	13,752	15,611	17,721
	実績値	実利用者数(人/月)	768	888	992	1,086			
		利用日数(日/月)	8,281	9,631	10,796	12,114			
保育所等訪問支援	計画値	実利用者数(人/月)	8	40	60	80	39	40	41
		利用日数(日/月)	40	40	40	80	42	43	44
	実績値	実利用者数(人/月)	36	30	30	38			
		利用日数(日/月)	45	39	35	41			
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	実利用者数(人/月)	4	2	3	4	2	3	4
		利用日数(日/月)	8	4	6	8	4	6	8
	実績値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0			
		利用日数(日/月)	0	0	0	0			

※令和8年度の実績は7月末までの月当たりの平均値（児童発達支援を除く）

※令和8年度の児童発達支援の実績値は、令和5年度から令和7年度の4月から7月の月当たりの平均値と年度を通しての月当たりの平均値の比率を算出し、その値を令和8年度の4月から7月の月当たりの平均値に乘じて算出しています。

障害児相談支援

			令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障害児相談支援	計画値	決定者数(人)	210	550	750	1,000	1,252	1,568	1,963
	実績値	決定者数(人)	509	646	858	919			

※各年度末時点の支給決定者数。令和8年度は7月末時点の支給決定者数

地域支援事業

必須事業

			令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
理解促進研修・ 啓発事業（年間）	計画値	参加・来場者数(人)				3,350	3,450	3,550	3,650
	実績値	参加・来場者数(人)	2,674	2,770	3,262	-			
自発的活動支援事業 （年間）	計画	有無	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有	有			
相 談 支 援 事 業	基幹相談支援センター	計画値	センターの数(か所)	1	1	1	1	有	有
		実績値	センターの数(か所)	1	1	1	1		
	指定一般相談支援事業者	計画値	事業所数(か所)	4	4	4	4	4	4
		実績値	事業所数(か所)	4	4	4	4		
	指定特定相談支援事業者	計画値	事業所数(か所)	23	28	29	30	32	33
		実績値	事業所数(か所)	26	28	30	31		

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

※理解促進研修・啓発事業について、開催が毎年度3月のため、令和8年度は計画値(見込値)のみ。

※基幹相談支援センターの計画値について、令和9年度以降は「有無」に変更しています。

			令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度		
成年後見制度利用支援事業		計画	有	有	有	有					
		実績	有	有	有	有					
成年後見制度 法人後見支援事業		計画	有	有	有	有	有	有	有		
		実績	有	有	有	有					
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	計画値	実利用者数(人)	50	52	53	54	50	50	50	
			延べ利用者数(人)	445	501	531	561	310	310	310	
		実績値	実利用者数(人)	36	42	50	50				
			延べ利用者数(人)	395	303	237	92				
	要約筆記者派遣事業	計画値	実利用者数(人)	7	5	5	5	1	1	1	
			延べ利用者数(人)	43	33	33	33	3	3	3	
		実績値	実利用者数(人)	3	0	1	0				
			延べ利用者数(人)	9	0	1	0				
	手話通訳者設置事業	計画値	実利用者数(人)	382	505	535	565	300	300	300	
			延べ利用者数(人)	1,400	1,668	1,768	1,868	1,390	1,390	1,390	
		実績値	実利用者数(人)	352	301	292	119				
			延べ利用者数(人)	1,623	1,480	1,385	596				
	重度障害児等入院時 コミュニケーション事業	計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2	2	2	2	
			延べ利用者数(人)	28	28	28	28	28	28	28	
		実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0				
			延べ利用者数(人)	0	0	0	0				
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	利用件数(件)	13	12	12	12	12	12	12	
		実績値	利用件数(件)	6	5	12	4				
	自立生活支援用具	計画値	利用件数(件)	24	24	24	24				
		実績値	利用件数(件)	20	14	24	16				
	在宅療養等支援用具	計画値	利用件数(件)	14	14	14	14				
		実績値	利用件数(件)	13	9	15	4				
	情報・意思疎通支援用具	計画値	利用件数(件)	25	26	26	26				
		実績値	利用件数(件)	14	20	22	8				
	排せつ管理支援用具	計画値	利用件数(件)	4,277	4,080	4,180	4,280				
		実績値	利用件数(件)	3,890	4,495	4,732	1,662				
	居宅生活動作支援用具	計画値	利用件数(件)	4	4	4	4				
		実績値	利用件数(件)	1	2	0	0				
	計		計画値	利用件数(件)	4,357	4,160	4,260				
			実績値	利用件数(件)	3,944	4,545	4,805	1,694			
	手話奉仕員 養成研修事業	入門 コース	計画値	修了人数(人)	15	15	15	15			
			実績値	修了人数(人)	11	14	10				
基礎 コース		計画値	修了人数(人)	15	15	15	15				
		実績値	修了人数(人)	11	12	10					
移動支援事業		計画値	実利用者数(人/月)	31	28	28					29
			利用時間(時間/月)	140	168	168	168	342	376	414	
		実績値	実利用者数(人/月)	30	31	35	31				
			利用時間(時間/月)	229	283	311	358				
地域活動支援セン ター機能強化事業	地域活動支 援センター (Ⅰ型)	計画値	実利用者数(人)	142	令和6年度(2024年度)からⅡ型と統合						
			箇所数(か所)	1							
		実績値	実利用者数(人)	118							
			箇所数(か所)	1							
	地域活動支 援センター (Ⅱ型)	計画値	実利用者数(人)	85	196	196	196	200	200	200	
			箇所数(か所)	4	5	5	5	5	5	5	
実績値	実利用者数(人)	82	202	198	197						
	箇所数(か所)	4	5	5	5						

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値
※手話奉仕員養成研修事業の令和8年度実績については、講習中のため未掲載

任意事業

			令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
日中一時預かり サービス事業	計画値	実利用者数(人/月)	392	365	372	379	450	450	450
		利用時間(時間/月)	4,891	4,242	4,327	4,414	4,528	4,528	4,528
	実績値	実利用者数(人/月)	442	466	441	391			
		利用時間(時間/月)	4,898	4,830	3,857	3,851			
重度身体障害者 訪問入浴サービス 事業	計画値	実利用者数(人/月)	22	23	23	23	19	19	19
		利用日数(日/月)	125	128	128	128	107	107	107
	実績値	実利用者数(人/月)	21	19	19	17			
		利用日数(日/月)	114	103	102	108			

※令和8年度の実績値は、7月末までの月当たりの平均値

地域生活支援促進事業

			令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障害者虐待防止対策支援事業 (年間)	計画	有無	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有	有			
重度訪問介護利用者の 大学等修学支援事業	計画値	実利用者数(人)		2	2	2	4	4	4
	実績値	実利用者数(人)	2	3	3	4			
雇用施策との連携による重度障 害者等就労支援特別事業	計画値	実利用者数(人)		2	2	2	2	2	2
	実績値	実利用者数(人)	1	2	2	2			

※令和8年度の実績値は、7月末までの数値

令和11年度（2029年度）における目標値

目標1 施設入所者の地域生活への移行

令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
施設入所者の地域移行者数	9人
施設入所者の減少数	8人

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
令和9年度（2027年度）末までに、精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築	構築
心のサポーター養成研修	実施

目標3 地域生活支援の充実

令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
地域生活支援拠点への参加事業所数	30事業所
地域生活支援拠点研修実施回数	年1回
強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備	整備

目標4 障害児支援の提供体制の整備等

令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
児童発達支援センターの4つの中核的な機能の確保	確保
インクルージョン推進のため、関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	維持
医療的ケア児等支援に関する協議の場の開催及び医療的ケア児等コーディネーターの配置の継続	継続
障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制と連携体制の構築	構築

目標5 相談支援体制の充実・強化等

令和11年度（2029年度）末時点の目標値	
相談支援事業所連絡会の開催回数	年6回以上
のぞまないセルフプランの件数の減少	0件

目標6 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築

令和 11 年度（2029 年度）末時点の目標値		
障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組みに関する体制の継続	継続	
	県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加率	100%
	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有	実施
	県等と合同で行う指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有	実施

第2期つくば市障害者プラン
概要版
第4次つくば市障害者計画
第8期つくば市障害福祉計画・第4期つくば市障害児福祉計画
令和9年（2027年）3月
発行：つくば市 福祉部 障害福祉課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話029-883-1111（代） F A X 029-868-7544

わかりやすい

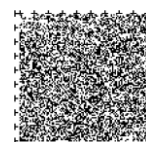
第2期つくば市障害者プラン

【令和9年（2027年）3月】

ページの下に「音声コード（Uni-Voice：ユニボイス）」があります。スマートフォンのアプリなどを使って音声で内容を聞かことができます。

※Uni-VoiceはUni-Voice事業企画株式会社の登録商標です。

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs



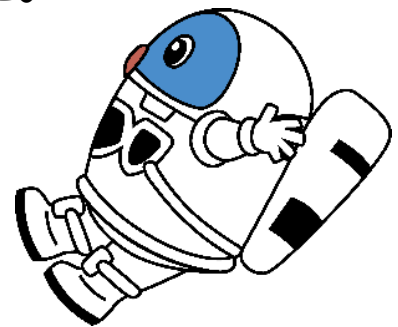
1 あたらしい^{けいかく}計画をつくりました

この^{けいかく}計画は、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人や^{しょうがい}障害のある^こ子どもが、つ
くば市で^し自分らしく^{じぶん}^{あんしん}安心して^{せいかつ}生活できるようにすることを
^{めざ}目指してつくりました。

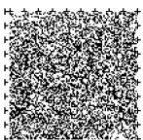
この^{けいかく}計画をつくるために、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人や^{しょうがい}障害のある
^こ子どもが、^{いま}今どのように^{せいかつ}生活しているのか、^{こま}困っていること
と、^{きぼう}希望していることを^{しら}調べて、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人や^{しせつ}施設の人
などで、^{かんが}みんなでいっしょに^{かんが}考えました。

2 ^{けいかく}計画の^{かんが}考^{かた}え方

この^{けいかく}計画の^{かんが}考^{かた}え方は次の^{つぎ}とおりです。

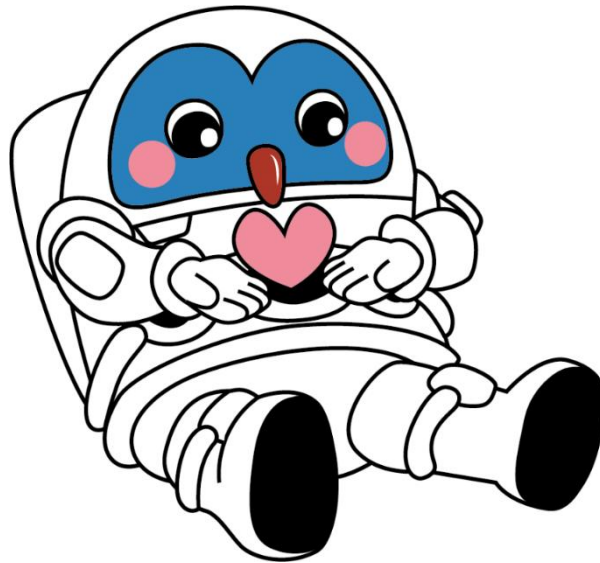


^{しょうがい}障害のある^{ひと}人もない^{ひと}人も、みんながいっしょ
に^{あんしん}安心して^{じぶん}自分らしく^{せいかつ}生活できる^{しゃかい}社会をめざす



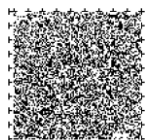
しょうがい ひと さべつ う おも
障害のある人が差別を受けたり、いやな思いをしたりしない

しょうがい ひと けんり まも と く
ように、障害のある人の権利を守る取り組みをします。



とく 取り組むこと

- ・ じぶん き てつづき ひと
自分で決めることや手続をすることがむずかしい人のために、
そうだん の てつづき ひと み
相談に乗り、手続をしてくれる人を見つけます。また、このよ
うに たす ひと ひろ
うに助けてくれる人がいるということを、広めていきます。
- ・ さべつ ぎゃくたい き ひろ
「差別や虐待をしてはいけない」という決まりがあることを広
めていきます。また、さべつ う ふか きず
差別を受けたり、深く傷つけられたとき
に そうだん しょうだん ばしょ ひろ
相談できるしくみをつくり、相談できる場所があることを広
めていきます。



基本目標 2

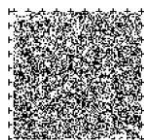
安全・安心に暮らせるまちをつくる

住まいやまちのなかで困ることや大変なことをなくし、生活しやすいまちをつくります。また、災害（地震・台風など）や犯罪から障害のある人を守り、安全で安心した暮らしができるようにします。



とく り 組 む こ と

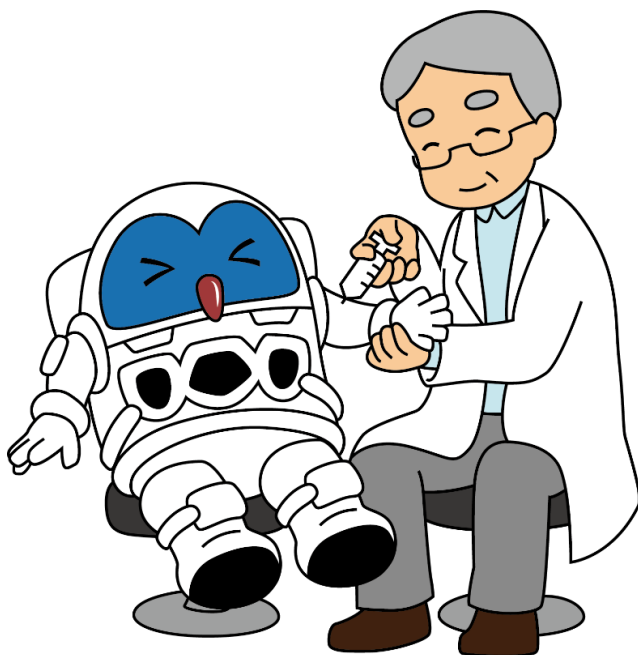
- ・ 住みやすい家の情報をかんたんに調べられるようにします。
- ・ 障害のある人もない人も行きたいところに行けるようにするために、建物の中や道路の段差を少なくしたり、障害のある人も乗ることができるバスやタクシーを増やしたりします。
- ・ 地震や台風がおきたときに、どうすればいいのかがわかるような、「防災ガイドブック」を広めたり、ひなんくんれんをしたりします。



音声コード Uni-Voice

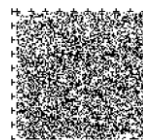
基本目標 3 保健・医療のしくみを整える

病気や障害が重くなるのを防いだり、病気や障害があっても、健康に暮らすことができるようなしくみをつくれます。



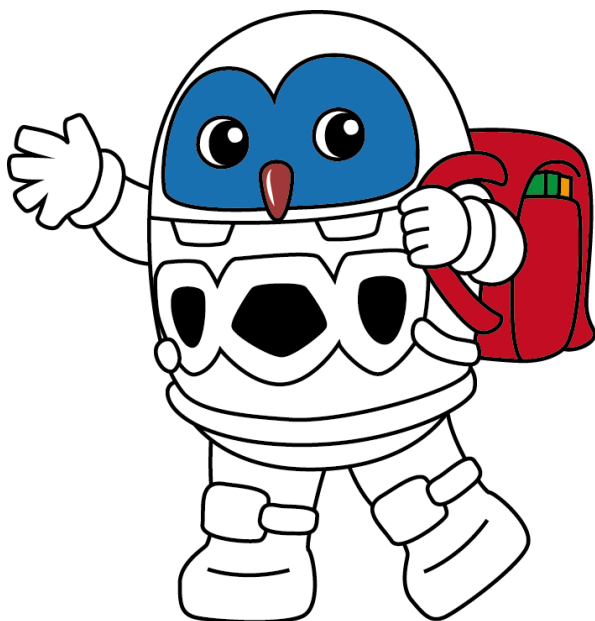
とく組むこと

- ・子どもの成長の様子を決まった時期に確認して、必要な手助けをしていきます。
- ・病気になるように、また、病気がひどくならないように、生活のリズムをととのえるためのアドバイスをしていきます。
- ・障害が原因で入院している人が、退院したあとに地域で生活できるよう、必要な手助けをしていきます。



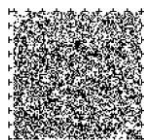
基本目標 4 教育・療育の場を整える

がっこう、こどもの発達を支える場を用意して、こどものすこやかな成長と、その保護者・家庭を支えます。



とく組むこと

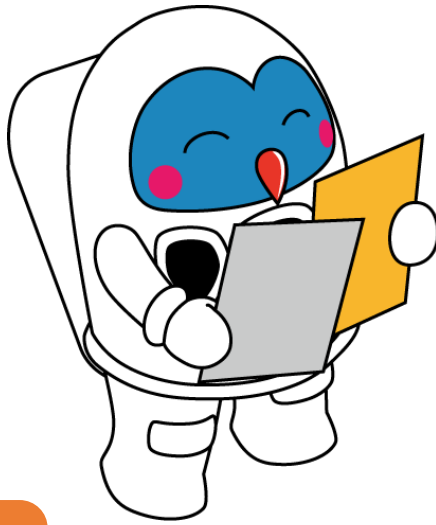
- ・それぞれの子どもに合わせた手助けができるよう、保護者が専門の人たちに相談できる場を用意します。
- ・子どもや先生を手助けする人を用意し、子どもが学校で困らないように、また、困ったときにすぐに相談できるようにします。
- ・子どもがすこやかに成長できるよう、学校の先生や施設の先生もさらに勉強していきます。



音声コード Uni-Voice

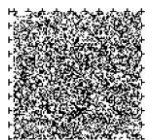
基本目標 5 障害のある人が地域で生活するためのしくみをつくる

障害のある人が、自分らしくいきいきと生活できるよう、
日常生活を助けるサービスを用意します。



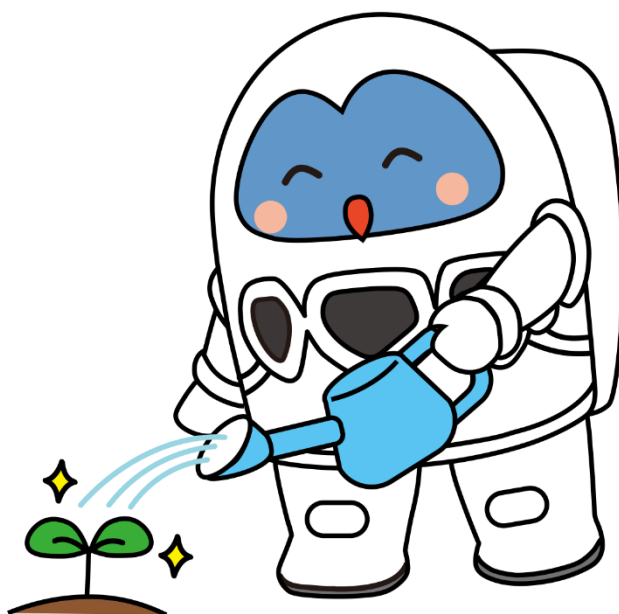
とく り 組 む こ と

- ・市役所・病院・学校などが協力して、障害のある人が生活していくうえで必要なことを考えて、その人に合った手助けをします。
- ・生活の助けになるサービスを、必要な時に使うことができるようにします。
- ・困ったことがあったときに相談できるしくみをつくります。また、相談できる場所がどこにあるのかをわかりやすくまとめ、その情報を広めていきます。



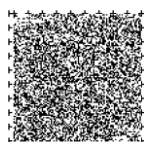
基本目標 6 はたら 働くための手助けをする

しょうがい ひと じぶん あ しごと てだす
障害のある人が、自分に合った仕事ができるように手助けします。



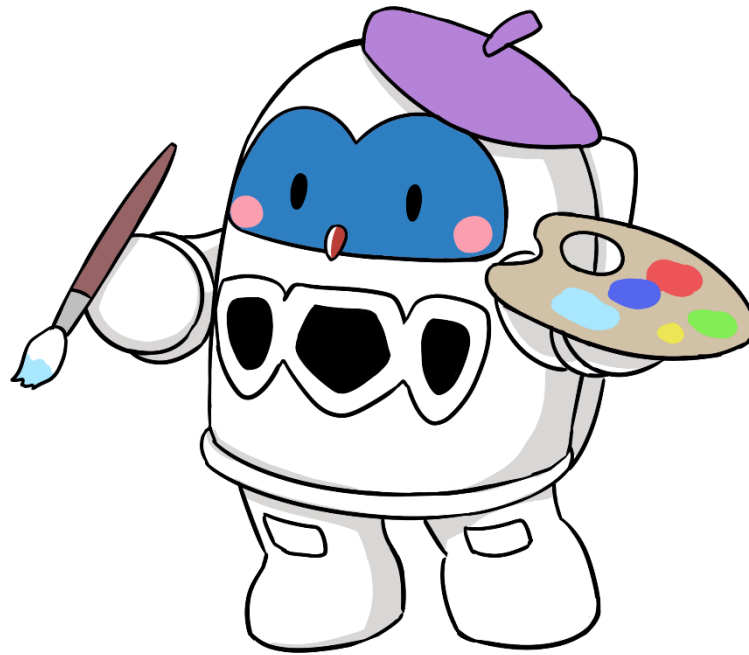
とく 取り組むこと

- しごと べんきょう れんしゅう ようい
・ 仕事をするための勉強や練習ができるサービスを用意します。
- しょうがい ひと はたら ふ
・ 障害のある人が働くことができるところを増やします。
- しょうがい ひと はたら めんせつかい おこな
・ 障害のある人が働くための面接会を行います。



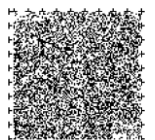
音声コード Uni-Voice

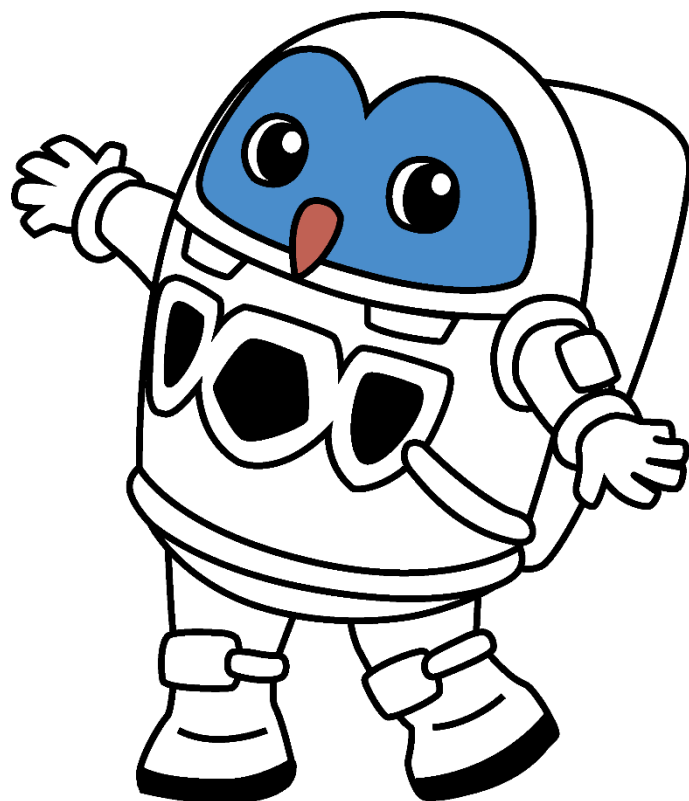
しょうがい ひと ゆた せいかつ おく ぶんか
障害のある人が豊かな生活を送ることができるように、文化
げいじゅつ
芸術・スポーツなど、それぞれが好きなことに取り組めるよう
かんきょう ようい
な環境を用意します。



とく りく む こと

- しょうがい ひと つく さくひん てんじ げき はっぴようかい ひら
・ 障害のある人が作った作品の展示や、劇などの発表会を開きます。
- しょうがい ひと ひと とく りく む こと ひら
・ 障害のある人もない人も、いっしょに取り組むことができるイベントを開きます。





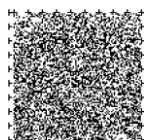
わかりやすい ^{だい き} 第2期 ^{し しょうがいしゃ} つくば市障害者プラン

^{し ふくし ぶ しょうがいふくし か}
つくば市 福祉部 障害福祉課

^{いばらきけん} 〒305-8555 茨城県 ^{し けんきゅうがくえんいっちょうめ} つくば市研究学園一丁目 ^{ばんち} 1番地1

^{でんわ} 電話 ^{だいひょう} 029-883-1111 (代表)

^{ふあつくす}
F A X 029-868-7544



音声コード Uni-Voice